

令和 6 年

第 6 回飯舘村議会定例会会議録

自	令和 6 年	8	月	30	日
至	令和 6 年	9	月	13	日

飯 舘 村 議 会

令和 6 年第 6 回飯館村議会定例会会期日程

(会期 15 日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第 1 日	8. 30	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 決算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 決算審査特別委員の選任
第 2 日	8. 31	土	休 日		
第 3 日	9. 1	日	休 日		
第 4 日	9. 2	月	休 会		議案調査
第 5 日	9. 3	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順 1 ～ 4 番）
第 6 日	9. 4	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順 5 ～ 6 番）
第 7 日	9. 5	木	休 会		議案調査
第 8 日	9. 6	金	決算審査 特別委員会	午前 9 時	令和 5 年度一般会計及び各特別会計決 算審査（個別説明）
第 9 日	9. 7	土	休 日		
第10日	9. 8	日	休 日		
第11日	9. 9	月	休 会		議案調査
第12日	9. 10	火	決算審査 特別委員会	午前10時	令和 5 年度一般会計及び各特別会計決 算審査（総括質疑）
第13日	9. 11	水	決算審査 特別委員会	午前10時	令和 5 年度一般会計及び各特別会計決 算審査（総括質疑）
第14日	9. 12	木	休 会		議案調査

第15日	9. 13	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 追加提出議案の提案理由の説明 3. 議案審議 閉 会
------	-------	---	-----	-------	--

令和 6 年 8 月 3 0 日

令和 6 年 第 6 回 飯 舘 村 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

令和6年第6回飯舘村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和6年8月30日（金曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開会	令和6年8月30日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和6年8月30日 午前11時02分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	飯 畑 秀 夫	○	2	花 井 茂	○
	3	横 山 秀 人	○	4	佐 藤 眞 弘	○
	5	佐 藤 一 郎	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	高 橋 孝 雄	○
署名議員	7 番 菅 野 新 一		8 番 佐 藤 八 郎			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書記 伊藤博樹		書記 小林徳弘	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	高 橋 祐 一	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	○	村 づ く り 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	△
	住 民 課 長	荒 真 一 郎	○	健康福祉課長	石 井 秀 徳	○
	産業振興課長	三 瓶 真	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 課 長	高 橋 政 彦	○	生涯学習課長	山 田 敬 行	○
	会 計 管 理 者	庄 司 稔	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 瓶 真	○
	選挙管理委員会 書 記 長	村 山 宏 行	○	農 業 委 員 会 会 長	原 田 直 志	○
	代表監査委員	高 野 孝 一	○	選挙管理委員会 委 員 会 長	伊 東 利	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年8月30日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 決算審査特別委員の選任

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第6回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は、予算案件2件、決算認定6件、条例案件3件、その他案件2件の計13件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。7月26日に、広報編集特別委員会が広報編集のため開催されております。

次に、8月26日に、議会運営委員会が、本定例会の会期日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は6名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣の件についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から令和6年7月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、今定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって7番 菅野新一君、8番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（高橋孝雄君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月13日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月13日までの15日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第3、村長提出の議案第65号から議案第77号を一括し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに令和6年第6回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、6月議会定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

初めに、行政区懇談会についてです。

昨年までは、村は住民の声を直接聞く機会として、8月に住民懇談会を、11月には行政区ヒアリングを開催してまいりましたが、本年度はこれらを合わせた行政区懇談会として、各行政区集会所を会場に開催してまいりました。

令和7年度に復興創生第2期が終了することから、飯舘村をはじめ被災自治体及び県では、復興創生第2期以降の復興事業の継続や支援策等について国に対し要望を行っているところですが、令和6年度は令和8年度以降の復興支援策の枠組みを決める重要な時期であることから、行政区における喫緊の課題につき対応するとともに、将来に向けた村の課題を早期に取りまとめ国に届ける機会とするため、5月から8月末までに20行政区全てで行政区懇談会を開催したものです。

懇談会で出された意見や要望は取りまとめ、整理した上で、令和8年度以降の復興策をはじめとする国・県要望につなげてまいりたいと考えております。

次に、各課の報告を申し上げます。

まず、総務課関係です。

8月7日に交流センターふれ愛館において、第2回行政区長会を開催いたしました。会議では、各課の主な事業等の説明を行い、各行政区から要望や質問を受けたところです。また、会の冒頭には、東京大学の学生や南相馬警察署、福島民報社からそれぞれ行政区に協力をお願いする事項の説明があり、理解を求めたところです。

次に、村づくり推進課関係です。

まず、未来志向型農業推進についてです。

去る6月24日に、村、株式会社ダイサン、株式会社サンライズの3者による未来志向型農業推進に係る栽培産地立地協定を締結いたしました。これは、ゼロカーボンブレッジいたて宣言の趣旨に基づく新たななりわい創出と地域活性化に資する民間事業として、村、野菜生産企業、販売関係企業が、蔵平地区に整備された木質バイオマス発電施設の排熱を利用したトマトの生産と流通販売体制を新たに構築することを目的としたものであり、現在株式会社ダイサンにおいて、国の自立帰還支援雇用創出企業立地補助金の採択に向けた申請を行っているところです。

次に、長泥地区における避難指示解除の状況についてです。

長泥地区に残る帰還困難区域の避難指示解除については、堆肥製造施設及び特定復興再生拠点区域外の外縁部除染済み農地の一部について、令和7年春に避難指示解除を目指すことについて、本年5月に説明会を開催し、同意をいただいていることから、その準備を進めております。また、それ以外の区域についても、行政区役員会を主とした住民の皆様

との協議、国・県との協議を進めているところです。

引き続き、飯館村全域の避難指示解除に向けて、尽力してまいります。

次に、移住定住対策についてです。

令和6年度空き家・空き地バンク登録推進業務の取組の一環として、去る8月1日に、地元の情報に精通し、移住者の受入協力実績のある6名が、空き家・空き地バンクサポーターとして任命され、同日、いいたて村空き家・空き地バンクサポーター出発式が行われました。

空き家・空き地に関する情報収集とバンクへの登録増加、住宅不足の解消に向けた取組を進めてまいります。

次に、7月26日に、CRSスポーツ工業株式会社との協力協定締結式を執り行いました。

CRSスポーツ工業株式会社は、本年3月末より、旧草野小学校の空き教室や飯樋町での操業を開始されており、村外からの従業員の雇用にも積極的に取り組んでいただいているところです。今後、それぞれの有する資源や知見を生かし、より一層の発展を目指すために、新たな事業所や雇用の確保、雇用に伴う住宅確保、スポーツ振興及び交流の促進などについて協定を締結いたしました。

次に、7月27日に、大倉地区にてはやま湖まつりを開催いたしました。

大倉行政区、南相馬市上柵窪行政区及びまごころ運営協議会をメンバーとして、はやま湖まつりを実行委員会が組織され、まつりの企画から事前準備、当日の出店まで、一丸となって取り組まれたところです。また、ステージイベントが開催されるとともに、来場されたお子様を対象とした木工教室や福島県相双建設事務所による真野ダムの見学会などの体験イベントも開催され、昼の時間帯からたくさんの方々にご来場いただき、約640人の集客が見られました。夜の部では、大倉行政区に伝わる伝統芸能の神楽演舞が披露されるとともに、はやま湖畔で、上空への打ち上げ花火とともに水面に鮮やかに咲く水中花火が行われ、小さいお子様を連れたご家族などにご来場いただき、大いににぎわいが見られた一日となりました。

次に、8月11日に、いいたて村の道の駅までい館において、村商工会の主催でいいたて夏まつりが開催されました。

本イベントは、県の事業再開・帰還促進事業の交付金を活用した事業であり、村から商工会へ業務を委託して行われております。当日は、いいたてフラクラブやサクラ・シスターズの福島もも娘をはじめとするステージイベント、子供じゃんけん大会などが行われたほか、飲食ブースも多数出展し、多くのご来場の皆様に夏まつりを楽しんでいただけたところです。

次に、いいたて村の道の駅までい館の運営状況ですが、平成29年8月12日にオープンしてから7月末までのレジ客数は、までい館が80万6,536人、セブンイレブンが177万1,274人となっております。

8月12日には開館7周年を迎え、7周年お客様感謝祭が開催されました。台風接近の影響により規模を縮小しての実施となりましたが、レストランでの飯館産黒毛和牛を使用した焼き肉丼の販売をはじめ飲食ブースも出展され、たくさんの方に来場していただくこと

ができました。今後も広く村の情報を発信し、交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、ふかや風の子広場についてですが、本年4月から7月末までに2,914人のご来場をいただいております。また、ドッグランのびのびについても、本年4月から7月末までに228件、300頭のご利用をいただいております。

どちらの施設も大変ご好評いただいております、村内外から多くのお客様に楽しんでいただいているところです。

次に、宿泊体験館きこりの利用状況ですが、本年4月から7月末までの全体利用客数は5,076人で、このうち素泊まり宿泊利用者は519人、入浴施設利用者は3,144人となっております。また、本年5月より軽食を提供しておりますやまぼうしの利用者数は7月末までに1,084人となっております、このほか会議利用のお客様も増えており、村民の憩いの場、交流の場として多くの方に利用していただいております。

次に、村民の森あいの沢キャンプ場についてですが、ファミリーキャンプをはじめ様々なスタイルのキャンパーにお越しいただき、4月から8月末までに1,068人の利用がありました。

特に、休み期間には多くの家族連れでにぎわっており、今後もきこり、きらり、あいの沢、ともに村の観光・交流の拠点として、より利用しやすい施設となるよう、村内外にPRをし、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、住民課関係です。

はじめに、令和6年度における村税等の課税状況ですが、8月1日現在で、個人村民税1,840件、固定資産税2,155件、軽自動車税3,633件、国民健康保険税73件、介護保険料84件となっております。

次に、物価高騰による家計への負担増を踏まえた国の経済対策、物価高騰対応重点支援給付金についてです。

令和6年度において、新たに個人住民税が非課税または均等割額のみ課税の51世帯に対し、1世帯当たり10万円及び子ども加算1人当たり5万円の給付金を、それぞれ7月末に給付いたしました。

また、国の経済対策として、今年度は個人住民税及び所得税の定額減税も実施されておりますが、このうち減税額が課税額を上回る場合は、その差額を調整給付金として、村が対象者へ給付することとなります。本村の調整給付金の対象は765人で、8月上旬に通知書を発送し、8月下旬より振込を開始しております。

次に、マイナンバーカードについてです。

本村における7月末現在のカード交付率は78.9%となっており、今年12月2日からカードと健康保険証が一体となったマイナ保険証へ移行するため、村では、引き続き村民のマイナンバーカード取得と活用の促進に向けた取組を進めてまいります。

次に、村民の帰還状況ですが、8月1日現在の村への帰還者は628世帯、1,190人で、帰還率は約26%となっております。これに、転入者270人といいたてホームの入所者等を合わせ、村内居住者は806世帯、1,522人となっております。

また、避難を継続している方の状況ですが、県外避難者が145人、県内避難者は、福島市に1,923人、南相馬市に272人、伊達市に235人、川俣町に217人、相馬市に116人など、合わせて2,907人です。

次に、健康福祉課関係です。

令和6年度の集団健診を、6月20日から26日までの間の6日間、16歳以上の全村民を対象に、いちばん館を会場に実施いたしました。

今年度の集団健診受診者は、昨年度より26名増の956人でした。集団健診未受診者については、福島市内では9月末まで、相馬・伊達方部では12月まで医療機関での受診が可能となっております。

健診の結果、指導が必要な方には、家庭訪問や電話で健康づくりのための保健指導を実施し、未受診の方には個別に受診勧奨の案内を送付するなど、今後とも受診率向上を図るとともに、村民の健康管理に努めてまいります。

次に、100歳賀寿についてです。

6月23日に伊丹沢行政区の佐藤フミヨさん、8月20日に宮内行政区の中川廣男さんが満100歳を迎えられました。

村からは褒状とお祝い金を贈るとともに、県からの褒状等を代理で贈らせていただきました。また、村社会福祉協議会から褒状、老人クラブ連合会から記念品がそれぞれ贈られました。

飯舘村では今年度2人目で、これまででは46人目の100歳到達者となります。さらなる長寿をお祈りするものであります。

次に、令和6年度飯舘村敬老会についてです。

今年度は9月8日に、いいたて希望の里学園体育館で昨年同様開催いたします。

今年度の招待者の総数は8月1日現在951人で、現在までの参加申込者は166人となっております。敬老会に出席された皆さんが全員笑顔で再会いただけるよう準備を進めてまいります。

次に、産業振興課関係です。

はじめに、農業委員会関係です。

さきの6月議会定例会において、農業委員の任命について同意をいただきましたので、去る7月8日に農業委員会辞令交付式を開催し、新しい農業委員7名に辞令を交付いたしました。また、その席上で、委員の互選により、会長に原田直志さん、会長職務代理者に西尾ツネさんが選任されております。さらに、農地利用最適化推進委員につきましても、同日の農業委員会臨時総会で13名が選任され、新体制による農業委員会がスタートしております。

次に、今年の水稲の作付状況です。

本年の主食用米、飼料用米、新市場開拓米、ホール・クロップ・サイレージ用稲の作付面積は、15地区、約257.1ヘクタールとなっており、昨年の約234.8ヘクタールと比較して約22.3ヘクタール拡大しております。また、生育状況については、村内における水不足や高温による障害、病害虫の大量発生などの報告は今のところ届いておりませんので、今後

の順調な成長を願うところです。

次に、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積についてです。

令和7年度末の地域集積協力金等制度の終了を見込み、できるだけ多くの農地の利用集積を進めるため、各行政区の話合いの進捗に合わせて、現在、伊丹沢、大倉、飯樋町、前田・八和木、大久保・外内地区で話合いを進めており、今年度中に約60ヘクタールの担い手への農地利用集積が行われる見込みです。これにより、昨年度までの実績と合わせ、集積面積は12地区、572ヘクタールとなる予定です。

次に、鳥獣被害対策関係です。

今年も4月から鳥獣被害対策実施隊及びサル駆除プロジェクトチームを編成し、捕獲等の対策を実施しております。7月末の捕獲頭数は猿41匹、イノシシ50頭となっております。

また、村内で農業に携わる方の圃場については、ご希望に応じて、引き続き電気牧柵やワイヤーメッシュ柵の導入を進めているところです。

次に、木質バイオマス施設等緊急整備事業についてです。

去る6月30日に、議長はじめ議員の皆様にもご出席をいただき、飯舘みらい発電所竣工式が開催されました。なお、営業運転開始については性能面、安全面確保のための追加作業を行うことになったため、予定より少々遅れる見込みとなった旨、報告を受けているところです。

次に、建設課関係です。

まず、建設管理係です。簡易水道の空気弁や仕切弁周辺の道路の段差解消のため9か所の修繕を行い、また集落排水のマンホール周辺の段差においても5か所の修繕を行っております。引き続き適切な管理に努め、通行の安全を確保してまいります。

次に、土木係です。行政区で実施する住民参加型環境保全事業による村道の草刈りについては、16行政区において1回目の草刈りが完了し、今後2回目の草刈りを実施する予定となっております。その他の路線は、村内業者への委託により草刈りを進めております。また、国道・県道については、県による道路愛護交付金により地元で対応可能な16行政区、約141.4キロメートルの草刈りを実施しております。今年度については、県道原町川俣線において、年2回の草刈りを実施してまいります。また、県による河川愛護交付金により、関沢地区において1.7キロメートルの河川の草刈りを実施しております。

次に、生活環境整備事業による村道機能回復工事ですが、現在15路線、4.5キロメートルの工事を発注しており、12月末の工事完了を見込んでいます。併せて村管理の普通河川、17河川においても除草作業を進めており、10月末に完了する予定です。

次に、農業基盤再生係です。農業基盤整備促進事業につきましては、16の行政区において工事を進めております。今後も各行政区と調整を行いながら、早期完了に努めてまいります。

次に、ため池における放射性物質対策工事については、今年度は13か所のため池において工事を進めており、年度内完了を目指して進めてまいります。

営農再開が加速するよう、各事業とも推進してまいります。

次に、教育委員会関係です。

まず、学校及びこども園の状況に関してですが、1学期中の教育・保育活動については、通常の活動が行われてきており、親子遠足や修学旅行、いせひでこ先生の絵を描くワークショップ、いいたて学として、しみじみマスタープロジェクトと題した全学年による取組においても、地域の方々にご協力をいただきながら取り組むことができております。

また、夏休み明けの2学期からの活動についても、8年生の職場体験など、順調にスタートしているところであります。

次に、夏休み中の動きであります。例年行っている、村教職員を対象とした研修会を7月30日・31日に実施しております。7月30日には、今年度からいいだて希望の里学園に赴任された教職員を対象に、村内めぐり研修会を開催しております。子供たちにいいたて学を学ばせるものとして、村の文化や伝統、復興再生の状況を現場で体感していただいたところです。

また、7月31日には、授業改善の実践としての演習や、先生のためのいいたて学と題し、研修を実施してきたところです。

次に、昨年度から、夏まつりから秋まつりに変更した、PTA主催によるいいたてっ子秋祭りは、9月15日に実施する予定となっております。

次に、学校管理においては、学校給食の民間業者への業務委託を進め、2学期からの提供体制を整えてきたところです。8月21日には給食試食会を実施し、味や質に変わりがないことを確認してまいりました。これまでと同様、村財産の食材利用を進めるとともに、安心・安全な学校給食の提供に努めてまいります。

次に、学習環境であります。こども園においては、保護者との密な連絡体制が確立され、安心・安全の保育がなされております。学校における学習環境では、タブレット端末の活用によるICT化が日常的になり、オンライン授業や双方向の授業を取り入れながら、様々な活用形態が広がってきているところです。

次に、生涯学習課関係です。

村民の交流や生きがいづくりを図るわくわく農業体験塾は、本年度の会員は13人で、6月から上飯樋地区の畑で野菜の栽培や収穫を行い、7月27日には収穫した夏野菜を使った料理交流会を開催しております。

次に、移住検討者を対象とした移住定住促進ツアー、ミチシル旅です。本年度は8回の開催を予定しており、7月末までに3回開催いたしました。合計24人が参加し、参加者は村民との交流や農業体験などを通じて、村の暮らしを肌で感じる機会となりました。

次に、自主文化事業関係では、7月20日にサイエンスショーを開催し、子供たちを含めた41人は、目の前で繰り広げられた、科学をテーマにしたショーを楽しんでおりました。

次に、語学研修事業「WAKUWAKU Eツアー」です。8月1日から8日までの6泊8日で、希望の里学園後期課程16名が参加して、オーストラリアへの語学研修を実施いたしました。参加した生徒は、ホームステイや現地学校との交流を通じて、英語の勉強はもとより、文化の違いを感じながら国際感覚を養う貴重な経験となりました。

次に、スポーツ関係です。7月15日には、68人が参加した第13回村民グラウンドゴルフ交流会、7月28日には、44人が参加した第3回飯舘村長杯パークゴルフ大会をそれぞれ開

催し、参加者は交流を図りながら競技を行いました。

また、8月3日には第3回いいたてナイター駅伝大会を開催し、村内外、県外から44チーム、約200人が参加いたしました。夕刻からスタートした村の涼やかな環境の中で、参加者はチームの思いを一つにしてたすきをつなぎ、白熱した駅伝を楽しんでおりました。

なお、現在台風10号の前線の影響により、東北地方では明日8月31日土曜日にかけて、局地的に雷を伴った大雨になることが予報されておりますので、庁内において、村地域防災計画に基づく対応体制の確認を行ったところであります。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案第65号は、令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）です。

既定予算総額に1億9,697万1,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を137億1,601万3,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に7,675万3,000円の増、農林水産費の農業費に1,600万3,000円の増、林業費に2,362万1,000円の増、商工費の商工費に6,543万6,000円の増などを計上しました。

歳入には、地方交付税、国県補助金、財産収入、基金繰入金、繰越金等を充てております。

議案第66号は、令和6年度飯舘村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

既定予算総額に5,275万8,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を10億9,521万3,000円としました。

議案第67号から議案第72号までは、令和5年度飯舘村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についてです。

令和5年度一般会計の決算額は、歳入総額186億7,337万6,000円、歳出総額180億228万6,000円で、歳入歳出差引き6億7,109万円の黒字決算となりました。このうち、繰越明許費の2億2,011万6,000円を差し引いた実質収支は4億5,097万4,000円です。

この決算は、歳入ベースでは過去2番目、歳出ベースでは過去最も大きい額となりました。

議案第73号は、飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日から現在の保険証が廃止されるため、飯舘村国民健康保険条例の関係する条項を改めるものです。

議案第74号は、飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例です。

これは、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例が令和6年7月に公布され、同年4月1日から適用されたことに伴い、飯舘村税特別措置条例の関係する条項を改めるものです。

議案第75号は、特定復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例が令和6年7月に公布され、同年4月1日から適用されたことに伴い、飯舘村特定復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の関係する条項を改めるもので

す。

議案第76号は、商業施設売場用商品棚の取得についてです。

8月8日に、4社による指名競争入札を行った結果、三共立山株式会社タテヤマアドバンス社東北支店が落札しましたので、その物品購入契約について議決を求めるものです。

なお、契約金額は1,573万円です。

議案第77号は、福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてです。

健康保険証に代わりマイナンバーカードを活用することに伴い、本村が加盟する福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

以上が提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時30分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時59分）

◎日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託

議長（高橋孝雄君） 日程第4、決算特別委員会設置及び付託の件を議題とします。

お諮りします。

議案第67号令和5年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第68号令和5年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号令和5年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号令和5年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号令和5年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号令和5年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上の6議案について、飯館村議会委員会条例第5条の規定によって、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号から議案第72号までの6議案については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、決算審査特別委員の選任

議長（高橋孝雄君） 日程第5、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員

会条例第6条第4項の規定によって、1番 飯畑秀夫君、3番 横山秀人君、4番 佐藤眞弘君、5番 佐藤一郎君、6番 渡邊 計君、7番 菅野新一君、8番 佐藤八郎君、9番 佐藤健太君、以上8名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8名を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に決算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

◎散会の宣告

議長(高橋孝雄君) これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時02分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年8月30日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 菅野 新一

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

令和 6 年 9 月 3 日

令和 6 年第 6 回飯舘村議会定例会会議録（第 2 号）

令和6年第6回飯舘村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和6年9月3日（火曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和6年9月3日 午前10時00分				
	閉議	令和6年9月3日 午後 4時42分				
応（不応）及び 招議議員並 出席議員に欠席議員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	飯 畑 秀 夫	○	2	花 井 茂	○
	3	横 山 秀 人	○	4	佐 藤 眞 弘	○
	5	佐 藤 一 郎	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	高 橋 孝 雄	○
署 名 議 員	9 番 佐 藤 健 太		1 番 飯 畑 秀 夫			
職務出席者	事務局長 志 賀 春 美		書 記 伊 藤 博 樹		書 記 佐 藤 将 樹	
地方自治法の 第121条の1 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	高 橋 祐 一	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	○	村 づ く り 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長	荒 真 一 郎	○	健 康 福 祉 課 長	石 井 秀 徳	○
	産 業 振 興 課 長	三 瓶 真	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 課 長	高 橋 政 彦	△	生 涯 学 習 課 長	山 田 敬 行	○
	会 計 管 理 者	庄 司 稔	○	農 業 委 員 会 事 務 局 会 長	三 瓶 真	○
	農 業 委 員 会 書 記 会 長	村 山 宏 行	△	農 業 委 員 会 会 長	原 田 直 志	△
代 表 監 査 委 員	高 野 孝 一	○	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 会 長	伊 東 利	○	
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年9月3日（火）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

8月30日に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に佐藤眞弘委員、副委員長に佐藤健太委員を選任した旨、議長に報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。8月30日総務文教・産業厚生の両常任委員会が、閉会中の所管事務調査等協議のためそれぞれ開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 佐藤健太君、1番 飯畑秀夫君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。6番 渡邊 計君。

6番（渡邊 計君） 皆さん、おはようございます。

議席番号6番 渡部 計。令和6年9月定例会において一般質問をさせていただきます。

今年も例年、去年に続き暑い夏でありました。これは地球温暖化の影響ということで、大分テレビでもおっしゃっていますが、今年は特にあちこちで線状降水帯が発生し、とんでもないところで水害が発生している。そして今回の台風10号、最初の予想と大きく外れて、挙げ句の果ては迷走して歩く。何か予報もつかないような、それだけ太平洋高気圧や偏西風の蛇行が強まっているということで、本当に地球上が異常を来しているんじゃないかと思われます。このまま温暖化が進みますと、2050年には福島県では阿武隈山系が一番おいしい米が取れると言われております。しかし食糧危機も予想されて、近未来的には昆虫食になるのではと言われております。

私くらいの年齢の人は、小さい頃よくイナゴを取って、おばあちゃんが煮詰めて砂糖をまぶして食べさせていただいたんですが、それはイナゴですよ。ただ、今後昆虫食というとコオロギやハチノコとかそういうものにどんどんなってくるらしいんですが、2025年・来年度には世界市場が1,000億円になると見込まれているそうであります。

昆虫というのは飼育交換率が高くて、牛から1キロの肉を取るための餌や手間賃、そういうものを考えるとコオロギなどは本当に安く済むということらしいんですよ。そ

れで、コオロギ100グラムには25グラムのたんぱく質が含まれているそうです。牛肉100グラム当たりで21グラムだそうですので、大分コオロギのほうが、摂取するには率がいいのかな。そしてコオロギには、コレステロールを下げる脂肪酸、それから食物繊維・ミネラル・ビタミンといった体づくりのための要素が、本当にバランスよく豊富に含まれていると言われております。

でも、そういうものが主食になるとカエルやカメレオンになったようで、何となく最初は手を出しにくいのかな。今年30数年ぶりに米不足が出ましたけれども、これは去年の暑さのために米がよく取れなかったというのがあるんでしょうが、去年の米はないんですが恐らく古米・古々米、そういうものは国の東京の深川の米倉庫にかなり山積みになっているものと思われます。

今後気象がどうなっていくのか、そして将来的には何十年後になるか分からないですけども昆虫食のための虫を飼育する、牛や豚みたいに大きな設備は要らないんだそうですね。本当に小さな設備で、本当にすぐ飼える。そういうことも、今後経済成長に貢献できるのではないかとされているのですが、我々が生きている時代には関係ないかと思われませんが、長い将来はそうなってくるのかなと思われる最近の温暖化であります。

では、質問に入らせていただきます。

大きい1番として、行政区に関して。1つ目、住民懇談会で出た意見についてお伺いいたします。

2つ目、県道・村道の草刈りの実績と問題点についてお伺いいたします。

大きい2番としまして道の駅、これ風の子広場を含みます。それとハシドラッグに関してお伺いいたします。

小さい1つ目としまして、道の駅に今後公金注入の増額はあり得るのかお伺いいたします。

2番目、道の駅の基本協定書が令和4年4月1日、指定管理者専務取締役栗原六太郎氏のままですが、この内容について今後はどうなるのかお伺いいたします。

3番目、ハシドラッグが撤退する場合の条件はあるのか。また、公金注入はあり得るのかお伺いいたします。

4番目、風の子広場の日よけ等の設置計画はどうなっているのかお伺いいたします。

大きい3番としまして、プレミアム付商品券に関してであります。1番目として、実施計画はあるのかお伺いいたします。

大きい4番、風力発電に関して。1番目として、大火山風力発電の川俣住民との紛争の経過についてお伺いいたします。

2番目、東急不動産が計画中の風力発電について村の見解をお伺いいたします。

大きい5番として、教育長に関して。1番目、教育長の任免はどうなっているのかをお伺いいたします。

以上大きい項目で5点、答弁をお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 6番 渡邊 計議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1の1「住民懇談会で出た意見」についてお答えいたします。住民懇談会

については、5月12日から8月25日までの間、20行政区の各集会所に伺い実施いたしました。住民懇談会の中で出された主な意見としては、県管理の道路・河川などに関するものが最も多く、次いで基盤整備、支障木伐採、獣害被害対策、二重住民票に関するものが主でありました。村民生活に密着したものが多く意見として寄せられたものです。

次に、ご質問1の2「県道・村道の草刈りの実績と問題点」についてお答えいたします。まず村道の草刈りについては、福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業を活用した住民参加型環境保全事業により、行政区内の幹線及び生活道路を中心とした146路線を対象に16行政区、延長149.05キロメートルの草刈りを実施しております。また、住民参加型にて実施できない路線につきましては、業者委託により108路線、延長92.25キロメートルの草刈りを実施しております。

次に、国道・県道の草刈りについては、福島県の委託事業により村内の国道・県道の6路線を対象として16行政区、延長141.4キロメートルの草刈りを実施しております。いずれの費用も国・県の補助金交付金を活用していることから、復興創生第2期・令和7年度までと言われている中で、国・県に対し事業の継続を強く要望しているところであります。

次に、ご質問2の1「道の駅に今後公金注入の増額はあり得るのか」についてお答えいたします。飯舘村の道の駅「までい館」の運営については、これまで電気料高騰などで一時的に不安定な時期があり、施設の維持管理のための必要経費として指定管理料を増額した経緯はありましたが、現在は経営面についても安定しているところです。道の駅の指定管理料については、施設の維持管理に必要とされる額を協議の上決定してきております。

次に、ご質問2の2「道の駅の基本協定書が令和4年4月1日指定管理者当時の専務取締役のままだが、また内容について今後どうなるのか」についてお答えいたします。飯舘村の道の駅「までい館」等の管理に関する基本協定については、令和4年4月1日時点で「株式会社までいガーデンビレッジ」の専務取締役を代表とし、協定を締結したものです。会社の代表権のある者と協定を締結していれば、協定は会社と締結したこととなるため、その後代表権のあるものが変更になったとしても、再度協定を取り交わす必要はありません。また協定の内容についても、現時点で変更する予定はございません。

次に、ご質問2の3「ハシドラッグとは撤退する場合の条件はあるのか、また公金注入はあり得るのか」についてお答えいたします。株式会社ハシドラッグとは、令和5年4月24日に飯舘村内の生活環境の向上に関する基本協定を、また令和6年3月19日には出店基本協定を締結しており、現在草野字大師堂に建設を進めております公設民営での商業施設に出店いただくこととなっております。

なお、この取組は村民の多くの皆様が待ち望んできたものであり、来春オープンに向けて相互に鋭意準備を進めているところであります。また、両協定の中では生活環境の向上に向けた協力体制についても取り決めており、今後株式会社ハシドラッグとの信頼関係の中でしっかりと協議を進めてまいります。

次に、ご質問2の4「風の子広場の費用計等の設置計画はどうなっているのか」につい

てお答えいたします。風の子広場では、大型パラソルの設置により日よけ対策を実施しております。また強風の吹く場所でもありますので、常設型ではなく取り外しのできるパラソルで対応しており、悪天候の際はパラソルの設置を見送りさせていただいてきたところ です。

次に、ご質問 3 の 1 「プレミアム付商品券について実施計画はあるのか」についてお答えします。昨年は全国的なエネルギー高騰や食料品価格等の影響などの社会情勢を鑑みて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活応援商品券事業を行ってまいりました。今後についても、社会情勢によっては財源確保等に努め、何らかの対策が必要になることも考えられますが、現時点においてはいわゆるプレミアム付商品券についての実施は計画しておりません。

次に、ご質問 4 の 1 「大火山風力発電の川俣町民との紛争の経過」についてお答えいたします。「いいたてまでいな再エネ発電株式会社」による大火山風力発電事業については、令和 2 年 9 月 23 日に締結した川俣町・「いいたてまでいな再エネ発電株式会社」・飯舘村の 3 者による「いいたてまでいな風力発電施設に関する協定」により、飯舘村は「いいたてまでいな再エネ発電株式会社」に対する指導・監督をする立場となっております。令和 2 年 8 月に風車についての苦情に基づき、「いいたてまでいな再エネ発電株式会社」により、相手方のご理解をいただきながら風車音対策工事が進められております。なお、当事者との協議に多大な時間を要しましたが、一定のご理解をいただき今年 9 月上旬をめどに工事が完了する見込みとなっております。

次に、ご質問 4 の 2 「東急不動産が計画中の風力発電について村の見解」についてお答えいたします。東急不動産株式会社が計画する（仮称）福島飯舘風力発電事業については、現在事業者において環境影響評価法、いわゆる環境アセスメント法に基づく環境影響評価が進められており、同法に基づく住民説明会のほか、周辺の各行政区への説明が行われているところです。村としては、今後も環境影響評価結果や住民説明会等にて出た意見の把握に努めてまいります。

次に、ご質問 5 の 1 「教育長の任免はどうなっているのか」についてお答えいたします。教育長については、現在適任者の選考中でありま す。適切に議会に議案を上程してまいります。

以上となります。

6 番（渡邊 計君） 今説明いただきましたが、これより再質問に入りたいと思います。

住民懇談会で出た意見について、その中で「県管理の道路・河川など」という答弁であります が、これは県管理の道路・河川についてどのような要望があったのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 県管理の道路・河川などに関する要望であります。

県管理の道路のひび割れ等による改良もそうですが、道路に係る支障木関係、そういったものについてはどの行政区からも「県に対して強く要望してくれ」「処理について要望してくれ」というような話があったところ であります。

また、河川についても河川の中の管理、そういった関係についても村ではなかなかできない部分 でありますので、それについては「県に対して要望していただきたい」という

ふうな話があったところであります。

6 番（渡邊 計君） 道路の補修ということですが、道路の補修というと現状の舗装、県道などはある程度の厚みがあると思うんですが、村道などはそんなに厚くないのかなと。ただ、いまだに環境省のダンプが毎日何十台も通行しているということで、かなり道路は傷んでいるのではないかと思います、そういうことに関しては県道あるいは村道、県のほうは県でやっていただけるんでしょうが、村道に関しては環境省とどのような取決めか何かあるのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 村道に関してですが、例えば仮置き場等の入り口付近でどう見ても環境省さんのほうのダンプで壊れたとか、そういったケースの場合には環境省と協議をしながら、村道の補修工事のほうを進めているという状況でございます。

あと、中間貯蔵施設のほうに運搬する際の台数と距離によって、村としての単価が決められておりまして、それでもって年間幾らかの環境省からの協定に基づくお金が入ってきているという状況でございます。

6 番（渡邊 計君） 村道などの場合は、村と環境省が直接交渉してある程度のことはできると思うんですが、私小宮行政区であります、あそこは牧野から搬出が毎日数十台出ている。それと長泥からの搬出、これに関しましては一方通行状態で蕨平から小宮に抜けてくるという形で、蕨平から来て小宮の出口はいつも道路の一時停止のところに穴が空いたりいろいろしているわけですが、私も大分環境省には直接言っておるんですが、今後小宮の牧野から運び出して県道まで出る間の道路、あそこは本当に現状舗装みたいな薄いアスファルトなので、そういうことに関してもまだに運び終わった後道路をどうするかという話はなされていないんですか。

建設課長（高橋栄二君） 議員おただしの道路は、野手神の農道ですね。それに関しては、まだ環境省から補修に係る話等は来ておりません。

6 番（渡邊 計君） あそこの道路を通るのは本当に私とか、あとその奥にあるもう 1 軒の杉岡さんとか少数のもので、あとはいまだに野手上山に登山に来る人たち、そういう人たちが数台通るぐらいで、ほとんど通らない状況である。そういう中で、通るのは、環境省のダンプだけ。ただ、今回野手神第 2 工事が入ったもので工事車両も少々動くと思いますが、ほぼ環境省のダンプしか動かない。

これに関しては、今令和 6 年ですから令和 7 年・8 年度いっぱい搬出は終わって、令和 9 年度に小宮に牧野を返すということらしいんですが、道路はどういうふうな整備をして返してくれるのか。そういう話を今からしないと、押し詰まってからでは遅いのではないかなと思われるわけですが、地域の住民から、そして地域の代表としましては今からぜひ話をさせていただいて、あそこの道路をきちんと直して返してもらうように、そういう対策を取っていただきたいと思いますと思うんですが、今後いつ頃からそういうお話を始められるのか、お伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君） 返還時期のスケジュール等も鑑みながら、地域の方々とも情報共有をしながら、環境省のほうと協議のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

6 番（渡邊 計君） あと支障木伐採の答弁なんですが、現在の村民というか住民参加型の道路の草刈り、要は道路にかぶさっている支障木とか、そういうもの伐採・撤去は含まれていないんですか。

建設課長（高橋栄二君） 村道の住民参加型による草刈りにつきましては、まずは草刈りが主です、ただ、この事業を活用して村道の支障となる部分の支障木伐採についても、事業として行うことができます。何行政か、そういった支障木伐採への取組をされている行政区もございます。

6 番（渡邊 計君） 支障木伐採と草刈り事業とは、予算的に全く別立てと受け止めてよろしいですか。

建設課長（高橋栄二君） 同じ事業のメニューで、枠としては別にある。ただ、当然希望があってその分の枠で申込みをするということでございますので、その範囲内ということでございます。

6 番（渡邊 計君） あと、懇談会の中で以前からイグネが一時、被災直後除染の中でイグネとかを伐採していただいたわけですがけれども、今になってここ三、四年前からまたイグネの伐採を求める声も少々出ておるわけで、私も聞いておりますが、そういうことなどは懇談会の中で話は出なかったんでしょうか。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前 10 時 26 分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前 10 時 27 分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 住民懇談会の中で、支障木についての件は話がありましたが、イグネ伐採についての話については特に出なかったかなというふうに記憶しているところであります。

6 番（渡邊 計君） 3 年ぐらい前バイオマス計画が始まった頃から、森林組合の中でもそういう話があるので伐採を進めたいようなお話を私は伺ったような記憶があるんですが、今回の話には出ていなくても以前には出ていた記憶があるんですが、そういうものに関して「意見が出ないからやらない」じゃなくて、ここ何年かのこういう懇談会の中で、あるいはヒアリングの中でそういう話が出ているかと思われるんですが、そういう記憶はございませんか。

産業振興課長（三瓶 真君） イグネの伐採につきましては、屋敷林というところの伐採をした場合に、今整備をして稼働の準備を進めておりますバイオマスの受入れについてどうなるかというような質問は、区長会初め行政区の役場庁舎で行っていた懇談会等では出てきたところであります。

以上です。

6 番（渡邊 計君） 一応懇談会の中では以前出てきているということではありますが、そういう要望に対してバイオマスが動けば向こうでも借入れてくれるという利点もありますの

で、今後要望が出た場合は村が執行部側としてどのような態度を取っていくのか、村長お答えください。

村長（杉岡 誠君） 今担当課長が概要としてお話をしましたが、そもそも木質バイオマス発電事業所のほうに屋敷林という言葉が正しいのか、あるいは自分の身の回りの枝の剪定とかそういう言葉が正しいのか分かりませんが、そういったものの受入れについては今まで協議を進めてきております。一定程度話が煮詰まってきておりますので、その点に関して先般行政区長会の中でもう少し詳細を詰めて、あるいは「時期とか持込みの方法については、決まり次第お知らせをします」という周知をさせていただいていますし、住民懇談会の中でその辺は触れさせていただいておりますので、十分協議は進んできていると思います。

なお、個人個人が個別ばらばらに持ち込むとなかなか大変な部分がありますので、少し今整理をさせていただくということで時間をいただいているところであります。

以上であります。

6 番（渡邊 計君） 村の真ん中より南側というのと、結構放射線に汚染されているものでもありますし、森林組合のほうからもそんな話も伺っているので、FIT 価格も間伐とあと私有林の間伐じゃなく自分で切った場合と買入れ値段が違うということもありますので、その辺村としてどのような補助体系を取るのか、あるいは取ることができないのか、その辺はいかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 木質バイオマス発電所における受入れの単価につきましては、現在協議中でありましても、今回は重量によって単価を設定することがどうかということでの協議を進めているところであります。

なお切る場所によって、例えば地目が通常の宅地に入っているもののほか、山林などに入っておりますと伐採届の関係とかも出てまいりますので、その辺りのところも含め協議中でありましても、単価につきましては今のところ重量当たりというところで、どうなのかというところで協議中でありまします。

以上です。

6 番（渡邊 計君） 森林組合なども受け入れるようなお話も伺っておりますので、今後ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思いますと思います。

次に、懇談会の中で出た意見について、プレミアム商品券の話は出なかったのかお伺いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） プレミアム付商品券の話については、小宮行政区さんと飯樋町行政区さんからも出たかというふうに記憶しております。

6 番（渡邊 計君） 今、小宮行政区と飯樋町からあったという話ですが、私別の行政区から直接向こうから私にお話ありまして、プレミアム商品券の話をしたら「村長はやりたいようなことを言っているんですが、本当にやってくれるんでしょうか」というお伺いを受けました。これは飯樋・小宮、この2行政区以外の人であります。

小宮で話したのは私です。あと、飯樋町はどなたか知りませんが、そういう話が出ているはずなので、その辺全然記憶にございませんか。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前 10 時 33 分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前 10 時 36 分）

村長（杉岡 誠君） 小宮並び飯樋町行政区以外で商品券事業のことについて、話が出たのではないかなというようなご質問かと思いますが、私は全ての行政区の住民懇談会に出ておりますが、商品券事業という形でお問合せをいただいたのはあくまで小宮行政区と飯樋町行政区というふうに記憶しております。

なお、担当のほうで全て記録を取っておりますので、詳細についてももう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

6 番（渡邊 計君） 今のところは、「記憶がない」ということで住民にはお伝えしておきます。

それと次、県道草刈りの実績と問題点についてであります。私は今回の草刈り事業の中で人が出たと聞いておるんですが、執行部のほうは把握していないんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 直接該当する行政区さんとか、本人から聞いたという話はございません。また聞きとして、後日そういう話をお聞きしたという状況でございます。

6 番（渡邊 計君） 個人で医者へ行った、そういう場合は別段個人の責任ということもあるんでしょうが、私が聞いている中で 1 人は「救急車を呼んで行った」という話を伺っているわけですが、そういう話は全然聞いていないということではよろしいんですか。

建設課長（高橋栄二君） 事故当時、本人またはその行政区からのお話としては、お聞きしていないというのが現状でございます。

6 番（渡邊 計君） 私が聞いたのは、これが一般の業者ですと、例えばけがとかそういうことになると労災扱いになったりして、そうすると次に仕事がもらえないとかということになってくるんですが、行政区の場合どうなるのか。その辺で、今年草刈りを始める前に区長会のほうからチェーンソー及び草刈り機の講習の要望があったと思うんですが、そのことに関しては実績的にどうなっているのかということと、来年度以降けががはつきりした場合にそういう講習を受けた人、そういう人が出ないと仕事ができなくなるのか、その辺のところをお聞きいたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 私のほうからは、行政区長会で要望がありましたチェーンソーと草刈り機の講習についてのお答えをいたします。

直接区長会からというわけではありませんが、同じように農地の保全管理等を行っております中山間直接支払事業の関係と、あと今回の場合は多面的の関係でも村道といえますか農道、あるいは水路の草刈りをしております。そうした関係もありまして、団体のほうから「安全講習をしてほしい」ということがありましたので、今正確な日時は分かりませんが、この秋からチェーンソーと草刈り機の講習会を開催するという運びになっ

ております。目的は、一番は議員おただしのように安全講習というところに重きを置きまして、操作・使い方等も併せて講習をするところであります。

なおそれら事業につきまして、来年度以降事故が起きた場合に次からそこに参加できないのかということにつきましては、もともとが集落でそうした農地の保全等を行う事業でありますので、これにつきましては起きた際にはしかるべき報告などを適切に行った上で、次回から本人が希望すればそれは参加できるものというふうな整理だと思います。以上です。

6 番（渡邊 計君） 実は小宮のほうも、コミセンや用水路回りの草を刈っているわけですが、区長さんのほうからは講習とかを開いたんじゃないくて、一般の自宅の草刈りと同じ扱いで行いますので「十分気をつけてやってください」というお話は伺っておりますが、実際けが人が出るといろいろ問題も出ますのでその辺のところ、道路の草刈りは令和7年度・来年度も継続でやるということですので、その辺の要綱をしっかりと確認して各行政区へ通達していただきたいなと思います。

では次、道の駅と「風の子広場」を含むハシドラッグについてお伺いいたします。

私、今回道の駅に公金注入の増額はあるのかという質問をしておりますが、令和5年度当初予算では3,680万円の予算があって、決算額で2,898万5,000円という決算が出ておりますが、来年の4月にハシドラッグの開店、ハシドラッグが開店した場合に道の駅の産直とかのほうはそんなに影響を受けないのかなと。

ただ、今道の駅で一番売上げを上げているセブンイレブンは1億数千万円上げているわけですが、セブンイレブンの売上げがあって以前から3,300万円前後の公金を注入している額で何とか収まっているわけでありましてけれども、ハシドラッグの営業によりセブンイレブンの売上げが下がった場合どうするのかということで聞いているわけですが、執行部としてはハシドラッグの開店に関して道の駅の売上げがどうなるのかという見解というか、検討はされているんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ハシドラッグさんがオープンすることによって、道の駅の売上げにかなり影響があるんじゃないかというふうな話であります。

商業施設の建設に当たっては近隣の自治体、それから商工会やら道の駅も含んで「そういったものを建てることについて心配はあるのか」ということで、事前の聞き取り等を行っておりますが、特に問題なく進んできたところであります。ハシドラッグ・商業施設はセブンイレブン等との商業の形態が違いますので、そもそも利用する客がどういったことを望んで利用するか、それによって全く影響はないとは言い切れないかと思いますが、通常の運営について大きな影響はないというようなことで判断をされているようであります。

道の駅については指定管理の部分で、施設の維持管理ということで営業についての村の指定管理料の中に、経営の部分について見ているものではそもそもありませんので、今後営業部分についてはそれぞれの企業さん・業者さんが努力して行っていくものでありますし、ハシドラッグができることによって村への集客、全体的な交流人口等の増加も含んで飯舘村が注目を浴びるような拠点がまた1つ増えたんだなということで、相互の

相乗効果を狙えるのではないかという期待も持っているところであります。

以上です。

6 番（渡邊 計君） 今の課長の答弁ですと、セブンイレブンそれから道の駅の売上げには影響がないような答えですが、道の駅の売上げに影響がなかったらハシドラッグからしたらハシドラッグが売れないということですよね。ハシドラッグが出て、売れるから道の駅に影響があるんです。

課長はハシドラッグを利用しているかどうか分かりませんが、私はしょっちゅう行っております。なぜか、安いんです、コンビニなんかよりは。そしてコンビニにあるようなものは、ほとんどあります。ただ、今後ハシドラッグが出た場合に一番困るのはハシドラッグの場合100円から110円、セブンイレブンだと150円から160円、そういう大きい差があった場合にどうしてもまとめ買いする場合はハシドラッグへ行っちゃう。

それと、ハシドラッグが一番困るのは、課長が言うには「道の駅はそんなに問題ないのかな」ということでありますが、地産地消の製品、村民が作って今道の駅に出しているような野菜、そういうものがもしハシドラッグで扱われると、間違いなく売上げが減るのは見込めているわけですよ、今からでも。

だからハシドラッグが何を売るか、そういうことによってハシドラッグの売上げによって道の駅の売上げが下がれば、今毎年大体3,300万円出しているわけですが、売上げが下がればその分だけ出さないと、道の駅の営業がやっていけなくなるということになれば、交付金を増額せざるを得ないであろうと私は思うんですが、今課長の答えだと「そんなに影響はない」と。私は、少なくとも2割から3割ぐらいの売上げの減少になるのではないかと思われるんですが、もう一度お答えをお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほども申しましたが、セブンイレブンそれから道の駅・ハシドラッグ、お客さんが求めるものがそれぞれ違ってくるのではないかということでもあります。そういった中で、客足が増えればそれだけ相乗効果が生まれるのではないかという話を申し上げたところであります。

売上げが若干落ちるんじゃないかという心配もされるところではありますが、そういった部分については企業努力によって補っていくというのが本来でありますので、ご理解いただきたいと思います。

6 番（渡邊 計君） 今の課長の答弁によりますと、公金注入の増額はあり得ないというふうな答えに聞こえるんですが、それでよろしいんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど村長答弁にもありましたが、基本的に施設の維持管理のための指定管理料をお支払いしているところであります。営業の部分については会社のほうで鋭意努力して、それを黒字に安定させているというのが今の状況でありますので、今後もそういったの努力をしていただければと思っていますところであります。

6 番（渡邊 計君） 今の答弁ですと、施設の管理だけに3,000万円前後使われている、あとは売上げで何とか賄っている。ですが、その売上げが下がった場合やっつけけるんですか。だから、公金注入はあり得るんですかと言っているんです、私は。

例えば、セブンイレブンは去年1億2,000万円ぐらいですか、売上げ上がっているのが。

2割・3割減って7,000万円・8,000万円になったら、3,000万円から4,000万円の減収になった場合に公金注入しないでやっていけるんですか。指定管理として村側も一番の株主になっている中で、一番の株主になっているからこそ公金注入してきたわけですよね。でも、今の課長の答えですと売上げが下がることはないし、下がってもその中で何とかしてやっていきたいと。

昔あった焼き肉レストラン、あれだって結局指定管理でやってきて、結局赤字赤字でどうにもならなくてやったわけでしょう。早めに公金の補助額の残った分を返して、村の使いやすいものにしていった。あの焼き肉のレストランより、道の駅は村の顔なんですよ、実際潰すわけにいかない。そして今水曜日が定休日ですけれども、道の駅で休日があるというのも珍しいくらいの話で、本来であればもう少しこ入れして休みのない道の駅をやっていただきたいなと思うわけですが。

本当に公金注入増額なしでやっていけるんですね、もう一度伺います。

副村長（高橋祐一君） 村づくり推進課長からもお話があったように、指定管理料の内容については維持管理的な部分での指定管理になっています。公金注入という部分で、赤字企業の赤字の補填ということに関しては、基本的には行わないということではありますが、一つの産業として考えたときに村に何が必要なのか。今言った道の駅というものは中心的な役割を持っているという部分もありますし、ハシドラッグにつきましては住民の要望があって生活用品・生鮮食料品・生活必需品が買える場所という形で、これから進めていくという形になっています。

そういう意味では、それぞれ企業の努力というものが重要視されてくるところでありますし、それに公金を注入するだけではなくて、いろいろな人の交流的な部分を支援しながら、その会社が成り立つような形で村が支援するのが通常かなというふうに思っています。

また産業の1つでありますので、農業でもそうありますが、経済状況が変わってきた部分についてはいろいろ補助的な部分も考えられるかなというふうに思いますが、基本的には赤字補填というふうな形ではないということをお願いしたいと思います。

6番（渡邊 計君） 道の駅は村が中心となって行ったものでありますので、潰すわけにいかないと私は思うので、やっていけなくなれば少々の増額はやむを得ないかなと思っていますが、絶対あり得ないような返事をいただくと「本当に大丈夫なのかな」と気がかりになりますので、こういうことに関してはもっともっと議論を煮詰めていくべきかなと思っています。

次に、道の駅の協定書であります。協定書は飯舘村の道の駅「までい館」の管理に関する年度協定書と、もう1つは同じく飯舘村の道の駅「までい館」等の管理に関する基本協定書と、2つあるわけですよね。1つは甲と乙があって出す側が高橋祐一副村長、受け取り側が「株式会社までいガーデンビレッジいいたて」の代表取締役である杉岡誠氏、それと基本協定のほうが、甲のほうが飯舘村長の杉岡 誠氏、それと乙・指定管理者ということで「株式会社までいガーデンビレッジいいたて」の代表者・専務取締役栗原六太郎氏。これは、令和4年4月1日の日付で協定されているわけですが、この栗

原氏は実は4月末に亡くなっているということで、それから2年ほどたっているわけですが、その間指定管理者というか駅長を置かない中でいろいろ議会と話し合ってきたわけでありすけれども、その中で当時は専務取締役代表として協定を締結したものとありますけれども、ここ2年くらいの話の中で専務取締役という名目を外したと伺った記憶があるんですが、外したならば今回のこの専務取締役を代表として協定を締結したものですということは、ちょっとおかしくなってくるんじゃないですか。取締役という役職を外したとなれば、その時点で新たな協定書を結ばなきゃいけないんじゃないんでしょうか。

それと、今回新駅長を建設課長が兼務ということになったと説明いただきました。しかし今度の駅長は施設の管理、設備やそういうものの管理ということで物品等の販売には関与しないということで、駅長と物品のほうは支配人という名前になったみたいでありますけれども、役割分担になったのであれば基本協定のほうの取決めというか代表としての「甲」「乙」、これを変えなきゃいけないというのが私は常識かと思いますが、答弁は違っておるんですが、その辺も再度確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、飯舘村の道の駅「までい館」等の管理に関する基本協定であります。これについては令和4年4月1日に当時の駅長になりますが、契約の権利者、権利を与えられている者として契約をしたものであります。これは令和9年3月30日までの指定管理の指定期間ということで基本協定を結んだものでありますので、これについては引き続き効力を失っていないというものであります。

また、飯舘村の道の駅「までい館」の管理に関する年度協定であります。これは毎年その年度の指定管理料を幾らにするのか等々を、年度ごとに決めているものであります。これについては、4月11日付で「までいガーデンビレッジ」より契約をしておりました専務取締役がいなくなったために、代表を変更したいというふうな申入れがありまして、村のほうでは「までいガーデンビレッジいいたて」の代表が村長名であると、同じ名前での契約というのはないので、村としては村長からの委任ということで、副村長が村の代表として年度協定を変更してきたところでありす。これは支払いの関係、そういった部分についても全て影響がありますので、そういったことで年次協定については変更して今の結果に至るというものでありますので、法的な部分についても何ら問題はないというふうに理解しているところであります。

以上です。

6番（渡邊 計君） 年次協定のほうはどうでもいいんです。基本協定ですよ、私が聞いているのは。専務取締役という役職がいなくなった、それなのに専務取締役の名前での協定書はおかしいんじゃないか。そして、新駅長を立てたことによって新駅長は建物に対する管理だということですが、仕様書によりますとずらっと書いてあるのは、最初の1ページ目は「建物の管理」とかいろいろな管理です。

しかし、2ページ目の「業務の範囲」ということになると、どこまでが駅長である建設課長で、どこまでが支配人なのか。また、ダブっている面もあるのではないかとということになれば、協定書の内容を変えるか協定書を駅長及び支配人の連名ですべきでは

ないか。そしてこの協定書の内容の中で、「この部分は支配人であり、この部分は駅長の範囲でやるよ」とちゃんと区分けするべきではないか。これをしていなかったら、お互いに駅長も支配人も「いやそれはそっちのだ」「いや、それは支配人でやる」「駅長でやる」。

例えば「管理施設の使用に関わる利用料金の徴収に関する業務」、あるいは「その使用を許可する業務」、どちらが駅長でどちらが支配人の仕事なのか、どちらにも取れる。その辺の区別をちゃんとした協定書をつくり直すべきではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前 11 時 02 分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前 11 時 03 分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本協定につきましては、令和 4 年 4 月 1 日に会社と村との基本協定ということで、会社の権利を与えられた者が代表として結んだものでありまして、これについては今でも法的にも有効なものだということでもあります。

また、その後の管理等についての問題ですが、年度協定については基本協定に基づく年度協定を結んでおりまして、その中で何か問題等が起こればその都度協議をしていくということで、今までの協議の中で特別問題になった事例はありませんので、これについても問題なく今までどおり行っているものと思っていますところでもあります。

6 番（渡邊 計君） 今の課長の答弁、「これまで問題なかったから」と。じゃあ、問題があったときはどうするんですか。基本協定が栗原六太郎氏なんです、しかも専務取締役。しかしこの 2 年間、栗原氏が亡くなってから「駅長をどうするんだ」「誰にするんだ」という話し合いをしてきた中で、専務取締役という役職は外したんだと。施設の管理だけという形で、新駅長に建設課長を立てた。

そうすると、今までの副駅長じゃなくて物販のほうは別の名前を使うべきであろうということで、支配人になったんでしょう。それがはっきりしたなら、はっきりした段階で協定書をきっちりつくり直す、あるいは名前を変える。令和 9 年度まであるから令和 4 年度にした人の名前でもいいんだと。いや、それは生きてりゃいいですよ。その人、亡くなっているんですよ。じゃあ、「までいガーデンビレッジいいたて」はそんないいかげんな会社なのかということになっちゃう。

本来ならば、亡くなった時点で年度協定書の代表者の名前を変えるべき。駅長が決まらなかったのここまで延びたわけですが、新駅長が決まったり物販のほうは支配人がするとなれば、協定の内容を見るとちゃんとした人が必要であるという協定なんです。会社の代表が契約したんであって、その人が亡くなろうと亡くなるまいと、人が代わろうと関係ないという、そんな答弁は常識からいっておかしいと思いますが、もう一度伺いたいします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどから申し上げておりますが、当時の基本協定については「ガーデンビレッジ」の当時の専務取締役であった方を代表として、その方が権利を持って会社と村が基本協定を結んだものであります。専務取締役個人と協定を結んだわけではございませんので、いまだに有効であるというふうなことでありますので、ご理解いただきたいと思います。

6 番（渡邊 計君） ということは、今後飯舘村は契約が残っていればその人が亡くなっても通用するという常識の外れた執行部であると、そういうふうに私は受けておりますが、それで結構ですね。一般常識から考えれば、亡くなった時点できっちりと「ガーデンビレッジ」の会社のほうから「役員代わりました」「新駅長はこの人です」「物販担当は支配人にしました」、この協定書の名前を代えていただきたいと申し込んでくるの普通だと思いますが、「までいガーデンビレッジ」は杉岡 誠氏が社長をやっていますが、こうなると本当に村民の期待した社長じゃないということになってくるのではないかな。そういうふうに受け取ります。

村民の方もどう受け取るか分かりませんが、亡くなった人がいつまでも契約に名前が残っていること自体がおかしいのではないかと私は思いますが、であるならば支配人じゃなくて駅長ではなく、専務取締役を外したなら村長が会社の代表として名を連ねるべきではないかなと私は思います。

次、ハシドラッグに関してでありますけれども、ハシドラッグが撤退する場合の条件はあるのかという質問でありますけれども。

議長（高橋孝雄君） 渡邊 計君、前の答弁は。手が挙がっているから。

6 番（渡邊 計君） 答弁はいいんだ。答弁は要らないんだ。私答弁求めているんだから、答弁は要らないんだ。「私はそう受け止めます」と言っただけであって、私は答弁求めていますから。

議長（高橋孝雄君） 分かりました。続けなさい。

6 番（渡邊 計君） 次はハシドラッグですが、撤退する条件はあるのかということを聞いたんですが、一般の企業でありますので赤字続きであれば、撤退せざるを得なくなるのではないかなと思うわけですが、リスクマネジメントに関して答弁を聞きますとやっていないんじゃないかなと。「信頼関係の中でやっていきます」という答弁でありますけれども、信頼関係が幾らあっても赤字は解消できないんです、赤字になった場合。

だから、赤字が何年続いたらハシドラッグ側からそういう話を出してもいいか、撤退の話が出てくるか、その辺のリスクマネジメントをやっているんですかと私は聞いているんですが、お答えください。

村長（杉岡 誠君） ただいま、ハシドラッグの誘致あるいは商業施設への出店に関してリスクマネジメントという言葉いただきましたが、現段階におけるリスクマネジメントというのは出店いただくために必要なことをしっかり詰めるということで、村としては施設の整備あるいは様々な条件整備ということをさせていただいて、議会のほうにも予算を計上させていただいて、議決をいただいたものから執行しているという状況でありますので、それが現段階のリスクマネジメント。

「赤字が続けば」という仮定の話がされますけれども、それについては経営判断の部分でありますので、それについても情報共有をいただきながら、村としては担当課のほうでいろいろなことを協議させていただきますけれども、何よりも被災地にドラッグストアが初めて出店するということを経営判断の中でしていただいたところを、村としても非常に重視しながら様々な事業を組ませていただいておりますので、その姿勢を今は貫くということでご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

6 番（渡邊 計君） 今は建屋じゃなくてその中の商品棚や冷蔵・冷凍商品、そういうものも全て村のほうで用意するわけでありましてけれども、ただ今は準備段階ということでありましてけれども、実際営業が始まった場合に今話した赤字が何年続いたら撤退とかという話もしていかないと、ハシドラッグが全て自分たちで建物を建てて全部やれば何も言いません。ただ建物、それから何かの施設、全てそろえている中できて、「赤字3年続いたからやめます」となったときはもう遅いので、そこで私が聞きたいのは同じ指定管理として委託すると思うんですが、そうなった場合にどのくらいまで公金注入があり得るのか。

せっかく出してもらった店ですから、そんな多額は出せませんが、ある程度の公金は注入してでも維持していかなければいけないんじゃないかなと私は思っております。であるので、そういうことに関してどうやっていくのか。

それでハシドラッグが出た場合に、道の駅と同じような指定管理として年度協定及び基本協定、そういうものは結ぶのか結ばないのか、まずお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村で建設している商業施設に入るハシドラッグさんとの指定管理、また契約等をするのかというふうな質問であります。今考えているのは村で建てたものにハシドラッグに貸し店舗という形で借りていただくということで考えているところであります。指定管理の方法もあるかと思いますが、今のところそういった考えでいるところであります。

運営の部分でかなり心配をされているというふうなことでありますが、株式会社様からは、今までの協議の中で開店当初から黒字になるのはなかなか難しいんだろうなというふうな話もいただいておりますが、数年後には黒字に持っていけるように会社としてもできるだけ頑張っていきたいというふうなことをいただいております。出店が村民が村に戻るきっかけになったり人口増加、それから村の再生・発展につながればいいというふうに思っているということで、とにかく村の復興の後押しをしたい、役に立ちたいというふうに言っているという企業でございます。

今まで村が、さっきの村長の答弁もありましたように、村内の商業施設については村民の多くの皆様が待ち望んでいたものでございます。今回のハシドラッグ様の出店については、村としてももろ手を挙げて喜ぶことでありますし、両手を広げて歓迎すべき企業だということもご理解いただきたいと思います。現段階において、撤退の話聞き出すなんていうことは、誠心誠意村のことを思っている企業様にとって失礼極まりない話ではないかなというふうに思っているところであります。また村

民を代表する議員様の口から、このような撤退の条件というふうな言葉が出ること、発すること自体村の企業誘致担当課長としては非常に残念に思うところであります。

以上です。

6 番（渡邊 計君） 今、「議員からそういうお話が出るのはおかしい」という答弁ですがけれども、これは道の駅などと同じ公設民営ですよね。私も、潰したくて言っているんじゃないんです。今の村民の状況、そして道の駅のセブンイレブン、セブンイレブンよりは品数が多くなるはずですよ。しかし両方とも黒字になるか、非常に難しい話です。

ですから、潰したくないから「公金注入はあるのか」と伺っているんですよ。何も潰れてもいいものだったら、私ここで質問しません、課長。潰したくないから、公設民営だからこそきっちりした公金注入をして、黒字化するまで応援するのが当たり前じゃないかと。あそこの土地を買って上屋を建てて、中の商品棚から何からないから全て村のお金でやっている。国からの補助もありますでしょうが、そこまでやったら潰しちゃいけないんですよ。だから伺いたいんです、そういう話合いをしているのか。村側はそういう公金注入をする考えがあるのか、それを伺っているんです。

もう一度、村長お答えください。

村長（杉岡 誠君） 担当課長のほうでお答えしたとおりでありますけれども、公金注入があり得るのかというご質問の仕方、あるいは撤退する場合の条件はあるのかという聞き方をされますと、これはさすがにそういうことを想定している、あるいは公金注入をすべきではないというような意図に取れる部分もありますので、そうではないという、今は信頼関係をしっかり構築しながら準備を進めているという答弁をさせていただいているところです。

ただ、今ご質問の中で「しっかりと黒字化するまで支えるべきではないか」というご趣旨のお話がありましたから、その姿勢は黒字化という言葉が正しいかどうか分かりませんが、企業誘致をしたのは村でありますから、その企業が村民のためにあるいは企業のために、しっかりとその業が回るようにということを考えながら様々な取組をしていくのが村の立場だと思います。

ただ、その中で「公金注入」という言葉が正しいかどうかはかなり微妙な部分がありますので、様々な施策がありますし、例えば物価高騰・燃料高騰のときの国のいろいろな補助事業とか、そういうものも含めて総合的な支援策というものを、民間のほうだけで気づいて「申請してください」というふうになかなかありませんから、そういったことの共有とか、あるいは村の中でのいわゆる需要、どういうニーズがあるのかということの共有とか、あるいは情報収集とか、様々な形で村が誘致した中で協働していくという体制は取れるかなというふうに考えているところであります。

以上であります。

6 番（渡邊 計君） 私もハシドラッグが自分で勝手に「来たい」と言うんだったら、この話をしません。村側がちゃんと土地を買って建物を建てて、中の商品棚から何から全てそろえてやって、だからこそ潰しちゃいけないんじゃないか。だから、こうやって質問しているんですよ。

村長の気持ちは分かりました。私もせっかくハシドラッグ出してくれるんだから、できるだけ長くやっていただきたいと思うわけですが、ハシドラッグとの協定の中でどういうものを置いていくのか。一般の雑貨、それから薬品、そういうものならいいんですけども、要は川俣のハシドラッグでありますと地元の野菜やそういうものも売っているということですが、そういうものまで扱われると道の駅のほうに支障を来してくるのではないかと思われるわけですが、向こうは商売ですからその辺に規制をかけるのは問題あると思うんですが、その辺のところの話し合いも少しはして、道の駅も今までどおり生産者の品物があって売れる、そういうお互いの範囲を踏み込まないような話し合いもあっていいんじゃないかなと思うわけですが、これも話をすると長くなりますので、その辺のところも十分踏まえて今後のハシドラッグの開店にもっていただければと思います。答弁、要らない。

議長（高橋孝雄君） 今、説明したいと。

6 番（渡邊 計君） 要らない。私の要望だから、答弁要らない。

議長（高橋孝雄君） 今、村づくり推進課長がお話あると。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど、私「今の段階で指定管理の考えはない」というふうに話してしまったかと思いますが、施設の 1 部分については指定管理もあり得るということで考えているところでもありますので、訂正させていただきたいと思います。

以上です。

6 番（渡邊 計君） 次、プレミアム商品券に関してであります。先ほど一番最初の中でも話しましたが、これに関しては村民や商工会に参加している商業者から大分私は要望を聞いているわけですが、私だけじゃなくてほかの議員さんも聞いている方もいらっしやと思います。そういう要望は、村長聞いていらっしやらないんですか。

村長（杉岡 誠君） 昨年度に関しては、商工会さんと様々な協議をさせていただいて、未来へつなぐ商工事業者支援事業と商品券事業をさせていただいたという部分がございますので、その時々に応じて商工会の皆様と、あるいは役員の方々含めて密接にいろいろな協議をさせていただいているところです。

ただ、いわゆるプレミアム付商品券という形、従前国の事業費が入ってやっていた形での商品券事業というような言い方でのご要望は、いただいていないということでお答え申し上げたいと思います。

以上であります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど、渡邊議員のほうから「住民懇談会でプレミアム付商品券、蕨平行政区のほうで言ったんじゃないか」というお話もいただいたところですが、我々の取った記録を確認しますと、懇談会の中では行政区からそういった要望等の話は出なかったというふうなことで、記録しているところでもあります。

6 番（渡邊 計君） そのことに関しては、私も当事者と再確認しておきます。

村長、来年ハシドラッグが 4 月に開店します。それでこのプレミアム付商品券、道の駅やあるいは農協さん、南東北クボタさん、そういうところに聞くとあれで大分売上げが上がっていると。来年ハシドラッグが開業するんですから、それに合わせて使えば道の

駅の売上げもハシドラッグの売上げも上がるんじゃないですか。そういうことで、商品券については要望だけしておきます。

それと、議長すみません、さっき熱くなっていたので1つ飛ばしちゃったもので風の子広場の日よけ、私令和4年度からずっと質問しているわけでありましてけれども、今回の答弁で「悪天候の際はパラソルの設置を見送りしている」「取り外しできるようなパラソルだ」ということですが、悪天候の条件はどういうものを見込んでいるのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今年に入って、何日か日差しが強いような日についてはパラソルの設置をしてきたところでありまして、設置をしてもその後強風が出てきてパラソルが飛ばされけがにつながるとか、そういった条件を考える際には外したり、朝からそういった状況が悪い場合には設置はしなかったということで、本当に日差しが強く風が穏やかな日には設置をしてきたというふうな経過でございます。

以上です。

6 番（渡邊 計君） 確かに雨とか雪とかは悪条件ですし、ただ晴れても風の強い日もある。でも、子供は風が強いからって遊ばないわけじゃないんです。あそこの名前が「風の子広場」でしょう。課長、「風の子広場」は「風にも負けないで子供は遊びなさい」という思いでつけたんじゃないですか、この名前は。であるならば、私は道の駅の建屋のほうから見ると30メートル・40メートルあるんですよ、子供の遊ぶ施設まで。絶対親の目が届かないんですよ。少なくとも、今真ん中がずっと空いている。真ん中にあずまやを建ててそこにテーブルを置いて、子供が遊んで疲れたらその場で道の駅からアイス買ったりジュース買ったりしてきて休憩できる場所、そういうものを私はつくるべきだと。単なる日よけじゃないんですよ。

そうすれば、そこに座っていれば親の目も十分届くんです。そういうものをつくるべきだと私は思うんですが、今後パラソルじゃなくて私前からずっと言っているようにあずまや的なものをつくるべきだと。そこにテーブルを置いて椅子を置いて、そこで遊んだ子供と親御さんが一緒に中継できるような、そういうものをつくるべきだと私は思うので、このことに関しては前からずっと続けて質問しているわけですが、今後そういう方向に進む、あるいはそういう計画をするという考えはあるのかないのかお答えください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員おただしのようにかなり風が強い地区でございまして、晴れていても風が強い日もかなりあったのかなというふうに見ております。あそこの施設については、当初の計画段階で子供たちがどのように動いてどのように使っていくのか、もしくはどのように管理するのかという部分も全体的な子供たち・保護者の動き、それから景観等を踏まえてああいった整備の状況になったということでありまして。

今あったように広場の中心にあずまや等をつくりまして、今使い方を見ると子供たちが親御さんと一緒にボールを使って遊んで、広いところで伸び伸びと遊んでいるという状況もうかがえますので、なかなか全体的な今までの計画段階での使い方を考えると、単にそういったものを安易につくるのはどうかなということもありまして、簡易的に大型パソコンの設置でしのげないかということで、試験的ということではありませんがまずは段階的にそういったものを試しながら、どういった使い方や環境整備がいいのかとい

うことを行っているところであります。

先ほどおっしゃったように、「それでは駄目なんではないか」というような、今までもこれからそうですが、そういった使い方をする中で再度検討が必要だなというふうなことであれば、また改めてどのようなものかがいいのかということは、検討させていただきたいと思っているところであります。

以上です。

6 番（渡邊 計君） 今課長から、「安易的なもの」というお答えですが、子供の安全、そしてそれを見守る親の責任、これ安易なものじゃないですよ。そして村の施設だったら、本当に安全に遊べるような施設をつくるべきだと私は思っております。今後さらなる検討をぜひしていただきたい。

時間がないので、次の風力発電のほうにいきます。答弁によりますと、「風車音対策工事が進められており、9月上旬に工事が完了する」ということでありますが、低周波対策は入っていないのか、入っているのか。それと、9月上旬をめどに工事が完了するということでありますが、それで相手方が十分納得しているのかどうか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 低周波の対策というふうなこともありますが、騒音の公害につきましては基本的に低周波というふうな部分までには工事は入っておりませんで、そういった部分については人によっても捉えられ方が違うということで、丁寧に対応するというので今まで会社のほうでも丁寧に相手方のお話を聞きながら、どのような対策がいいのかということでこれまでの方針の中で進めてきたところであります。

また、ここまでまずは進めさせていただきたいというようなことで、ご理解をいただきながら、今回9月上旬をめどにというようなことで書かせていただきましたが、対策として考えられるものについては一通り終わることができるだろうという見込みであります。それでも、また音が気になるという場合については、音の調査等を含めて実施することも考えるということで、そういった部分も相手方には伝えておりますので、協議の中でそういったことが必要であれば、今後調査も含めて検討してまいるというふうなことになると思っています。

以上です。

6 番（渡邊 計君） 川俣の住民、私は直接この人から要望を受けて、お話し合いに立ち会ったり現場を見に行ったりしております。あそこは飯館の山村と同じ、行ってみると鳥のさえずりしか聞こえないような本当に静かなところあります。ただ今回私が立ち会ったときに、発電のほうの社長が隣でたまたま耕運機みたいな機械を動かしたときに、タンタンタンと音がしたら「こういう音するんだ」と社長は言いましたけれども、本当に騒音だけじゃなくて私は低周波もあると思うんです。

ただ、低周波って本当に感じる人と感じない人があるもので、感じる人にとっては絶対音感を持っている人と同じで、我々はちょっとした水が流れているところで寝ていると「いいせせらぎだな」と思うんですが、絶対音感のある人はあのせせらぎが全て音になって聞こえてきて、本当にそんなところで寝れない。そういうものと低周波は同じかな、低周波を感じる人は騒音状態になってくると思うんです。ですから、その辺の低周波の

話合いも住民ときっちりして、遺恨を残さないようにしていただきたいなど。

風力発電を何で質問したかという、今東急不動産株式会社が「（仮称）福島飯舘風力発電事業」というものを進めておりますが、私が一番最初に名前を目にしたのは、「川俣町の山木屋で風力発電の話合いがあるから来ないか」と言われて、川俣の議員さんからご紹介を受けて行ったら、名目が「飯舘風力発電事業について」。「えっ、なぜ川俣でやるの」「なぜ飯舘が最初ではないの」。そのとき聞いたら、いろいろな書類を縦覧できるところがそのとき飯舘は1か所しかありませんでした。川俣は5か所、二本松は3か所かな。東和町も二、三か所あったと思います。実際建つ飯舘は説明が遅くて、縦覧場所が1か所しかなかった。そのときから、私は不信感しか抱いておりません。

その中で国に対する書類なんか、環境アセスメントなどは絶対通るはずであります。ありますが、問題は今後川俣のような騒音や低周波が出た場合どのように対処していくのか。東急不動産側にどのような要求をしていくのか、そういうことが大問題であり、そして風力発電がなぜ飯舘に来たのか。関東で使う電気、しかし関東には1基も建っておりません。千葉県には大分前、十五、六年前から建っております、千葉の銚子には。しかし飯能、それから群馬、からっ風の吹く秩父山脈から奥秩父にかけて、それから伊豆の山々にかけて風力が1基も建っておりません。

以前、飯舘のアドバイザーになった方にもお伺いしましたら、「なぜ建っていないんですか」と聞いたら、「向こうで反対されたからだ」と。だから、こっちへ持ってきた。そして、確かに償却資産税は上がります。しかし、村民そのものに対する利便性というか、村民一人一人に対するいい面が何もない。これをやるんだったら、私は玉野のような太陽光発電をやったほうが、山をきれいに削ってもらえば放射能も何もなくなっているのではないかと思うわけですが。

これに関して、私は村長に反対の意思を表明していただければ、一番簡単に済むのではないかと。飯舘村は、「日本で最も美しい村に連合」に参加している。そして、福島の名山に選ばれた野手上山がある、そこに建った場合に、目の前に30基の風力発電がある。美しい村や名山はどうなるんですか。

時間もないので答弁は結構ですが、今後この風力発電に関してはもっと私は村長から、いろいろな条件からいえば反対の意思を示していただければ、東急不動産も今後無駄な金を使わないで終わるのではないかと思いますので、その辺を要望して今回の質問を終わりたいと思います。

ただ、村長いいですか。今回の説明書類届いていますけれども、全員に届いているわけじゃありません。ポスティングのような形で、郵便局で住所分かる人だけにしか届いていません。しかも説明会が平日の2時・5時、とんでもない話でございます。これに関しては、今回は時間がないので、この次またしっかりとやっていきたいと思いますので。一番は村長が、「日本で最も美しい村に連合」に参加している村にふさわしくないという意思を示していただくのが、一番早い解決方法だと思っています。

以上で、質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） 当局から答弁ありませんか。

村長（杉岡 誠君） 当初答弁申し上げましたけれども、ただいま東急不動産が計画中の風力発電については、環境影響評価の最中だということでもありますからその結果、あるいは結果に至るまでの住民へのしっかりとした説明であったり、あるいは住民説明会等で出た意見などの把握にしっかりと努めるというのが現段階の村の姿勢でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） これで、渡邊 計君の一般質問を終わります。

続いて、8番 佐藤八郎君の発言を許します。

8番（佐藤八郎君） 第6回定例会において、2項目・6点について。村全域の自然環境と、飯舘村に居住し暮らす村民、避難が解除されて8年目を迎えながら飯舘村外で暮らす村民の方々のこの間の声、願いと提案を一般質問いたします。

原発事故の放射性物質、自然界にない各種毒物が大空から放散されて13年が過ぎ去りました。緑の豊かさが人々の生活の豊かさを与えた飯舘村を奪い、人々の人生をも変えてしまった原発事故であります。当初被害に遭った村民は、地域と各自それぞれの立場で懸命に試行し、相互に助け合いながら加害者・国東電に役割・責任を果たすように行動をしてきました。村長も職員として働き、多くの地域の方々と接して一緒に歩んできたのだと思っています。

前村長の後始末もありますが、村長の見識があれば飯舘村の自然界の真実と実態を、独自の調査・専門機関等をして、村民の代表として村民の最高代弁者として発言してくれるものと考えていたのは、私だけではないと思います。全域に放散された放射性物質関係について、安心・安全な自然環境実現のために完全なる除染、現在の飯舘村全域の真実・実態を、加害者や村民に公表して知らせないのかが私は不思議でなりません。

日本の法律での年間線量1ミリシーベルト未満は、20ミリシーベルトの20倍が避難基準とされ、前村長は除染の基準として5ミリシーベルト未満がまるで国の新しい基準のごとく進め、現在に至っています。この間村長が代わったので、本来の安心・安全な生活環境となるのかと期待し質問・提案をしてきましたが、「村は調査能力がない」「調査・計測していない」、国任せの言いなりが実態となっています。

一方で、山菜・キノコは毒だが作付可能、ものの検査をすれば大丈夫。燃やした灰などは危険だが、土手燃やしもオーケー。近くの地層のように危険表示もしないのは、「地権者の許可が必要なので」との答弁を繰り返しているのです。この状況であるので、さらなる村長の所見を求めるものであります。

2つ目は、放射線に関する産業・職場の実態を示すとともに、安心・安全について何うのものであります。村民や飯舘村を心配する多くの方々の調査・計測によって、飯舘室は隣接する市町の4倍から5倍の1日当たりの放射線被ばくの実態が示されております。このたび5.14マイクロシーベルトという実態が明らかになり、調査は続けられております。

3つ目は、落ち葉や堆積物が集積された物質、もちろん放射性物質を含むものでありますし、この実態調査をどのようにされ、どういうふうに村が把握されているのか何うと

ともに、これらのものの放出・流出もある関係から、他市町への影響についてはどのように対応されているのか伺うものであります。

4つ目は、今ほど渡邊議員からもありましたように、風力発電が設置されての村としてのメリット・デメリットと、将来に向けての安心・安全向上のための施策。そして10年・20年たった後の最終的な土地状況・実態は、どうなっていくのか伺うものであります。

次に、村民の負担増について伺います。国県のいいなりで、2027年以降はものによって年度別になるようでありますけれども、原発事故前の村民負担に行政は戻していくという流れであります。これまでの賠償・補償・減免などは、全て終わりとなるとしているが、村民生活は復旧・復興されて生活・なりわい上そのような行政執行になっているのか、現実はどうなのか伺うものであります。

負担としている全ての見通しを、明確に示していただきたい。子供をめぐる各種制度負担、女性に関する各種助成・支援、障害者をめぐる問題、高齢者が今村で帰村されて生活する7割近くを占めますので、特に高齢者の問題はどうなっていくのか。介護保険が年金から差し引かれるような形で、さらに広域化も含めてどういうふう村民の負担増になっていくのか。生活保護関連、労働者への支援はどのように変化されて、補償や支援や助成がなくなっていくのか。貸付制度さらには年金・税金関係では、どういうふう村民負担が増えていくのか。住宅関連、さらにはマイナンバーカードなどを入れながらの新たな負担などは、どういうふう村民負担増になっていくのか伺っておくものであります。

2つ目に、健康と医療関係。私どもは村から、「危険で住めない地域だから」という見えない臭いもしない放射性物質の放射線を体に浴びながらの生活から、避難をしたわけであります。ところが、全国医師会8名・県の医師会、全ての医療関係者の中で、「体には直ちには影響ないんだ」と。この福島原発事故での放射線被ばくは、体に直ちには影響ないんだという、この13年間の加害者の関係する機関の説明がされておるところであります。

世界の歴史上でも放射線被ばくは、どんな学者が言われても「体の細胞破壊はしているんだ」「私たちの体の細胞は傷つけられたんだ、この放射線によって」というのは間違いない事実であります。この事実がある限り健康への影響はなくならないで、これから10年・、15・20年、原発事故によって飯舘村全域に落とされた放射能核種31種の半減期はそれぞれありますけれども、まだまだ影響する年数があるわけであります。そのことからして、身体への影響はなくならないのであります。

先日も村民の方から、「もう体がやっただ」というお電話をいただきました。「ぜひ南相馬のほうにおいでください」「私と話してください」という村民の方もおられます。そういう方の声を聞くと、なぜ「体に影響ない」で通されてきたのか。

ところが、いろいろ専門な関係者が福島の実態を、他県・市町村と比較して病気の発症状況を調べたデータもあります。全て福島は3倍・5倍伸びているのであります、いろいろな病気が。なぜ原発事故後から急に伸び出したのか、加害者である国も東電も明ら

かにはしないし、「体に直ちに影響はない」ということで、ただし「食べるものは食品検査をして食べなさい」「山林にはまだまだ放射性物質の効力があるので、採取して販売するということはないでほしい」とか、一方ではそういうことを言いながら、一方では「何ら影響はない」という13年が過ぎ去っておりますので、ぜひこれから訪れる村民の健康を害する被害に対して、過去に原爆で被災あった広島や長崎・ビキニの被害者のような、健康受診手帳を村長は求めるべきではないか。

国や加害者の言いなり、さらには交付金の山分けをしながら原発行政を進めることで金もうけをする政財界の言いなりにならない、現実を見据えた正しい方向としては、安心・安全な健康を守って長生きできる飯舘村づくりにするためには、健康受診手帳を求めるべきだというふうに思いますので、ぜひこの点についても伺うものであります。

以上で、質問を閉じます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11 時 54 分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後 1 時 10 分）

議長（高橋孝雄君） 8 番 佐藤八郎君の発言を許します。

先ほど八郎議員が質問しましたので、答弁をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 8 番 佐藤八郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、事前通告をいただきました、ご質問 1 の 1 「自然界における放射性物質による村全面積を思考しての安全性についての村長の所見を伺う」についてお答えいたします。

環境省のホームページでは、人間 1 人が 1 年間で自然界から受ける自然放射線量は世界平均で 2.4 ミリシーベルト/年、日本平均で 2.1 ミリシーベルト/年となっております。また、自然放射線の内訳としては、年間線量が大きい順に①食物からのもの（0.99 ミリシーベルト/年）、②大気中のラドンなどによるもの（0.48 ミリシーベルト/年）、③大地からのもの（0.33 ミリシーベルト/年）、④宇宙からのもの（0.30 ミリシーベルト/年）となっております。

なお積算線量は、1 時間当たり・1 日当たり・1 年間当たりなど分母に積算時間を取るものであり、面積を分母とする積算線量を評価試行することはできないものと認識しております。

次に、ご質問 1 の 2 「放射線被ばくの実態についての放射線に関する産業・職場の実態を示すとともに、安心安全について伺う」についてお答えいたします。

特定線量下業務に従事する労働者の「放射線障害防止のためのガイドライン」は、基本原則の中で「製造業・商業等の事業を行う事業者は、あらかじめ作業場所周辺の除染等の措置を実施し、可能な限り線量低減を図った上で、原則として被ばく線量管理を行う必要がない平均空間線量率 2.5 マイクロシーベルト/アワーのもとで作業につかせることが求められる」こととされております。

このため、林業従事者につきましては「福島県民有林の伐採木に関する指針について」において、厚生労働省の「特定線量下ガイドライン」を踏まえた基準に基づき、空間線量率を毎時2.5マイクロシーベルト/アワーを下回っていることを確認した上、作業を行っております。

また、現在村が事業を発注しております飯舘村森林組合に対しては、個人線量計を貸出ししており、作業の代表者に携帯させております。また、現在職員の被ばく線量管理のほか、希望者への積算線量計の貸出しを実施しております。水稻や園芸作物の栽培に従事する方については、除染済みの農地において作付・栽培・収穫等を行っておりますので、空間線量率は「除染関係のガイドライン」の基準を満たす中で作業を進めているものと捉えております。

次に、ご質問1の3「落葉や堆積物が集積された物質（放射性物質を含む）の実態調査を伺うとともに、放出・流出のある関係から他市町村への影響」についてお答えいたします。

村では、落ち葉や堆積物が集積された物質の実態調査は行っておりませんが、林野庁発行の「（令和5年度版）放射性物質の現状と森林林業の再生」では、2022年現在森林内の放射性セシウムの90%以上は土壌に分布していると見られており、また放射性セシウムは土壌表層にとどまり、土壌の下層への浸透はあまり進んでいないと考えられております。

なお、土壌中の放射性物質の放出・流出要件や影響についての科学的知見は有しておりませんが、村が取り組む福島森林再生事業においては森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を一体的に推進し、森林の有する多面的機能を維持しながら放射性物質の拡散防止を図るため、森林整備と併せて表土流出防止柵の設置を実施しております。

次に、ご質問1の4「風力発電が設置されての村としてのメリット・デメリットと、将来に向けての安心・安全向上のための施策と、最終的な土地状況実態」についてお答えいたします。

風力発電施設が設置されることにより見込まれることとしては、固定資産税（償却資産税であります）や村内で法人登記された場合の法人税など、税収入の増加や工事メンテナンスに伴う地元企業の起業による資金の地域循環や産業の活性化効果、「ゼロカーボンビレッジいいたて」宣言への貢献などがあります。また、事業者との対話を重ねることにより、住民福祉の向上につながる取組や村及び地域の課題解決や活性化に寄与する取組が期待されます。

また懸念されることとしては、騒音、超低周波音、水質・動植物の生態系など環境への影響などがあります。事業者は、環境影響評価により調査・予測・評価を行い、その結果を公表の上地域住民や地方公共団体から意見を聴取しなければならないほか、住民説明会の開催も義務づけられております。村としては環境影響評価の結果を把握するとともに、住民説明会等に行って出た意見を踏まえ、しっかりと事業者へ要請していくことが必要であると考えております。

次に、ご質問2の1「村民の負担増について」であります。ご質問に「賠償補償減免

など全て終わりとなる」とありますが、東京電力による事故被害に対する賠償や補償については、期限を設けず完了するまで継続されるものと理解しております。また、原発事故に伴う医療介護保険料等減免措置の見直しについては、国より示されているところであります。

減免措置の見直しについては、まず、平成29年度に避難指示が解除された地域は、令和8年度には保険料等の2分の1課税、令和9年度からは全額課税、令和10年度からは窓口での一部負担が再開されることとなっております。また、令和5年度に避難指示が解除された帰還困難区域の一部については、令和14年度には保険料等の2分の1課税、令和15年度からは全額課税、令和16年度からは窓口での一部負担が再開される旨が示されたところです。

ご質問の中に、「①子供②女性③障害者④高齢者⑤介護保険⑥生活保護⑦労働者への支援、⑧貸付け制度⑨年金⑩税金⑪住宅関連⑫新たな負担などの全ての見通しを示せ」とのご質問であります。それぞれの項目に対し法律や制度により定められているもの、村単独で補助や支援をしているもの等があります。また、原発事故に関係なく減免あるいは負担していただいているものもありますので、ご理解いただければと思います。

いずれにしても、住民生活に密接に関わる制度などが変更される場合には、区長会や行政区総会、住民懇談会のほか村広報紙などを通じて、あらかじめの周知を図ってまいります。

次に、ご質問2の2「医療費の無料化の継続はもちろんですが、広島・長崎・ビキニ被ばく者のような健康受診手帳を求めるべき」についてお答えいたします。

原発事故に伴う医療介護保険料等減免措置については、さきにお答えしましたとおり避難指示解除からおおむね10年をめぐり段階的に見直すことで、国から方針が示されております。なお、村では福島県立医科大学県民健康調査検討委員会によるこれまでの知見で判断すれば、「現時点で放射線の影響は考えにくい」との見解を認識しておりますが、なお県民健康調査に継続的に協力しているところです。

おただしの「健康受診手帳」ですが、広島・長崎での直接被ばく者と原爆の影響を受けるような状況のもとにあった方、被ばく者の胎児等に交付された「被ばく者健康手帳」のことだと思われますが、国からは手帳の交付については示されておらず、「被ばく者健康手帳」の交付を求めることは考えておりません。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） ただいま答弁いただきましたので、1の1から追って再質問をいたします。

まず私どもは、原発事故が起きて2011年9月26日にどれだけ降下されたのか、降下されたものが均等なのか不均等なのか調査した資料によれば、かなりの不均等さがあって同じ面積・同じ箇所を何度か測ってもそういう結果が出たという現状があって、放射性物質が降下されたんだという実態をつかんで、その後進んでいるわけであります。

最近、令和5年度の本年放射線量マップが配布されておりますけれども、それは一体誰のためにどのような意図で出されて、当面はどう活用されるように発行した村としては

費用対効果を求めているのでしょうか、まず伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 議員おただしの令和5年度損害放射線量マップの発行についてであります。

こちらにつきましては、まず議会のほうからもある程度の年をおいてといいますか、「年ごとにこうした全体的な放射線量を計測して村民に知らせるべき」との意見をいただきまして、実施したという経緯も一面ではあります。

村といたしましては、この間除染等によって放射線量に変化しているわけではあります。が、現状こういった形で村の中の空間線量率がどういうふうになっているのかという実態を調べることで、そしてこうしたマップに残すことによりまして、一番には村内の村民の方、またはこれから村内を訪れる方に対して一定程度村の放射線量の実態を知っていただく、その上でご判断をいただきながら、また気をつけていただくためにこうした放射線量マップを作成したというところであります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 何十人かに配られたと聞いていますけれども、封筒に入ったまま出しても中を見ない、そういうことがかなりあるみたいですが、その辺の活用については調査したり、「ぜひ活用いただきたい」的な働きかけはあるのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 今回、放射線量マップを配布する際に添書をつけておりまして、その中で「ぜひ、つくりましたのでご覧ください」ということであります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 去る8月29日に、南相馬とか飯舘村の自然環境を心配している方々が、マップを基にあちこち測定・調査したんですけれども、あのマップの中心部・道路の真ん中が例えば1.5マイクロシーベルト。ところが道路脇から2メートル、さらには五、六メートル上がると5倍・10倍という線量地があるんですけれども、あのマップ自体は道路の真ん中の部分での範囲、もちろん空からの計測というものも入っているようなので。

そういうことからすれば、8月29日に調査した結果を私見しましたが、こういうふうに色分けしてありますので、マップは。実際こういう数値が出てくるのでしょうか。その辺は、どういうことで出るのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 今回の放射線量マップでありますけれども、測り方ではありますが地上1メートルで測定した空間線量率の値を、一辺50メートルメッシュという形で区域内で平均化処理しております。ですから、その中には当然数字のばらつきもあるかと思います。

また、今議員がおっしゃる測定につきましても、測定の方法が明らかではありませんので正確なご返答はできないところでありますが、そうした測り方の中で高いところ・低いところもあるものかと思っておりますが、今回のマップにつきましては繰り返しますが地上1メートルで測定した空間線量の値を、一辺50メートルメッシュの区域内で平均化処理しているというものがあるというふうに思います。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 私も直接測ってはいないんですけれども、自分の近くではしょっちゅう

いろいろなところを測っているんですけども、29日に測ったのは支所の十字路の部分で、あのマップ上の施設から見れば五、六メートル入っただけで10倍もあったということで、震災当時から十字路の周辺は高かったんですけども、今もってそれだけあるのに驚いているので、前にも申し上げた「本来の平均値からすればこのぐらいだけれども、ちょっと入ったりいろいろすればこのぐらいあるんだと公表する標識を村は立てない」という答弁をもらったような気がするんですけども、隣の南相馬とか相馬・新地あたりは山の中にある程度の部分で標識を立てたりしているんですけども、私は1の1で質問したように自然が13年・14年目に入ったからといって、原発事故によって落とされた31の放射線の核種の半減期が過ぎたもの・過ぎないものいろいろあって、そういう影響が今もあるんじゃないかというのが私の考えですけども、村長の所見としてはマップに示されたとおりで5ミリシーベルト未満、除染基準以下になっている、20ミリシーベルト未満になっているという所見で、飯舘村は普通に震災前のように生活して安心・安全な地域になったんだということなんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 今ほどいろいろと高い低いがある中で、まだ影響がある中で全て安心・安全になったのかということでありますけれども、先ほどお答えしましたように放射性物質というものは一定にあるわけではないということでありますので、場所によっては高いところ低いところ、当然数値の違いがあるというふうに思っております。

しかしながら、そこを除染したことによって大体飯舘村の村内の生活圏と呼ばれる場所では、年間の空間線量が1ミリシーベルトを下回っているというような状況がありまして、あとは高いところがあったとしてそこに長時間とどまるということがある場所というのが屋内以外のところであると、ある程度決められた時間でそこにいるという中で、例えば村で貸し出している線量計などを持ちながら、そこは気をつけて行くということが必要なというふうには思っておりますが、一般的には基準を満たした中で今避難指示解除がされているわけでありますので、その中で現状捉えられる範囲でどうなっているのかという部分を村としてお知らせしながら、皆さんの判断のお役に立てるようにと考えているところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 今の課長答弁によると、まだまだ危険と言われる部分はあるかと思いますが、特別にそういう場所・高濃度地帯に入らなければ、安心・安全な生活のできる村の環境にあるという答弁というふうに理解していいのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 高いところということで、代表的なところが山林という形になるかと思います。そういうところにつきましては、まだ除染が大部分終わっていないわけでありますので、恐らくかなり放射性物質が残っているということが言えると思います。ですから、そういうところにはなるべく近づかないということを村のほうからお願いしながら、通常の生活空間においては今基準の中では、十分年間1ミリシーベルトを下回る値になっているものというふうに理解をしております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 飯舘を訪れる方は村民だけというふうに限らないし、飯舘村の自然環境

を心配して年間にすれば何百人も、四季にしても何十人もいろいろ調査していただいている部分がありますけれども、そういう実態をきちんと、私は何回も独自の体制・独自の調査、そういうものが必要でないかということできましたけれども、なかなかそこに重きを置かないで行政執行されているようなので。

危険地帯も知らせない、そして今課長は「気をつけていただいて」みたいなお話ですが、それだけで被ばくすることが避けられるような行政なり地域実態になるのでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 従前から、議員がお求めいただいている「村で独自調査」という言葉をいただいています、独自調査に重きを置いていないという発言がありましたので、その点申し上げますが、先ほどご指摘をいただいた放射線の汚染量マップそのものが村としての独自調査でありまして、多額な予算を頂きながら国の予算を頂きながらやっている。その中で、航空機モニタリングの情報等もある程度の構成をしながら、村民の方々に見やすい形で50メートルメッシュという形でお示しをしたというものですので、決して独自調査を全くやっていないというわけではないです。

ただ、議員がおただしのような非常に詳細な部分というんですか、専門的な部分についてはなかなか村単独、あるいは知見を持っておりませんので専門機関でやるべきことというご答弁を以前にさせていただきましたし、そういう専門機関でやったものについては様々な機関がそれらをホームページ等で公表しておりますので、そういったものが統合的に見えるような形でなかなかないので、今様々な形でそういう要請をしたり、もっと見やすくとかという話がいろいろなところに出てきているのかなというふうに思っているところであります。

村民以外の方々も立ち入っているということで、その中には例えば関西のほうの大学生なんかも先生たちに連れられてこられて、自分たちでそういう線量調査なんかをしながら実態をしっかりと確かめると。どこかで公表されている数字ではなくて、自分たちで機材を使って測るということも、実はずっと継続的にやっていただいていますので、そういう取組ということも片や必要でありますし、そういう大学との協定あるいは場所の提供ということも、今後も村はさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） 次に1－2のほうに入りますけれども、村が把握されている被ばく実態は答弁を見る限りではないのかなと見ますけれども、先ほど課長答弁にもあった地方への積算線量計の貸出しをしているわけですが、産業の部分での線量計も携帯させているということを含めて、実際この放射線量はどのぐらい浴びているのか。昨年でも一昨年でもいいですけれども、あるのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまご質問がありました実際の被ばく量ということで、昨年でもその前でもあるのかというようなご質問であります。ご質問にありましたように、村としては線量計を貸出ししております。ちなみに令和5年度でいきますと、全体で399人の方に線量計をご活用いただいたという実績となっております。

今回のご質問の事業所の関係で申しますと、その中の29人の方が事業所とか企業との関係

の方というようなことでありますので、その29名の方については計測から出された数字を把握しているということでもあります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 何年か前に、村職員を含め労働者を含め会社員も含めて、全体で 人 で年間3ミリをちょっと超える方もおるという議会での答弁がありましたけれども、今はどの程度が平均、平均じゃなくて最高値でどのぐらいになっているのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 現在の値についてのご質問であります。今ほど申しました29名についての結果であります。測定した期間における個別の平均線量の範囲でありますけれども、低いほうで0.06、高いほうで0.15、いずれも単位はマイクロシーベルト/アワーであります。なお、中央値については0.09マイクロシーベルトでありまして、これは令和4年度と同等というような結果になっております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 零点幾らという答弁なので、最初の1の1の答弁であったように日本平均での2.1からすれば、大分低い値だというふうに聞きました。私も、いろいろ調査しているいろいろな専門家の意見からすれば、今の数値は信じられないんですけども、今日のところはそれはそれで次の質問に入りたいと思います。

1の3の「落ち葉や堆積物が集積されている物資」、集積されますから当然線量値も上がるというのが実態であります。「落ち葉や堆積物が集積された物質の実態調査は行っておりません」という答弁でありますけれども、なぜ行わないのか。私たちは雨の関係を含めて南相馬なり相馬市とか浪江とかに流れていくものだというふうに思うんですけども、つまり放射性物質が含まれたものが下のほうに流出していくという実態があるのではないかと私は思っています。

だったら、この流れる物体を飯舘村として加害者の責任の下、費用負担の下きちんと実態調査をして、「U字溝の葉の集積はこのくらいあるんだ」「何はこのくらいあるんだ」という実態をきちんと調査した上で、そういうものが下流に流れているんだという真実を明らかにしていくべきではないかと。それが飯舘村にとっても責任ある立場じゃないかと思うんでありますけれども、この点についてはなぜ調査をやらないのか。林野庁や環境省が言うから、その数字でいいんだということだけなのか。下に流れていく、そういう高いところにある地域としての思いはないのか、伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいま、議員から落ち葉等の調査につきまして「なぜやらないのか」というようなことで、ご質問をいただきました。

その理由でありますけれども、先ほどの答弁で述べましたように林野庁発行の冊子によりますと、「現在山谷に放散したセシウムについては、9割が恐らく土壌にとどまっているだろう」、これは県内2つの市町村での調査結果を基に出されているものであります。しかし、じゃあその残りの10%が何らかの方法でまた流れるということもあるのでないか、これは否定できないところだというふうに思っております。

村としてこの調査をなぜやらないかということに関しましては、まず空間線量の濃淡とあります。高低、その数字につきまして村のモニタリングポストで今空間線量率を計測

しているところではありますが、今のところその数字に有意な変動がありませんので、影響がそこまで大きくないのではないかといいところもあったり、あとはサンプル調査であればある程度測る方法もあるのかもしれませんが、どこの落ち葉を測るか広域的ということになりますと村単独ではなかなか難しいということもありまして、測っていないということになります。

さらには、福島県で行っておりますモニタリングポストによる相双地方の環境放射線測定結果というものがございます。これによりますと、南相馬市における定点でのモニタリングポストの観測の中で、昨年と今年を比較した数字だけで見ておりますけれども、その中にも特に有意な変動がないということでもありますので、ここに関して今のところ調査の必要性というものを見いだしていないということになります。

ただ、今後こうした数値に変動があつて、「これは調査が必要だ」ということになれば、またその方法を実施も含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 先ほど村長からも答弁がありましたけれども、継続していろいろな方々、大学や専門家を含めて村長のところにもそういうデータが届いているのかもしれませんが、私からも飯舘村民の方とその方と協力して調査や計測をされている方から、調査の方法・いつやったか・結果、全てにわたって公表できるような中身で届いてますし、村長にも何回か資料としてきちんとデータを届けているというお話でありますので。

ないものがあるという主張はないんですけれども、実際あるものがあるというふうな自然の流れというのは、自然環境の安全性からいっても大事ではないかと思うので検討されて、サンプルにしる予算的に大変であれば加害者の国・県に当然求めるなりして、安心・安全な生活環境をぜひ実現していただきたい。

次に1の4に入りますけれども、答弁の中で懸念されることということで、騒音や超低周波・水質・動植物の生態系などの環境影響が考えられる。風力発電で金もうけをするという企業に言わせれば、この辺のデータをそろえて説明会に当たるわけですがけれども、説明するこの関係の資料をつくっているのは全国的な風力発電をやっている、データの7割・8割を占めているまさに風力発電推進側の調査機関が出される資料なんですね。それとは違って、風力発電をやめさせた地域の学者や研究団体をいろいろ含めると、また違う性質の内容のものが出てくるんです。それを両方きちんと加味されて、十分検討されて対応するのが飯舘村の責任であるし、在り方ではないかと私は思うんです。

だから、「懸念されること」なんていう話じゃなくて、推進側の言い分を「よくない」「自然環境を壊す」という観点で全国的に展開している内容を含めて、両方を比較する中できちんと対応し、そのことを村民にきちっと説明する責任があると思うんです。メリットは「お金が入る」だけの話の答弁なので、あえてそのことをどのように考えるか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 環境影響評価については事業実施者が行うものでありまして、その結果をきちんと住民に対しての説明なり、示さなければならないということでは

あります。

議員からありました、設置に反対するような方々のグループがいれば、そういった方から「それは結果として違うんじゃないか」ということが示される場合もあるのかもしれませんが、村の立場は中立な立場で、どういったものが出てくるのか、また住民たちへの影響といったものをきちんと把握しなければならないということ。

実際進むに当たっては、住民福祉の向上とかそういった部分に寄与するものであるのかという部分は後々出てくるかと思いますが、最初から反対だというふうなことでありませんし、推進だというようなことでありませんので、村内で反対等の組織などがあればそういった結果が出てくるのかもしれませんが、今のところは事業主に求められている環境影響評価、自分たちで実施するものを村としてはしっかりと見据えていきたいということでございます。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 今の答弁だと、事業者が出してくるのは業者責任で出すので、そのことを認めていくという答弁なのか、村民の中に異議を申し立てたり、違う影響があるんじゃないかという者があれば、それもきちんと聞いて採用するという答弁なのか。

先ほど渡邊議員からあったように、きちんと駄目なものは駄目とすべきではないかという点も踏まえて、住民運動でも起こしていただきたいという答弁なんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この事業を許認可するのはあくまでも県なりでございまして、村がそれを認めるということでございます。ですので、事業者がしっかりとそういった関係を含め、そういった部分を調査した結果を見せる、住民に対してしっかりと説明責任を果たすといった部分を今までも言ってきたところであります。

また、開発行為等々については村にもそういった部分が最終的に出て、村は景観条例とっておりますが、そういった条例の中でもしっかりと見ていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 答弁にも、村としては「環境影響評価の結果を把握するとともに、住民説明会で出た意見を踏まえてしっかりと事業者へ要請していく」というふうになっています。これはこれであれでしょうけれども、「環境影響評価の結果を把握する」、これはやっぱり全国的に展開されている風力発電をめぐる動きをきちんと把握して、何が問題でできなかったのか、何が問題でそういう風力発電の基地ができてしまったのか。そこまで把握するのか、どういうことを意図するのか、ここの意味は。

事業者は、誰だってそれをやって金もうけをしたいんですから、それに合う説明をするのは当たり前ですし、なぜ全国的に先ほど渡邊議員から説明があったように東京に近い部分は数が全くないなんていう、日本列島ではないのでできなくて何でこっちのほうまで来て、何か原発を立地させることと同じような流れで、こういうところに金もうけの基地をつくろうとしているのか疑いたくなるような状況なんですけれども、その辺は立地される村としてきちんと環境影響の評価を、両学者・両専門家が言うことをきちんと把握した上で、村民に対して説明する責任があると思うんですけれども、ありますか

いですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 環境影響については、全国そのポイントポイントによってそれぞれの状況が違ってまいると思いますし、事業者もそういった部分では適正な土地を求めて事業展開をしているものだと思っております。

その中で、村内でそういったことがあるのであれば、村の場合はどうだというふうな環境影響評価・調査をしっかりしていただいて、その結果を我々にも村民にも十分に説明責任を果たしていただくというふうなことが肝腎だと思っております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 村としては「ある」ということなので、次に進みますけれども。

村民の負担増がどうなっているんでしょう。あらゆる村民から訪問するたびに、お話しするたびに、会うたびに言われています。それは医療費が半年や1年で「まだ伸びる」「まだ伸びる」「まだ伸びる」と何年もやっているから、真綿で首を絞められるように「いつになったら無料が有料になるのか」「いつになったら無料が有料になるのか」ということを、加害者が被害者に向けて発信し続けた結果、国にこれほどの制度が憲法上保証されてあるんです。このこと自体も誤解を招いている。

そういうことからして、対象である村民のために仕事をしている村が、1年後・2年後・3年後「こうなっていく」というものをきちんと示すということは、私は当然の仕事であり任務だというふうに思います。

最初に聞いておきます。4行目に答弁にあります「期限を設けずに完了するまで継続されるものと理解している」。ここで言う「完了するまで」とは事故被害に対する賠償・補償全てのことを言っているのか。今幾つか裁判されていますけれども、そういうことも含めての村長の理解なのか。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前 2時57分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後 3時10分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員おただしの「期限を設けずに完了するまで継続されるものは、議員から質問がありました全部についてなのか」という話ではありますが、最初の答弁で申し上げておりますように、東京電力による事故被害・東電の賠償や補償関係、そういったものについては被害があるというふうな方がいれば、最後まで東電としては「期限を設けず、完了するまで継続してしますよ」というふうな話をいただいているところでもありますので、そういったご理解をいただきたいと思います。

8 番（佐藤八郎君） 要するに、東電が私どもに言っている「3つの誓い」なるものは、「当面期限を設けず、完了するまで今のところは約束している」という答弁なんでしょう。

それでは、その下のほうに入っていくと、長泥は解除の時期がずれているのでそこから10年というふうになって、それ以外の19行政区は解除から10年ということで、ちょっと

時期がずれるというのがその次の答弁なんだと思っています。それはそれで、解除時期がずれたので、したがってそのこともずれていくと。だから、同じ村民でも長泥表面だけはこれから10年医療費無料化が続くということを、国が保障しているという理解でいいんですよね。

そのことはいいとして、私が①から⑫まで挙げたのは、被災地にあって特別変わったものがどれだけでできたのかということと、実際憲法上保証されている制度がどれだけあって、そのことが被災地になったからこそできたものと、そうでない以前の問題からしてそのことが活用されているものと、いろいろあると思うんです。

だから私、これから時間24分なのでこれ全部やるわけにはいかないんで、あえてこのようにして聞いたんですけれども、だから村民が一番関心を持っているのはどんなことで、一番今不安になっているもの、一番知りたいことはどんなことなのかを、村がきちんと村民の生活意識の中から把握しないといけないんだと思うんです。

議会でも、何度か「村で生活の意識調査なり要望調査なりをきちっとしろ」と言ってきましたけれども、ずっとしないで今に至って、今度議会では議会独自にやるということでもありますけれども、そういう実態把握に基づいて実際震災前に制度上あったものはこういうふうにあったと。その後コロナとかいろいろあって、社会情勢に合わせて制度も改悪されたもの、新たにいい部分でできたもの、いろいろありますけれどもそういうことが村民の、例えば飯舘に戻っている高齢者が7割もいて、7割の高齢者にとっては今何が不安で、来年・再来年はどういうふうに負担なり自分の必要経費というものが増えていくんだろうというのは村がきちんと把握して、村民に前もって1年・2年先を見据えて知らせていくというのは、村民のために仕事をする飯舘村役場・公務員の仕事だと私は思っていますので、そういう意味ではどうなのかということで質問しているわけです。

最後のほうに、「制度が変更された場合はお知らせします」と、そんなことは国でちゃんとお知らせするからいいんだけど、マスコミでもきちんとお知らせが来るので。ただ、原子力発電所の事故によって被害者となった飯舘村においてはどの点がどういうふうな、今の過疎法の権限もあるでしょうけれども、内容からして何が新しくできたもので、何がいつなくなって、600万円からは固定資産税も取るように何年からなってこれは今も続いているとか、村民に見える・分かる生活全般について説明していく仕事をする責任が私は役場にはあるというふうな、その代表が村長でありますので質問をしているところでありますので、その辺でもう1回伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 答弁の最後のほうに申し上げましたが、いずれにしても住民生活に密接に関わる制度などが「変更される場合には」ということですね、「変更されました」ということではなくて。変更される場合には、あらかじめ区長会や行政区総会・住民懇談会のほか村広報紙などを通じて周知を図ってまいりますということで、これは今までやってきたことであります。

医療費云々についてもいきなり言ってきた話ではなくて、行政区総会のときに課長なり管理職が行って説明するときに、資料を配布しながらちゃんと説明しておりますし、今

回住民懇談会という形でもそれぞれお話をしたり、あるいは行政区長会ではその都度お話を申し上げているということでありますので、村広報紙などで皆様の目に触れる形でも出しておりますが、なかなか表を見ると分かりづらいという方もいますので、今回住民懇談会の形を取りながら私たちが説明を申し上げたと。

全員参加しているわけではありませんので、そこにご出席いただいた村議会議員の皆様あるいは住民の方々が、「村がこういうふうに言っていたぞ」「こういう話があったぞ」ということをぜひお互いに情報共有していただいたり、「分からないことがあったら、村に聞かなきゃ駄目だぞ」というふうに言っていただくことが非常に大事だというふうに思いますので、最大限周知をさせていただいているつもりですが、なお今後も意を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） 総括的に、今村長答弁されました。変わるのは、マスメディアを通して「こうなります」というのは出てきます。だから、村があえて「今度からこういうやり方になります」というのは必要かもしれませんけれども、そうでなくて今関心があるものをきちんと把握されてそれに対応していく、先に示していくというのは大事だと、私は思っているんです。

じゃあ何点か聞きますけれども、出産前後の健康と医療については原発事故が起きたから「どうだ」「こうだ」ということで変化はあったのか、変化がなくて今に至っているのか伺います。

健康福祉課長（石井秀徳君） 妊産婦における健康の部分、不安の部分もあろうかと思えますけれども、その部分の質問かなというふうに理解しております。

村としましては、妊婦健診で妊娠初期からで母子手帳を交付しながら、日程だったり「こういう制度ですよ」というようなことでのお知らせをしながら、健診助成をしてきたところであります。これは震災があるなしにかかわらず、そういった形で妊産婦については村としてお知らせをしてきたというふうなことなのかなというふうに考えております。

8 番（佐藤八郎君） 2009年（平成21年度）から、少子化対策の一環として妊産婦健診の公費負担の拡充が行われました。主要な健診の回数とされるのは14回、国は地方財政措置がされない9回分について国庫負担金2分の1の財政措置をしているんですけれども、2013年度から14回分を一般財源化して恒常化する仕組みに移行したんですけれども、その流れは今も変わらないで出産前後の健康と医療を守る立場にあるのかどうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） その制度について、詳しく今把握しているわけではございませんけれども、村としまして妊婦健診の部分については、予算等々で説明しているように予算を確保しながら進めて、健診にかかる費用については村のほうで助成してきたように理解しているところであります。

8 番（佐藤八郎君） 次に、出産費用について伺いますけれども、出産のときの費用は分娩に関する医療保険給付一覧表があって、その制度で出産手当金はいろいろ違うんでありますけれども、この点は原発事故があろうがなかろうが同じ制度で村はやっているのか、

追加したことがあったのかどうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 出産にかかる費用については、出産については保険診療以外の部分というふうな取扱いになっているというようなことから、出産一時金としまして保険者がそれぞれ交付するというような形になっているのかなというふうに思っています。

以前、我々が子供を産み育てる時代は30万円程度だったかなというふうに思っていますが、今でも、今は国のほうの制度で出産一時金が50万円に引上げられたというふうになっております。それも、以前はクリニックなり病院のほうに全て一括で納めないというようなことでありましたが、今ですとその差額を納めるというふうな形のようにあります。

いずれにしろ、出産費用はかなり上がっているというふうなこともありますし、そういったことから一時金の増と、それから国のほうで子ども・子育て交付金というふうなことで妊娠時5万円、それから子供が生まれたとき5万円というふうな制度が、このほど国のほうの制度としてできたというふうなことで村のほうでも運用しておりますし、村単独事業としまして出産祝い金としまして出産時に20万円というふうな制度を、今村として実施しているというふうなことで、国も含めて産み育てるという部分は非常に大きな課題なのかなということで、取り組んでいるというふうなことであります。

8 番（佐藤八郎君） 国も省をつくって少子化対策を打っているので、村として独自にそういうことがやられているということは、さらに継続されていくということではないでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 子供の出産祝い金の部分につきましては、単独事業で昨年度から実施している事業でございますけれども、この分につきましては当面は継続するというふうな部分で進めていきたいというふうに思っていますし、費用だけでなくて出産に係るサポートの分も含めて、村を挙げてうちのほうのスタッフに保健師がおるわけにありますけれども、そういったメンタルな部分を含めて支援してまいりたいというふうに考えているところであります。

8 番（佐藤八郎君） 子供の健康と医療について。放射性物質数が放散されて、未熟児・甲状腺がん・新生児に対する検査いろいろ含めてやられてきていると思うんですが、この点で原発事故によって特に注意した点というのは何かあるのでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 特別注意した点という部分はあるのかという質問でございますけれども、原発の事故以降乳幼児・子供に対してはいち早く甲状腺検査、いわゆる内部被ばく検査を他の市町村に先駆けて県と交渉しながら進めてきたという経過があります。そういったことで少しでも不安を解消する、あるいは現状を把握するというふうなことで進めてきたかなというふうに認識しているところであります。

あと甲状腺検査についても、県が行っています県民健康管理調査の中で甲状腺検査を医科大学のほうで実施したり、あるいは医療機関のほうに委託しながら実施してきたというふうな経過であります。そういった経過を踏まえて、県民健康管理調査としましては報告の中で、「他の全国の自治体と相違ない」というふうな報告がされているようですが、現在も希望者については検査できる体制を整えているというふうな状況であ

ります。

8 番（佐藤八郎君） 生まれてからの話ですけれども、保育関係さらには幼稚園さらには学校とありますけれども、飯舘村は飯舘村に住所を有していても、飯舘村に住んでいるかどうかで区別されて費用負担を行っておりますけれども、今も延々と続いている。私は飯舘村民の子供が、なぜ住むところが違ってただけでそんな区別をされなければならないのか、一貫して異を申し上げてきましたけれども、今に至っても続いている。認定こども園になってもという流れですけれども。

費用全体で、公的支援をいただいている子供さんと全くそれに無関係な子供さんという実態は、どのぐらいの比率になっているんですか。

教育課長（高橋政彦君） 今のご質問でいきますと、住民票があるかないかで負担があるかないかという話かなとは思いますが、当村のこども園と「希望の里学園」につきましては村で学習をしていただく、教育を受けていただくということがあって、全額無償ということにさせていただいております。ただ、住所がありましてもほかの市町村の学校に行きますと、やはりそちらのサービスもございますので、その流れに乗っていただいているというのが数年前から続いているということになります。

ただ、公的負担といいますと被災者の補助金というのがありますが、被災支援児童補助金とかがありますが、それも住民票があって非課税の方のみ該当になっておりますので、ほぼほぼ村の中にも該当しないお子さんが結構いらっしゃるという状況で、実際には3割ぐらいしかその補助金に該当するお子さんは今いらっしゃらないということになっています。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） ある一定の部分は基準に沿って、制度に沿ってあるということを聞きました。それにしても、支援がいつまで今の状況が続けられるのか、財政的にも含めて。その辺の要望を国にきちんと出されて、回答いただいているのではないかと思いますので、村長にその点について伺います。

村長（杉岡 誠君） いつまで様々な子供関係の支援が続くのかというご質問かというふうに思いますが、現状を令和7年度が復興創生第2期の終期だということで住民懇談会でも申し上げて、ですから20行政区の住民懇談会で直接の声を聞かせていただくという話の中で、現在第3期ということはまだないそうですが、令和8年度以降に向かっての国に対する要請、今やっている事業そのものの継続等々についてかなり力を込めてやらせていただいているというところです。

令和7年度になって初めて国が動くのではなくて、令和6年度中にその方針が示されるだろうということを予測しながら、1年半前となりますけれども今要請をしているということでもありますので、村としてはしっかりと財源確保ということを常々国のほうに要請しておりますので、それを踏まえて国のほうで様々な予算措置がなされるものというふうに考えているところであります。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） 時間の許す限りということで、子供の部分まで聞いたんですけれども、

る高齢者までいろいろ村民が「どうなるんだろう」「どうなっていくんだろう」という不安を持って生活していることを、皆さん各課とも担当する部門できちんと知っていただいて、なるべく早く町民が生活の中で見通しがつくように行政執行してほしいなと思います。

最後になりますけれども、最後の質問・被ばく者健康手帳ですけれども、言葉は何にしる飯舘村でも原発事故が起きたときに「すぐに健康手帳をつくろう」という住民の方々のご努力があって、途中までいろいろな村民に何百冊まで行ったのか分かりませんが、とても普及されて、それに自分の生活記録・身体状況の記録などを記載した方々、そういう時期が1年・2年・3年ぐらい続いたときがありました。

そのとき、もとの村長は「そういうことは進めない」という流れになって、ストップをかけたわけではないでしょうけれども、そのことが継続されなくて今に至っていますけれども、原発事故の被害を受けた村民の放射性物質による被ばくは、先ほども言いましたけれども細胞は必ず破壊されているんです。これは「たばこを吸ったら体に悪い」という医者のパーセントと同じ、100%言えることですよ。

そういうことから、最後の答弁聞いていますと全くこういう方向の交付を求めることは「考えておりません」という答弁なので、まるで放射線を被ばくしたことによっての病気や入院や死亡したことは発生していないかのような答弁でありますけれども、現実には私何度も議会で申し上げましたように孤独死も何十人もいるし、被ばくしたことにより病気になって苦しんでいる方も早死した方もおりますし、それ実態ありながら何も考えていない。今後も世界的な原発事故の放射性に関する部分の病気は、10年後・15年後・20年後に発症して、それで合併症を起こして病気が悪化してくるという実例がいっぱいありますので、その辺もきちんと今後検証なり検討されて、町民の生活と命を守る上でも町政執行をしっかりやっていただきたい。

以上申し上げまして、質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） 執行部からの答弁、ありませんか。

村長（杉岡 誠君） 「数年後を見据えて検証していくべき」というご提言をいただきましたが、そのためにも県民健康調査に継続的に参加をして、村民の方々にも健診をしっかり受けていただくようにという活動をさせていただいておりますので、そういったものは継続していきたいというふうに考えております。

それからもう1つ、前のご質問の中で「先行きを早く示すべきだ」というお話をいただきましたが、実は「先行きを早く示せ」という被災地側からの要請を強く出すと、国はあるところでリミットを切ったりということがままありますので、実はそこは非常に求め方が大事だなというふうに思っています。今の制度が継続されること、あるいは村民の安全・安心のために様々な事業をやらせていただいておりますが、そういったものがしっかり成果が生じる、あるいは一定の形になるまで求め続けていくということのほうが大事なものとたくさんありますので、「先行きを見せてくれ」という要請を直接そのまま村が全てをやっているわけではないので、現段階で「今年度これが決まりました」「次年度をこういう見込みです」という形で逐次逐次お知らせをしているということで、

ご理解をいただきたいと思います。

村民の方々に不安が生じるのだろうということは、想像にかたくはないんですけども、しかし職員全体で、議員の皆様もそうですが村民をしっかり支える、村の将来の布石ということも考えながら今行政執行させていただいておりますので、その点についてぜひご理解を賜りたいというふうに考えます。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） 担当部署でもいいから確認して、分かるものは早く知らせるということが大事だ。

議長（高橋孝雄君） これで、佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、3 番 花井 茂君の発言を許します。

2 番（花井 茂君） 議員番号 2 番 花井 茂です。令和 6 年第 6 回飯舘村議会定例会において、一般質問をいたします。

この夏フランスのパリで開催されました第33回オリンピックでは、環境に配慮した大会を目指し、これまでの大会と比較し温室効果ガス排出量を50%にするという意欲的なゴールを掲げてスタートしましたが、結果選手村の宿舎の部屋には夏季オリンピックにもかかわらずエアコンの冷房の設置がなく、また段ボールのベッドは試合を控えたアスリートにとってはあまりにも苛酷な状況だったと報道されています。「理想を追い過ぎ、大局を逸する」、村政に携わる 1 人として、客観的な視野の大切さが痛感させられた今年の夏の出来事でした。

それでは、通告いたしました 1 項目 4 点について質問をいたします。

ふるさと納税について、議論をしたいと思います。この制度は2008年に創設され、15年が経過しています。国民の多くは地方で生まれ育ち、そこで教育を受けて進学や就職を契機に都会へと出ていきます。その先で納税者となり、納税をいたします。その結果、都会では税収が増えますが、彼らを育てた地方自治体は若者が減り、高齢化が進み、税収も減少します。これでは、地方自治体の衰退は加速するばかりです。

今は都会に住んでいますが、生まれ育ったふるさとへ何らかの形で応援・恩返しをしたい。それを、強制ではなく自分の意思で自治体を選び、税制という形で応援する制度がふるさと納税と承知しています。

そこで、1 点目はふるさと納税の本村における実績としての件数と納税額の推移について、または返礼品の品目数の現状について伺います。

2 点目は、ふるさと納税の寄附金の活用実態についてであります。村では、納税者が選択できる寄附先の種類を、飯舘村の復興・振興に活用させていただく一般寄附、飯舘村の子供たちに対する教育・保育等の支援を目的とする「いいたてっ子未来基金」寄附、原発事故からの営業再開・企業再開等の支援を目的とする「陽はまた昇る基金」寄附と、3 つの寄附先の種類がありますが、実態としてどのような事業に活用されているのか伺います。

3 点目は、ふるさと納税の費用についてであります。寄附金は、大まかに規則として 3 割が返礼品に充てられ、2 割が納税サイト等の事務費で、5 割が自治体の収入になると

承知していますが、本市においての状況を伺います。

4 点目は、本村におけるふるさと納税の現状を、PR 等も含めどのように分析し捉えているのか。また、今後の取組について、どのような考えを持っているのか伺うものであります。

また、ふるさと納税については冒頭で述べた趣旨ではあるものの、納税者の意思によるものであるため、納税いただいた自治体からの好意として、返礼品が納税者の自治体選びの基準となってしまうという現状があります。納税額と減税額との収支が、マイナスとなっている自治体もあるようです。

つまり、納税の入りが多い自治体があれば、少なくなる自治体があるということです。多額の税収を集めることだけではなく、ものではない返礼費、例えば村とのつながり・交流促進につながるものを返礼品とするような、村としての大義のある制度活用とすべきではないかと考えますが、現状を踏まえてこの制度に対する村長の見解も伺います。

以上、村長等の所見を伺います。

村長（杉岡 誠君） 3 番 花井 茂議員のご質問にお答えいたします。

ご質問 1 の 1 「本村におけるふるさと納税の実績の推移について、納税額と件数または返礼品の現況動向」、1 の 2 「ふるさと納税の寄附金の活用実態」、1 の 3 「ふるさと納税の募集や受入れに伴う費用経費の現状」について、関連がございますので一括してお答えいたします。

まずふるさと納税の実績ですが、受入れを開始した平成23年度は12件・42万円。納税者に対する返礼品の提供を始めた平成27年度が最も寄附額が多く、9,611件・3億7,139万8,901円。令和5年度は358件・1,128万9,968円となっております。また返礼品については、避難指示解除前の平成27年度は村産品がほとんどないため、震災前に村が産品としていたものと同様の種類の全国の代替品を主な返礼品としておりましたが、現在は23品ある返礼品のうち飯舘村産「里山のつぶ」や「純米大吟醸飯舘」、「極久里珈琲（アグリコーヒー）」など、13品目が村産品となっております。

ふるさと納税として受けた寄附金については、主に東日本大震災による原発事故災害からの復興に向けて、村民の生活再建のための営農再開や企業の事業再開、教育や福祉の充実を図ることを目的とした事業に活用しております。令和5年度の実績としては、「未来へつなぐ農業支援事業補助金」「在宅サービス提供加算費」「ふるさとの担い手わくわく補助金」「あぶくまもち生産推進補助金」「ふるさとの担い手スタートアップ補助金」「移住・定住支援事業補助金」などに活用しております。

また、ふるさと納税の受入れに伴う経費については、ふるさと納税返礼品に係る事務手数料など、今年度予算で約470万円を計上しているところです。

次に、ご質問 1 の 4 「本村におけるふるさと納税の募集PR等を含めた課題とさらなる拡充に向けた展望」についてお答えいたします。

ふるさと納税は、貴重な財源の確保や村産品のPR、販売促進の場として有用かつ重要な施策と考えております。また、これまでホームページやふるさと納税サービスサイトでのPRに加え、飯舘魅力向上発信事業や福島フェスタ等の村外でのイベントへの出展

や参加などによるPRを実施してきたほか、ふるさと納税返礼品の品数を増やすための誘因策として「ふるさとの担い手スタートアップ補助金」による新製品の創出支援、飯館村の特産品や新産品を手にとっていただく場としての道の駅「までい館」の運営などを進めてまいりました。また、今年度はこれらの取組に加え、ふるさと納税サービスサイトを新たに増やすこととしております。

また返礼品についても、これまでは「純米大吟醸飯館」など村内の一流品がメインでありましたが、大量生産はできなくとも村民の方がこつこつとつくり上げている希少な産品や、これまではなかった体験型の返礼品などエントリーを増やすことにより、飯館村の魅力を磨き上げながら発信してまいりたいと考えております。

今後とも、ふるさと納税制度の活用を推進してまいります。

以上であります。

2 番（花井 茂君） それでは、何点か再質問させていただきます。

ふるさと納税の件数と金額の推移なんですけれども、全国で見ると過剰になってきた返礼品競争に一定の歯止めがかかってきてはいるんですけれども、それでも全国で見ると右肩上がりという状況ですが、残念ながら本村においては減額になっているという状況なんですけれども、この要因をどのように村として分析し捉えているのか、お聞きします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 全国的にふるさと納税が右肩上がりというふうなお話もありましたが、確かに村としては寄附額が毎年少しずつ減ってきているというのが現状でございます。

震災当初、村に村から提供できる産品がないということで、さっきの答弁にもありましたように震災前に村でつくられていたもの、例えば飯館牛とかといったものを含め全て提供できなくなったということで、全国的に村でもともとあったような産品と似たようなものを返礼品として活用できてきたというのがありましたが、それが途中から総務省等の指導によって「村で生産されたようなもの」でなければ駄目だというようなことで、なかなか返礼品をつくることができなくなったということが大きな要因の1つであります。そのために、村の中で個人の生産者も含めてそういった産品の掘り出しを数年前から進めてきまして、それをもってできるだけふるさと納税額が少なくならないように努力はしてきたところであります。

ただ、いかんせんなかなかそれでも減少を抑えることができない状況だということで、先ほど答弁でも申しましたようにこれからふるさと納税の返礼品をもう一度、「物」というふうなことじゃなくて見直しが必要だなというようなことで考えているところであります。

以上です。

2 番（花井 茂君） 現在の村の置かれている状況を見ると、返礼品で他の市町村と勝負するような状況にはないというのは理解しています。今後、新たないろいろな知恵を出しながら、返礼品を「物」ではないもので勝負できるような知恵も出していくべきかなと思

っています。

次に、活用実態についてお伺いします。村では、寄附金は一旦基金に積立てをし、今後の村づくりの事業の補助金等に生かされているということですが、今後はどのようなものに使っていかうとされているのか、いくべきと考えているのか、もし方向性があればお伺いしておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） これまでも、「未来へつなぐ農業支援事業補助」とか「ふるさととの担い手スタートアップ補助」「わくわく補助」、そういった部分で村民がこれから村を再生していくに当たって活力が見いだせるような事業に対して、使っていかうということを使ってきたところであります。今までの補助もそうですが、そういった部分で村民の元気が出るような補助金、そういった部分に活用を今後も継続してまいりたいなというふうに考えているところであります。

2 番（花井 茂君） いろいろ知恵を出しながら、補助金だけではなくいろいろな選択肢を広げて、ふるさと納税の金額を集めて使っていただきたいなと思います。

次に、ふるさと納税の費用についてお伺いします。

ふるさと納税の経費の内訳として、返礼品の取扱いや返礼品の配送、ポータルサイトの委託料や決済もろもろ、これは別々の業者が介在しているのか。例えばポータルサイトに委託料を出して、それが一括して担っているのか。この辺、教えていただきたいなと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと納税の取扱いについては、1 社にいろいろな委託をしているところではありますが、その中でもそれぞれ事務の取扱いの部分、あとは返礼品を集めて送付する部門、そういった中で委託事業者の中で振り分けをしながら、それぞれの役割ということで行ってきているところです。

その中でもポイントを付与するような事業とかクレジット関係の取扱い、そういう部分も含めて委託事業者の中できちんと管理をしながら行ってきていただいている。返礼品事業については、そういった内容になっております。

また、ふるさと納税については一般寄附・直接村への寄附というようなことも、「返礼品は必要ありません」という方もふるさと納税の取扱いになりますので、そういったものについては村から直接お礼状を出したり、そういった部分で返信をしているところがございます。

2 番（花井 茂君） ということは、委託事業者というのはポータルサイトという理解でよろしいでしょうか。いわゆる「ふるさとチョイス」とか、そういったものでよろしいということ。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） おただしのように、いわゆるポータルサイトに取扱業者ということで依頼しているところです。

2 番（花井 茂君） では、次にPR等についてお伺いしたいんですけども、村では今「ふるさとチョイス」と「ふるぽ」、この2つのポータルサイトに登録してPRをしているということでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 「ふるさとチョイス」というようなものと「ふるぽ」、ふ

るさとポイント制があるものというようなことで取扱いがあるようではありますが、基本的には事業所については1つで、その中で「ふるさとチョイス」という部分は事業者のほうで利用していたり「ふるぽ」を利用していたりということでもありますので、取りつけの頭の部分については1つの業者、その中でそういった使い分けをしているというようなことになっております。

2 番（花井 茂君） ということは、この「ふるさとチョイス」が1つの業者ということで、「ふるぽ」はポイントだけのポータルサイトということですか。「ふるぽ」も自治体の登録があるはずなんですけれども、「ふるさとチョイス」は飯舘村のホームページのふるさと納税のポータルサイトを見ると、「ふるさとチョイス」と「ふるぽ」から飯舘を選んで、そこから寄附の方向に行くような流れになっていると見たんですけれども、その辺どのようになっているんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 具体的に例を出しますと、基本的に委託業者はJTBになっています。JTBのほうで「ふるさとチョイス」「ふるぽ」を、窓口を介してふるさと納税の返礼品の取扱いをしているということで、先ほど最初の村長の答弁にありますように窓口をもう1つぐらい増やしていきたいというようなことで、今検討しているところであります。

2 番（花井 茂君） すみません、「ふるぽ」はJTBが運営していましたね。なので、今後PRをどんどん進めていくには、いわゆるポータルサイトのシェア率が一番高いと言われている「楽天ふるさと納税」などを追加していくような考えは、先ほどと村長の答弁でも「どんどんサイトを増やしていく」ということなんですけれども、そういうものを増やしていく考えはあるんだろうけれども、「楽天ふるさと」のシェア率がナンバーワンだということで、これは賛否あるんですけれども、「ふるさとチョイス」も「楽天ふるさと」も加盟自治体がめちゃくちゃ多いそうなんです。1位・2位ぐらい加盟が多いので、そこから飯舘村を選んでもらってチョイスされるのはなかなか難しいのかなという話もあるんですけれども。

「ふるぽ」というのも186自治体は加盟しているので、加盟している自治体が少ないところをあえてチョイスしたのかなと思ったんですけども、そうではなかったということでもよろしいですか。分かりました。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まさに、議員先進の手本をお持ちだなということではありますが、今言われました「楽天」ということで名前が挙がったわけなんですけれども、まさに今後「楽天」のほうを活用していこうというようなことで今検討段階でありまして、基本的には10月から活用できるように、スタートできるように進めたいなということで今調整中であります。

以上です。

2 番（花井 茂君） ぜひ「楽天ふるさと納税」、やってください。でも、楽天の「ふるさと納税」でやると楽天のポイントがもらえたんですけれども、国で今プレッシャーをかけてネットで反対運動の署名をやっているようなので、あれがなくなるとまた一つ違ってくるのかなと考えています。

次に、村にふるさと納税として寄附をしていただいた方へ、村としてお礼や感謝の形はどのような形を取っているのか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、返礼品を求めない一般寄附については村のほうで直接お礼状を送付しておりますし、また返礼品ありのほうの業者委託についても業者のほうでお礼状を用意して、返礼品と同封しながら感謝の意を伝えているところであります。

2 番（花井 茂君） 寄附をしていただいた方に、リピーターとしてまた寄附をお願いする。そういったことには、使い道なんかを丁寧に伝えるようなことが、重要になってくるのかなと思います。なので、寄附のリピーターを増やすにはアフターフォローが大切なのかなと思いますので、そういったところをしっかりと考えてやっていただきたいなと思います。

それで最近のふるさと納税のリピーターは、二分化されてきていると言われています。1 つは返礼品に魅力を感じてふるさと納税をする方、もう 1 つは寄附金は何に使われているかでその事業に賛同する人たちだそうです。なので、これからは後者の対応に力を入れていくべきなのかなと思います。そういった意味で、今後は事業選択型の寄附の代表的なツールでもありますガバメントクラウドファンディングも、村として検討すべきではないのかなと思いますが、その点どうでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今ガバメントクラウドファンディングという固有名詞が出ましたので、実はその点について担当課のほうに少し私はしゃべったことがあるかなと思いますが、今全国の50歳未満の首長・町村長の若手町村長会というものがありまして、その中で勉強会をしているところです。それで、かなり先進的にうまくいっているところ、そういう町村が一定程度集まれば新しい形ができるんじゃないかという業者提案なんかもありまして、私ウェブ会議をお昼休みを使ってやりながら今勉強して、あと担当課のほうにつないでできているということがありますので、いろいろな可能性があるなというふうに思っているところです。

ただ、先ほどご答弁の中で申し上げませんでした、体験型のコンテンツを増やすということも 1 つの策だと思うんですが、今あるものの魅力の発信の仕方という中に、例えばラッピングの仕方や見せ方というところが実は村は非常に弱いということがありますので、そこに力を入れないとサイトを増やしてもあるいはガバメントクラウドファンディングを使ったとしても、なかなか皆さんに興味を持っていただけないというふうに思いますので、ちょっと商業的な店を持ってしっかり心に響くような、「ああ、これ手に取ってみたいな」というような商品構成というところに力をつけるのも大事だというふうに考えているところであります。

以上であります。

2 番（花井 茂君） ガバメントクラウドファンディングは調べたので、ちょっと説明させていただきます、内容を。これは自治体の事業計画を立て、金額と期間を設定し寄附を募る自治体版クラウドファンディング型ふるさと納税ということなんですけれども、こういった事業計画を立てて募集金額・期間を決めてやれば、明確な使途が分かるわけだと思えますよ。明確な使途が分かれば、寄附する方もそれなりに共感を得られやすいの

かなと思うんですけれども、例えばこれから「あいの沢」の整備なんていうものには、これをがんがん使っていくべきなのかなと思っています。

例えば「あいの沢」にドッグランをつくるとか、そういったときにクラウドファンディングで募集してそれをつくったときに、「この施設はクラウドファンディングによって、皆さんのおかげでつくった施設です」みたいな看板を上げて、それを見れば「ああ、そういうものをやっているんだ、飯舘村は」ということで、また波及効果というものも期待できるのかなと思います。キャンプ場のさらなる整備事業なんかにも使っていけるのかなと、そういうアウトドア関係に結構使うのが全国でも多く見受けられるので、ぜひそういうところも検討していただきたいなと思います。

このクラウドファンディング型ふるさと納税なんですけれども、目標金額を達成するか未達成になるかというのがよく分からないんですけれども、未達成にもかかわらず事業自体は実施するという「オールイン型」というのが主流らしいんです。なので、例えば100万円かかるところは「100万円で募集しましたけれども、80万円は集まったけれども20万円は駄目だった」というときには、村として事業の波及効果や一定の公益性を鑑みれば、その差額を村が負担するというような考慮した予算措置も必要になってくると思うんですけれども、そういったものは可能なかどうかお伺いしておきます。

村長（杉岡 誠君） 一般的なクラウドファンディングと同じような形で、「オールイン型」と「目標達成型」と両方あるんだなというふうに思っているんですが、行政で計画を立てて募集をするというときには基本的には「オールイン型」で、未達成の寄附額だったとしてもそれは執行していくというふうな多分方向性だと思います。村としての「しっかりとやるよ」という姿勢がなければ、ガバメントクラウドファンディングという部分にはなかなか適さないのかなと。

ただ1例で言うと、美術館関係の学芸員とかが古代の遺跡とかを保管したり、「いろいろなことをするための経費が必要なんだよ」とやった途端に非常にお金が集まったので、想定以上にお金が集まったとか、なかなかマイナーと思われていたものについてかなり注目が集まったりという部分があることも知っておりますし、あるいはどこかの名称を、ある寄附額を頂いた方には1年間・2年間分の名称は「その方がつけたものを使用しますよ」とか、そういうサービスをやっているところもあつたりしますので、いろいろな活用方法があるなというふうに思います。

いずれにしても「オールイン型」のほうが、要は目標未達成でも実施をしていくという形のほうが適しているんじゃないかと、現段階では考えているところであります。

以上です。

2番（花井 茂君） いろいろと前向きに検討していただきたいと思います。

今後の返礼品についてなんですけれども、ふるさと納税でつながった関係を持続的に持っていくには、先ほど冒頭の口上でもお話ししたんですけれども、物だけではない返礼品というものが必要になってくるのかなと思います。

なので、せっかくすばらしい「きこり」という宿泊施設、今食事関係はできないんですけれども、返礼品に「きこり」の宿泊クーポンとかキャンプ場の利用クーポンとかとい

ったものも含めて、そういったものと体験型をパックでやれるのかな。また、飯舘にはすばらしいパークゴルフ場もあるので、ゴルフなんかは泊まりながらゴルフをするパックとか、そういうもので行く方々が結構多いと思うので、そんなところもいろいろ考えながら返礼品、なかなか地場産のものが無いというのであればそういった知恵を絞って、違う形で違うところからアプローチしていくのも1つの手段なのかなと思うので、ぜひ検討していただきたいなと思います。こういった制度は、アイデアと熱量が勝負だと思います。なので、今後非常に期待しています。

ふるさと納税は寄附者の賛同を得ながら、地域活性化のために使われるのが集め方とか使われ方、それが正しいことなんだろうと思います。今後も返礼品にこだわらず、事業に賛同していただけるように計画的・戦略的に目標を設定して、取り組んでいただきたいなと思います。

最後になりますけれども、寄附者の方に感謝をしながら、ふるさと納税の寄附金が大切に使われますように執行部の皆さんにお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） 執行部から答弁ありませんか。

村長（杉岡 誠君） 非常に具体的な示唆もいただきましたし、ご提案をいただきましたので、しっかり村のほうで承っているいろいろな検討につなげていきたいというふうに思います。

村内で、地域おこし協力隊がいろいろな店舗をやっておりますが、ほかに村民の方々がいろいろな体験ということもしていただいていますので、例えば生涯学習活動的にやっているものについても、かなりふるさと納税の凡例品になり得るものが相当あるなというふうに私としては思っています。ですので、先ほどおっしゃった宿泊クーポンと併せて、体験型というものも非常に村の中ではかなりの構成数ができるんじゃないかなというふうに期待をしているところであります。ただ、それを誰か1人の負担という形でやると難しいので、その部分の仕組みづくりというものが今後の村としての大きな課題かなというふうに思っています。

それから寄附に関しては、実は毎月数千円ずつずっと震災後ご寄附頂いている方とか、非常に稀有な方がいらっしゃいますので、実は就任して以来お礼状に関して私が直接署名をするということでやっておりますので、印刷のお礼文ではありますけれども最後の署名だけは私がさせていただくという形で、少しでも村の心、村民のありがたうという心を寄附頂いた方にお届けしたいという、そんな取組をさせていただいておりますので、その中でまた村にお越しいただいて村民の姿を見ていただいて、村民の方々が「皆様の寄附でこんなことができているよ」ということが体験いただいただけるような、そんなふるさと納税制度につなげていけたらなというふうに考えているところであります。

ありがとうございます。

議長（高橋孝雄君） これで、花井 茂君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。再開は15時10分といたします。

（午後 2時57分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3時10分）

議長（高橋孝雄君） 続いて、3番 横山秀人君の発言を許します。

3番（横山秀人君） 議員番号3番 横山秀人です。ただいまより9月定例会一般質問を行います。今回の質問は7つです。皆さんと課題共有、また課題解決に向けて議論が深まることを目指し、質問に入ります。

1点目の質問です。医療・介護・郵便局等の生活関連サービスについて。令和3年12月定例会において、「原子力発電所事故前の生活関連サービスの再開を目指すべき」と一般質問しました。村長からの答弁では、「いいたてクリニックの診療日の見直し」「介護サービスを利用するための環境整備」「郵便局の追加設置要望」などがありました。これらについての現在までの進捗状況と、今後の取組方針を伺います。

続いて村に移り住んだ方々、また主に高齢者の帰村が増えている状況によって、原子力発電所事故前にはなかった新たな生活関連サービスの要望を聞く機会が増えてきました。例えば、クリーニング取扱店やコインランドリーの設置要望などであります。村では、どのような方法で新たな生活関連サービスの要望を聞き取り、今後の対策を検討していくのか伺います。

2点目の質問です。風力発電施設設置に関する飯舘村の意見書等について。今年3月の行政区総会時に、（仮称）福島飯舘風力発電事業について事業者より説明がありました。そのときの説明資料には、景観・水質についての詳しい記載はありませんでした。村民の一部には、風力発電施設の景観や土砂流出、水質に対する影響について懸念の声があります。

以下、2つについて質問します。1つ目、今、事業者が作成した環境影響評価準備書の内容について、県知事より村の意見が求められます。その意見書作成において村民の意見・要望をどのように反映するのか、その方法・手順・時期を伺います。

2つ目、「いいたて美しい村づくり推進条例」の強制力について伺います。風力発電施設が、「美しい村づくり推進条例」の目的である「魅力に満ちあふれた美しい村づくり」を達成しないと判断した場合、不許可または許可条件を明記する旨の記載があります。これは、当条例において事業中止もしくは事業内容変更の強制力があると認識してよろしいのでしょうか。村の考えを伺います。

3点目の質問です。村づくり団体等の設立運営支援について。現在、様々な団体による交流事業が実施されております。広報いいたてには、イベントチラシが同封されて届きます。NPOや任意団体等が自主的に行う活動は、村づくりにとって、とても貴重な取組であります。村民も楽しみにしています。

しかし、実施団体に運営状況を確認すると、準備や広報や収支や資金繰りと事業を行う上で様々な課題があると聞きます。各団体が継続的に活動できるように、また新たな団体等の設立相談先として「（仮称）飯舘村地域活動サポートセンター」の設置が必要と思いますが、村の考えを伺います。

4点目の質問です。ふるさと住民票について。村第6次総合振興計画後期計画では、村

づくりの視点の1つとして移住定住の促進とともに、関係人口・交流人口の拡充が求められると記載されています。平成30年3月から実施されているふるさと住民票の発行枚数は1,030枚となり、まさに関係人口・交流人口の拡充に重要な役割を担っています。

2つ質問いたします。1つ目。村のホームページでは、ふるさと住民票について「村外の方からの貴重なご意見・アイデアをいただくとともに、飯舘村を応援してくださる方たちとのつながりを深め、心の交流を長く大切にするための制度」と説明があります。現在の村の取組内容と、今後の取組方針を伺います。

2つ目。子育てや様々な事情で、飯舘村から住民票を避難先自治体に移さなければならない方がいらっしゃいます。その方々に、住民票を移しても末永く飯舘村との関係を継続する方法の1つとして、ふるさと住民票のチラシなどを渡して紹介すべきと思いますが、村の考えを伺います。

5点目の質問です。未登記公有地の登記に関する進捗状況について。令和4年12月の一般質問において、村より「未登記公有地が約1,200件あり、専門知識を有している有資格者団体と連携し課題解決に取り組んでまいります」との答弁がありました。現在までの進捗状況と、今後の登記手続体制及び目標完了時期について伺います。

6点目の質問です。農業委員会による非農地判断等について。農地の除染を行ったが、農家の事情により耕作していない農地があります。また、農業を廃業することを決め、農業基盤整備促進事業を行わない農地があります。先日、その2つに該当する農地の現状を見てきました。草木がかなり成長しており、現在の状態では営農再開が難しいと感じられる状況が見受けられます。固定資産税の納付書を見させていただくと、その農地は現在も田畑として課税されていました。現況課税とすれば、その方は多く固定資産税を支払っていることになります。

本来であれば、現況確認申請を農業委員会に提出し、非農地であることの認定を受け、地目変更を行う手続をすべきであります。その手順が分からない方、知っていても難しそうに感じて行わない方がいらっしゃいます。他市町村でも行っている農地台帳の適正化と、適正な課税を目的とした農業委員会による非農地判断と、地方税法に基づく村長の職権による地目変更登記の実施状況と今後の方針について伺います。

最後、7点目の質問です。飯舘村土地改良区の解散により、飯舘村が受ける影響等について。現在、飯舘村土地改良区の解散手続が進んでいます。飯舘村土地改良区の解散によって、村の行財政にどのような影響があるのか伺います。また、影響がある場合どのような対策を検討しているのか伺います。

以上、7点について質問を終わります。

村長（杉岡 誠君） 3番 横山秀人議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1の1「令和3年12月定例会の一般質問答弁における医療・介護・郵便局等の生活関連サービスについての現在までの進捗と今後の取組」についてお答えいたします。

まず、「いいたてクリニック」の診療日の見直しについてであります。令和4年4月から村に移住された本田医師による「いいたてクリニック」での診療のほか、診療日以

外も訪問診療をしていただいております。震災後のクリニックの再開は毎週火曜日と木曜日の午前中のみの診療でしたが、令和4年4月からは診療日は火曜日と木曜日で同じですが、火曜日は午前・午後と終日診療に若干ではありますが増えたところがあります。今後もクリニックでの診療と本田医師による訪問診療により、診療日以外の急患等にも対応できる体制を進めてまいります。

次に、「介護サービスを利用するための環境整備」についてであります。村内の「いいたて福祉会」による特別養護老人ホーム「いいたてホーム」の運営と在宅介護支援センターによるサービス提供に加えて、村外の介護事業所等への送迎や村外でのサービス提供助成などを実施しております。今後も介護サービスの財源確保について、国県に要望してまいります。

次に、「郵便局の追加設置要望」については、現在集荷及び郵送を行っている二枚橋局以外の飯舘郵便局と飯曾郵便局の再開については、特定郵便局であり日本郵政東北支社の指示の下で自営局舎の地権者と協議する必要がある、現在まで再開には至っておりません。一方村としては、この間の行政区の意見を伺いながら福島中央郵便局にご協力いただき、令和4年7月4日に佐須地区及び比曾地区の3か所へ郵便ポストの再設置を行ったところであり、地元住民の生活向上につながっているものと考えております。

次に、ご質問1の2「クリーニング取扱い店やコインランドリーの設置要望及び新たな生活関連サービスの要望、今後の対策」についてお答えいたします。

生活関連サービスの要望については、これまでも住民懇談会をはじめとする様々な機会を利用してお聞きし、施策に反映してきております。一方で、生活関連サービスは民間事業によるべきものがほとんどであることから、村では企業誘致を進めてきております。なお、企業進出については集客予想や採算性などを鑑み、最終的には会社の経営判断によって決定されるものですので、村では国や県の補助等をはじめとした支援策を活用して、より企業が進出しやすい条件を整えるとともに、民間企業との信頼関係の構築を注視してきております。今後も、村民の利便性の向上に鋭意努めてまいります。

次に、ご質問2の1「風力発電施設設置に対する意見書作成における村民の意見要望の反映方法等」についてお答えいたします。

「（仮称）福島飯舘風力発電事業」については、東急不動産株式会社が計画する事業であり、現在事業者において環境影響評価法（環境アセスメント法）に基づく環境影響評価が進められており、関係する行政区に対し事業者による説明が行われているところです。

これまで、配慮書・方法書の段階にて、村から県知事に対する意見として「生活環境並びに自然環境への影響が懸念される事項を十分に精査すること」「村及び地域住民の意見や専門家等の助言を踏まえ、適切かつ慎重に環境影響評価を実施すること」、さらに「飯舘村及び想定される区域周辺の地域住民等に対し、十分な情報提供と丁寧な説明を行うこと」、また「風力事業の賛否については地域によって様々な意見があるため、慎重な対応を求めるとともに、十分な説明と議論の機会を設けること」と回答しております。

今後の手続においても、環境影響評価法に定められた説明会に限ることなく、地域住民への十分な説明と議論の機会を設けるよう事業者に対し要請してまいるとともに、村としても説明会等へ参加の上意見の把握に努めてまいります。

次に、ご質問2の2「いいたて美しい村づくり推進条例の強制力」についてお答えいたします。

「いいたて美しい村づくり推進条例」は、風力発電施設の整備に限定されたものではなく、全ての開発行為を対象としております。また、同条例第5条第1項にて「事業者の責務」について定めがあるほか、第7条第2項では「開発行為を行おうとする者は村長へその旨を届け出て許可を受けなければならない、事業者が同条例で定める手続や基準を満たさない場合は必要な措置を取るよう指導できるほか、許可を取り消すこともできる」こととしております。さらに、同条例12条各項においても「指導等に従わない者に対する命令や勧告、調査等の実施」について定められております。

条例は、地方公共団体の議会の議決によって制定される自治立法ですので、村内での事業に対しては法的効力を有するものと考えております。

次に、ご質問3の1「（仮称）飯舘村地域活動サポートセンター設置の必要性」についてお答えいたします。

民間団体や個人の自主的な取組、すなわち民間の活力は、復興の先の将来像を目指す村行政・村民にとって非常に重要なものと考えております。このため、民間の自主的な活動においては、相談があった場合はその内容により担当課において助言や支援等を行っているほか、後方支援として毎月発行している広報へのチラシの同封や、村公式LINEでの周知を行ってきております。また資金面では、「みがきあげよう！ふるさと補助金」や「ふるさとの担い手わくわく補助金」「まていな心の復興事業補助金」など、様々な支援をしているところです。

ご提案の「（仮称）飯舘村地域活動サポートセンター」の設置運営については、現在の担当課や行政区当たり五、六名配置のコミュニティ担当によるサポート体制を超える人員配置等を要する取組であることから、行政主体での実施は困難であると考えております。なお、民間での自主的活動を期待するものです。

次に、ご質問4の1「ふるさと住民票の現在の取組内容と今後の取組方針」についてお答えいたします。

ふるさと住民の皆様には、ふるさと住民票」の発行のほか「飯舘村1日村長体験」等の特典があり、これまで「1日村長体験」の実績として2名ありました。また、希望者へのメールマガジンについては、令和4年10月を最後に送付していない状況にあります。

ふるさと住民の皆様は、飯舘村を応援してくださる貴重な存在であり、今後村の製品の紹介や村内外のイベントの紹介など、村への関心・愛着を誘起するような取組の一環として、タイムリーな情報提供が可能な村公式LINE登録のお知らせをまいります。

次に、ご質問4の2「村提出者へのふるさと住民制度の紹介」についてお答えいたします。

現在、村から転出される方について、希望される方には転出後も引き続き村広報をお送

りしております。また、行政区を初めとする地縁団体活動や村内での多くの農政関連の取組、「ふるさと担い手わくわく補助金」など村の中での活動については、住民登録がなくても行えるようになっております。

なお、今後広報の送付と併せて、村の情報をタイムリーに受け取ることができる村公式LINEの登録のご案内を進めていくほか、住民票要件を緩和すべき事業・取組等について検討を深めてまいります。

次に、ご質問の5の1「未登記公有地の現在までの進捗状況と今後の登記手続体制及び目標完了時期」についてお答えいたします。

現在未登記公有地の登記につきましては、総務課財政係が担当となり福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会を活用し、解消に取り組んでおります。また今年度においては、繰越事業である桶地内住宅周辺の登記が完了し、現在村道についても順次進めているところです。

なお、相続が進まず未登記となっている案件が多く課題となっており、引き続き専門知識を有する団体等と連携しながら未登記の解消に努めるとともに、事業実施に関係するか所から順次登記事務を進めてまいります。

次に、ご質問6の1「農業委員会による非農地判断と地方税法に基づく村長の職権による地目変更登記の実施状況と今後の方針」についてお答えいたします。

農地法第2条の2には、「農地について所有権または賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」とあり、農地所有者・農地利用者等の責務が規定されていることから、本村においては村長の職権による地目変更登記を実施した事例はございません。農地所有者が、やむを得ない事由により現況確認申請を農業委員会に提出し、農業委員会において各種法令にのっとり農地か非農地かなどの現況を踏まえながら厳正な審査を行い、申請内容を判断することが基本であると承知しております。引き続き、農地法をはじめ農地をめぐる情勢を注視しながら、各種法令に基づき事務・施策を執行してまいります。

次に、ご質問7の1「飯舘村土地改良費の解散により飯舘村が受ける影響等」についてお答えいたします。

飯舘村土地改良区につきましては、本年3月末の総代会において解散することを議決し、5月に県知事の認可を受けて現在清算法人飯舘村土地改良区として、今年度中の解散に向けた手続を進めているところです。また、これまで村改良区が所掌してきた窓口の移管先とその利便性の確保や、営農者や水利権者・協定集落等が維持管理してきた村改良区所有の頭首工や水路などの水利施設の今後の維持管理主体・事業など各種の課題が検討され、また村にも共有されております。

なお現段階においては、村改良区が所有してきた頭首工・水路などの水利施設については村へ譲渡することが総代会で議決しているほか、村改良区が所掌していた農業用施設の台帳管理や施設使用の許認可等の事務についても、村に移管することが生産法人飯舘村土地改良区において検討されております。村ではこれら引継ぎを受けた際には、それ

それぞれの事務・業務を担当課に割り振り、担当課において適切に対応してまいる考えです。また、譲渡された水利施設につきましても、これまで同様に営農者や水利権者・協定集落等が適切に管理・利用ができるよう、多面的機能支払制度などを活用してまいります。

なお、村改良区の事務や財産の譲渡処分については、今後、清算法人飯舘村土地改良区総代会での議決を経て最終的に決定されますが、なお現在その譲渡先として想定される村担当課等との協議が進められているところでもあります。村としましては、営農活動に支障が出ないよう協議を進めてまいります。

以上となります。

3 番（横山秀人君） では、ただいまより再質問に入りたいと思います。

1 点目。生活関連サービスについてであります。以前子育て中のお母さんから「飯舘村に夕方診察を受けられる場所がない。仕事を休んで村外の病院まで行かなければいけない。とても大変である。何とか子供が診れる体制をつくっていただけないか」という要望がございました。

様々な事情はあると思いますが、今村として移住・定住政策を行っていますが、その主な目標とする世代等は子供がいる世帯と聞いております。子供を安心して育てる環境には、医療体制の充実が必要だと思います。今後、子供の診療についてどのようなお考えがあるのか、村の考えを伺います。

健康福祉課長（石井秀徳君） 子供の診療というふうなことのご質問であります。

震災以前、飯舘村には2つの診療所がございました。それが平成20年に統合して、1つの「いいたてクリニック」ができたわけでありまして、その当時私は村の子供たちが村の診療所・クリニックにどれだけ受診していたかというふうに考えますと、私も当時担当しておりましたので分かりますが、ほとんどの子供さんは近くの川俣、あるいは南相馬市の小児科の医院のほうに通院されたかなというふうに認識しております。もちろんクリニック、あるいは飯舘診療所のほうに受診されたお子さんはいらっしゃるかもしれませんが、大多数は近くの専門の小児科の先生、クリニックのほうに受診していたかなというふうに思っております。

その後震災がありまして全村避難、その後診療所の再開というふうなことになりましたが、子供が少ない中で以前のように全て診療にするというふうな部分については、なかなか厳しいかなというふうに考えるところであります。もちろん、安全・安心を確保するために必要なことは十分分かるわけでありまして、昨年本田 徹先生が村のほうに移住していただきまして、診療に加えて訪問診療もしていただいている状況であります。そういった中では、本田先生は専門が小児科医でございますので、もし相談があればそういうところも可能なのかなというふうに思っているところであります。

いずれにしろ、全ての医療を村の中で補うということは、今の状況の中では難しいかなというふうに認識しているところであります。

3 番（横山秀人君） 震災前、私も共働きの場合どうしても学校から連絡あったときに病院に連れていくことがなかなか難しく、母とか父に飯舘村の診療所に連れていってもらったことがありました。身近にあるということは、すごく安心できるのかなと思います。今、

回答において「本田先生の対応の中で対応できないか」という回答がありましたので、またさらに前進したのかなと思っております。

病院だけじゃありませんが、続いて2つ目の再質問をしたいんですけども、「までの里こども園」、また「いいたて希望の里学園」に通う子供の保護者から、子育て環境の整備について意見や要望を定期的にお聞きしているのか、こちらについて伺います。

教育課長（高橋政彦君） こども園と「希望の里学園」の保護者から要望を聞いているのかということですが、今ICT関係が普及しまして保護者と学校と同じアプリを使っています、常に保護者からの要望等はアプリを通じて来ているところでございます。

特にこども園だとお子さんにけががあったりするんですが、そのときにたまたまクリニックが開いていたりすると一旦クリニックへということも今年も1件ありましたので、そういう形で利用されているということ。あと、ほかにクリニック関係の要望等はないんですが、スクールバスの要望であったり様々なものはそのアプリを通していただいているところでございます。

以上です。

3番（横山秀人君） 分かりました。身近にそういう形で連絡が取り合えるということは、すごく学校と保護者がつながっているのかなと思いました。ありがとうございます。

いずれにせよ様々な新しい生活関連サービスについては、今後第7次のアンケートにおいて全村民に聞く予定があるのか、再度伺います。

村長（杉岡 誠君） 第7次総合振興計画の策定に関しては、先般お知らせ版で策定委員の募集という形で出させていただきましたが、基本的にどんな調査をするのかというのは策定委員会、あるいは別の構成もあったかと思いますがいろいろなところで、あるいは部会という形の中での検討がかなり重要なことというふうに思いますので、当然のことながら住民の方々の住民懇談会でのお話を聞いていると、非常に自分の生活に密接な部分についての話が多いことでありますので、その辺についても項目の中に設けていくことになるのではないかなというふうに予測をしているところであります。

以上であります。

3番（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、1の2について再質問いたします。

こちらは、新たな生活関連サービスの要望を聞く機会が増えたことについての質問であります、例えばクリーニング取扱店やコインランドリーはもちろん民間がやるのが一番ありがたいことでありますが、民間ができないから今回草野に公設民営という形で商業施設ができるということでもあります。であるならば、その施設においてクリーニングの取扱店やコインランドリーの設置等、そういうものを検討できないかについて伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 現在村で進めております商業施設建設の中の協議段階において、相手方の企業さんとクリーニングの取扱い等もできないかということで、前向きに検討いただいているところであります。

ただ、いかんせん実際にその業者が直接クリーニングを担えるものではありませんので、

そこに入っていただく店舗というかクリーニングを取り扱っていただける業者さんを見つける必要があるというようなことで、なかなか村内でのクリーニングについては見つけるのが難しい状況でありますので、今後村も併せてそういった部分について探してみたいところではありますけれども、そういった業者が見つければ今建設している商業施設でも取り扱うということは可能なのかなということで、協議中というふうな段階でございます。

以上です。

3 番（横山秀人君） 村民の方がわざわざ私に要望するというときには、ある程度周りの方にもいろいろ聞いて「やっぱり必要だね」というお話があったということで、要望が入っております。もちろん、本人もすぐできるとは思っていませんが、生活する上でとても大変だという意見がありましたので、ぜひ前向きに検討いただければと思います。

続きまして、2 点目「風力発電施設設置に関する飯舘村の意見書等」について再質問いたします。

今回、風力発電については、今日 3 人目の質問ということになります。それだけ各議員においても、すごく村にとって大事な課題というかテーマという認識だなと思っております。

私が質問したのは、実はこちらの風力発電については、1 年も前から反対の声が届いております。最近になっても届いている、総会の説明があった後も届いています。もう一方で、テレビ・新聞等を見ていると再エネ施設について自治体の長が「撤回を求める」という表現になっている。再エネ施設というものの、村はどれだけの判断ができるのかなとすごく疑問に思いました。できてしまってからでは、例えば近隣の市であります太陽光発電の大規模な、今新聞に出ていますけれども、工事が始まってしまっただけでは止めるわけにもいかない。「法的にきちんとやっているから」というのが自治体の長の判断であり、条例で制限をかけていくしかないというお話でした。ですので、この風力発電に関しては飯舘村で議論すべきだろうということで、今回質問いたしました。

では、こちらは時間を割いて細かく確認していきたいんですけども、まず風力発電については令和 4 年と令和 5 年に県知事宛てに村長名で意見を提出しています。先ほど答弁の中にもありました。そのとき、村民の意見・要望をどのように集約して、その意見書に反映したのか伺います。村民の意見を聞いていなかったというのが、その回答でも結構です。

議長（高橋孝雄君） 横山議員に申し上げます。答弁の間は、席に座って聞いてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今まで村では配慮書・方法書、その段階において県知事に対して意見ということで出してきたところであります。

先ほど答弁にありましたように、それぞれ地域住民にきちんと丁寧な説明を行うことなどなどを、そういった意見の中で出したものであって、村民から直接「こういったことだ」ということで意見をもらったということではなくて、行政としてきちんと限りなく住民のほうに寄り添い、意見を聞きながら進めるんだぞというふうな、そういった意見として出させてもらった部分であります。

直接村民からの意見を吸い上げたとか、そういった形ではございません。

3 番（横山秀人君） 分かりました。

今回私も勉強不足だったので、福島県の担当課のほうに伺い、細かくいろいろお話を聞いてきました。そうした際にまず感じているのは、この環境影響評価の手續においてあと1回しか村が県知事宛てに意見を出せる機会がないということであります。あと1回で決まってしまう。その中で、村民の意見がどれだけ重要か、どのように判断するのか。今まで2回は村民の意見を聞いていなかったという回答であります。今度準備書についての意見についてはどのような方法で村民の意見を集約して、村長としての意見を出すのか。その考えを伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村は、あくまでも行政の立場としての意見を述べるということであります。事業を進めるのは事業所でありますので、そこに事業者がきちんと準備書、今までも方法書とかそういった部分ありましたが、その段階でも住民に直接意見を求めるというふうな機会を設けてきた。

さらに今回、今ほど議員からありましたように、準備書の段階でも意見を直接聞く機会を設けるということでもありますので、村としては行政の立場での意見を申し述べますし、意見をお持ちの方であれば直接そういった機会をわざわざ設けられていることでもありますので、直接的な意見として事業者に対して申し述べていただければと考えているところであります。

3 番（横山秀人君） では、事業者の説明会に村職員・担当職員が参加しているのかどうか。どのような説明会が行われているのかというのは、確認していますでしょうか。

実は3月の総会時の説明は、総会の時間が推してお昼も過ぎて、やっと事業者が説明したときにはもう皆さんそわそわして、そして私が質問しても「もう終わりだ」と。そういう短時間でもあり、本当に皆さんへの説明が行ったのかと思うぐらいの説明会でありました。実際村担当者が説明会に行って、どのような説明だったのか、また村民がどのような意見だったのかを確認しているかどうか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど議員からありました説明会というのは、行政区に対しての総会の際の説明会の話かと思いますが、そのときは私も同じ行政区でありますので同席していたところであります。確かに質問が結構あって、総会が終わった後も質問をされている方もいたというふうにお見受けしましたし、その後最後まで残っていたわけでありませんので、きちんと対応するようということで見守っていったというような経過がございます。

また、それでも最後まできちんと答えが求められなかったというふうな話を今聞きましたので、そういった部分につきましては改めてそういったことのないように、事業者に対しては丁寧な説明を求めていきたいというふうに考えているところであります。

3 番（横山秀人君） 質問の回答の中で、「村としても説明会等へ参加の上、意見の把握に努めてまいります」と今答弁がございましたが、あさって開かれるこの事業者の説明会は、内容等は事前に報告があったのか。また、これについて役場のほうから参加予定があるのか、こちらについて伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） あさって開かれる市民説明会というふうなことであります。内容については、事前に資料等の説明をいただいておりますし、また当日については担当職員については説明会がどのような内容だったかというのは、出席をさせたいというふうに考えているところであります。

3 番（横山秀人君） 案内文が届いたわけですが、住所とか氏名宛てではなくて「その地域に住んでいる方」という郵便物で届きました。ということは、転送がされない郵便であります。広く地域住民の声を聞くという中で、そのような案内方法で出されているのであれば、本当に限られた人しか参加できない。また、そのご案内文には、「身分証明書を認させてください」という文面もあります。これを見たときに、「どうしてだろう」と村民の方は不安に思う方もいます。そのことについて、村担当課としてはどのような考えをお持ちか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、郵便で案内が届いたんだが、届いていないという方も多いというふうなお話でございます。通知を送付する方法としましては、事前に行政区の役員の皆さん、区長さんはじめ役員の皆さん等に確認をしながら「こういったことで送付します」「こういった内容です」という説明をしてきたという事は聞いているところであります。

その中で、個人情報でありますので送付する住所・氏名、そういった部分について行政区より知っている範囲で提供のあったものについてはその範囲で郵送を直接したということと、またそういった情報をきちっと把握できていない行政区については、その地域に住んでいる方にエリア指定による送付をしたというふうな、そういう方法しか手段がなかったということで送付させていただいたという内容のようでありました。

議員おただしのように、「実際に届かなくて困った」とか「届かない」というものに対して今後どうするのかという部分については、さらに事業者のほうにどのような丁寧な説明の機会を設けるのかというのを問いただしていきたいなと思っているところであります。

もう1点は、身分証明書の部分であります。身分証明書については、環境影響評価を実施する中でそういったものをきちんと提示をさせなければならないという、誰が参加したのかといった部分については必ず書き留めて、記録を残しておかなければならないというふうに法的に決まっているということです。そういった方法が取られているというふうなことを聞いているところであります。

3 番（横山秀人君） 今回開催される説明会が、再生可能エネルギーの再エネ特措法に基づいて行う説明会だという記載があるんですけども、その中のガイドラインを見ますと案内については関係自治体の広報とか、村でいえばお知らせ版とかそういうところでの掲載もオーケーですよと記載があります。今回、村民の方に届いていないところがある中で、行政として事業者に「広報いいたてで案内するので、改めて開催してはどうか」と、そういう形の意見・指導等を行う予定があるかどうか確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどから申し上げているように、村としては「住民に対して丁寧な説明責任がある」というふうなことで申入れをしているところでありますの

で、そういったことについては事業所がこれからどういうふうな対策を立てられるのかというのは、聞きただしていきたいと考えているところです。

3 番（横山秀人君） 分かりました。

大火山の風力発電建設のときに、川俣町と風力発電施設が見える・見えないというところでうまくいかなかった、工事がとまったという新聞記事を拝見しました。当時川俣のほうに避難していたので、川俣の方からのお話を聞くと本当にこの景観というのはすごく大事なものであって、川俣の方々にとっては花塚山の周辺が本当に川俣町を見下ろすような形である聖なる山というか、すごく大事にしている山並みということがありました。

飯舘村は見えないということで建て、結果的に見えてしまったと。川俣町の広報では2度にわたり特集を組んで、その経過を説明していました。そして、その後また新たな風力発電の話があったときに、川俣町主催でまずは風力発電の勉強をしようということで勉強会を開催しました。どうしてか、事業者の説明資料だけでは分からない。一方的に言われるけれども、難しくて分からないということで、それがいいのか悪いのか判断をする上でも、まず町が主催になって勉強会をしようという積極的な町の関わりがありました。

私も参加しました。けれども、今までの村の答弁を聞いていると事業者任せということが否めません。村として村民がきちんと判断できるように、風力発電の勉強会や視察やそのようなことを行う考えがあるのか、もしくは検討するのか。まず、そのことについて伺います。

村長（杉岡 誠君） 担当課長のほうから再三ご答弁申し上げているかなと思いますが、現段階においては事業者の責務・責任において、しっかりとした住民説明を重ねるということで県知事のほうにも意見を出させていただいて、事業者に対して要請をしているという状況でありますので。

これが村がやる事業、村が取り組むというふうに議会の皆様にもお話を決めて事業であるならば、村側の説明責任ということもありますからそういったお話についてはあり得るというふうに思いますが、例えば勉強会開催はまた別の話ですけれども、村が事業者になり代わってということは現段階では考えていない。あくまでも事業者側の責任をしっかりやっていただきたいということで、申し上げているところです。

なお、風力発電というものがどういうものかということについては、視察等も必要かもしれないので、そういったことについては担当課のほうで検討させたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

3 番（横山秀人君） 何でこんなに真剣にというか、声高々に言っているのかというと、今ほかの自治体で様々な再エネの施設について問題が出ている。ああいう見える形になってから騒ぐというか、見える形になってやっと住民は分かるわけですね。そうすると、「おかしいだろう」という声が上がっているわけです。

そう考えると、飯舘村内に20基から30基の風力発電が建つということは、まだイメージできないんです。どれだけの影響があるのかどうかということのも、積極的に調べない限り

は分からないんです。村が中立的な立場を取るのであれば、村民がきちんと判断できるような情報を提供していかないと、村だって困ると思うんです。村が今度県に意見書を出すときに、村の判断で誰が出すんですか。村長名で出すわけですから、その根拠がない。あと1回しかないんです。

ですので、重ねてになりますが村からもきちんと情報を提供して、そしてそこで意見等を聞いて、そしてその結果意見書にきちんと載せるようなことをしていかないと、後で取り返しのつかないことが起きるのではないかというふうに、ほかの事例を見て思ってしまったので今回質問しています。これについて再度、お願いします。

村長（杉岡 誠君） もう1度しか村が意見を言う機会がないというお話を、再三強調されておりますが、それは環境影響評価法に基づくアセスに関して、県知事に対する意見についてはおただしのとおり1回ということがあるかもしれませんが、その間に事業者に対しては直接何回も要請を繰り返すことができますし、あるいは県知事に対して要請をした、県から打ち返しとして事業者に言われていることと同義以上のことを、村は直接事業者に要請をかけることができますので、幾度となくということを積み重ねるのが今の村の姿勢だというふうに思います。

それから、環境アセスは県のほうの何らかの判断があったとしても、それをもって村の中の開発行為がすぐにできるということではなくて、後段のご質問でもありますけれども「美しい村づくり推進条例」（通称「景観条例」）の中での審議会がございまして、その審議会のメンバーというのは私を含まない村民の方々が代表ですので、その中で村民の別目線でのいろいろな制度とか、いろいろな形で目線を踏まえての審議ということが加えられた上での行為になるというふうに考えています。

ですので、ほかの市町村さんではもしかするとアセス法に基づいて、「通ってしまえば、それであと歯止めがない」ということがあるかもしれませんが、村の場合はその後に農地法あるいは農振法に基づくものがありますからそういったことに関する判断、あるいは「美しい村条例」（「景観条例」）に基づく審議会というステップがさらにあるということは申し述べておきたいと思います。

以上であります。

3番（横山秀人君） 今村長がおっしゃったとおり、最後のとりでというか最後の判断というのが「いいたて美しい村づくり推進条例」（「景観条例」）ということであると思います。先ほどの答弁において、この「景観条例」は絶対だ、法的拘束を持つ。つまり、許可しないとなれば許可しないという結論を出せるということでの回答がございました。

実は、調べてみると全国の再エネ施設においては、このような形で自治体から不許可の判断を受け、裁判になっている事例があります。飯舘村のこの条例を読みますと私も分からないところが、この「基準」とはどこの基準だろうか。つまり、飯舘村が許可しないという判断をした基になる条例が、現在令和2年につくられたままであって見直し等が入っていない。

1つ提案がございまして。令和2年以降に、再エネに関して条例ができた市町村が多々あります。それを読みますと、飯舘村の条例とまた違った視点、違った項目で記載が

あります。今後、この条例の文面によって裁判になるかならないかということが起きるかもしれません。ですので、今この条例の見直し・再確認をすべきと思いますが、お考えを伺います。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前 4時07分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後 4時08分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど議員から、「条例の見直しも今後検討が必要ではないか」というお話もいただいたところであります。今まで「いいたて美しい村づくり推進条例」に基づく「いいたて美しい村づくり推進審議会」、村のほうではそういった開発行為等については審議会のほうに意見を求めるというようなことで今までもきたところであります。その審議の中で上がった案件、すぐにその場で結論づけるというようなものの中にはありますが、やはり上がってくる書類の中で不備といいますか、内容がよく説明の中で分からないような案件、あとは疑問点が出る場合には一度事業者によってそれを戻して、再度はつきり分かるような資料として求め直すという部分は、今までも多々あったところでございます。

そういった案件を踏まえまして、今後条例の中にこういった案件については事前に盛り込んで、事業者によってそういったものを求める必要があるということが出るのであれば、見直しも検討が必要かなとは思っておりますが、今までの経過等も含めて今後そういった部分については検討させていただければと思っております。

3番（横山秀人君） 検討するかどうかも含めて、再度ほかの自治体の条例も比較しながらご検討いただければと思います。

この風力最後の質問になりますが、本当は一番最初に聞くべきだったんですけども、例えば村民から「反対意見を述べたいんだけど、どこに述べればいいのか」「どの方法で述べたらいいのか」。今回は私のほうに5人ありました、「反対だよ」と。その方は、私だけで終わっていいわけではないと思うんですね。村の窓口として、風力発電施設に対する意見・要望の窓口は常時開いておく必要があると思うんですが、どちらのほうに意見・要望等を述べればいいのか、お伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） さきの答弁でも申し上げたかと思いますが、事業者が進めているものでありまして、村としては事業者によってか県に対して意見を述べてきたところでもあります。事業者が直接意見を求める、そういった場を今まで方法書のときもありましたが、今度の準備書の公告の段階でも様々な意見を直接吸い上げるという機会を設けておりますので、そういった意見がある方については直接事業者のほうに「こういった内容で反対だ」という話になるかと思っておりますけれども、「こういった部分が問題点だ」というふうなことできちんと説明をつけながら、そういった意見を申し述べる機会があるということですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

3 番（横山秀人君） 先ほどの村長の答弁で、「村としても説明会等へ参加の上、意見の把握に努める」「村としても村民の意見をきちんと聞きますよ」ということを答弁しているわけですね。それは、説明会だけでは足りないわけですね。そのとき参加した人しか言えませんから。

じゃなくて、例えばこの風力発電の各行政区で説明会がありました。そのときは言えませんでした。「じゃあ、業者に言います」「ただ、村にも聞いてほしい」といったときの窓口は、きちんと設置すべきじゃないかというふうに思っていますが、再度考えを伺います。

村長（杉岡 誠君） 今ご質問趣旨が変わったかと思いますが、「事業そのものに対してのご意見は、事業者 directly 言っていたきたい」という答弁を申し上げました。「村にも聞いてほしい」ということであれば村の窓口がございますので、それは今ご答弁申し上げている村づくり推進課でありますので、そちらのほうでお寄せいただければと思います。

ただ住民の方々も、あるいは議員の皆様も混同なさらないようにしていただきたいのは、村が事業実施主体でもありませんし、事業を実施することを既に許可したわけでもありませんので、村は住民の意見を聞きながらまだ準備段階、アセス法に基づく手続をしているものをしっかりと注視していくという立場でありますので、村に対して何かを言えば事業者に対して言ったものと同義というふうに思われるのは違いますので、その辺は議員の皆様からも住民の方々にぜひお伝えいただきたいと思うところであります。

以上であります。

3 番（横山秀人君） 私の質問が簡便で、分かりにくくて申し訳ございません。今村長がおっしゃるとおり、「村民の意見を聞いて、村として判断する」という言葉をいただきました。今後「そのような意見等については、村づくり推進課のほうに」ということもありましたので、村民の方から内容についてではなくて、例えば「こういう事情で反対だ」とか、「何かしらについては、村づくり推進課のほうに連絡するように」「私も聞きますが」という形で、村民の方のほうには説明していきたいと思います。この認識でよろしいですか。

村長（杉岡 誠君） 重ねて申し上げますが、事業者に対して事業に関して例えば「反対」とか「賛成」とか「こういうことがある」ということであれば、それは事業者 directly 言っていたきたいというふうに思います。それを、住民の方が事業者に言ったということを経営者は確認をすることが大事なのであって、例えば村に対して言うことは、今議員がご質問しているように「条例上どうなんだ」とか、あるいは「行政上のどういう判断があり得るのか」とか、そういう問合せに関して村は答えられますが、事業そのものの「賛成」「反対」「成否」に関しては、これは村にお問合せをいただいても村としては答えはできません。

ただ、事業者におつなぎすることはできるというだけであって、それは住民の方の声を直接事業者に届けていただきたい。事業者は、直接住民の声を聞くという機会をしっかりと設けていただきたいということを要請させていただいてますので、その点を住民の方々にご周知いただきたいというふうに思います。

以上であります。

3 番（横山秀人君） 先ほど、課長・村長のほうから「住民の声を聞く」というのは、どの段階でどの方法でになるのか再度確認したいんですけども。村長がおっしゃる「村民の声を聞いた上で、村として判断する」という「聞く」というところは、どの方法とかなるのか。

村長（杉岡 誠君） アセス法に基づく意見書の件に関して、「住民の声を聞いて判断する」という言い方は申し上げていないと思います。担当課長のほうからも、行政機関としての判断を県から求められますので、そういったことについては行政機関としての責任を持って回答させていただく。

ただ、その参考となるものとしては、例えば事業者が住民説明をしているところに、村は「全く知りませんよ」と、そこからの議事録なんかだけもらってというふうにしなくて、できるだけといいますか確実に職員が出て、直接住民の方々がどういうことをお聞きになっているのか、意見を発しているのか、それに対して事業者がどのような形で答弁をしたり、あるいは誠実さを持ってお答えをしているのかということを、私たちは途中途中で聞かせていただくということを申し上げていますので、当然のことながらそういう途中の経過というものは判断には入ると思います。

ただ、もう 1 つ申し上げたいんですが、環境アセス法に基づく評価、あるいは意見が最終段階ではないということを先ほど申し上げましたので、景観条例あるいはそのほかの各種法令に基づく判断というのはその後に出てきますので、その点についてはご承知おきいただきたいと思います。

以上であります。

3 番（横山秀人君） 分かりました。すみません、私の説明が行ったり来たりという形で、申し訳なかったです。ただ、一緒に説明会を聞いていただけたということが分かりましたので、今後風力発電についてはいろいろな議論をしていきたいと思っております。

続きまして、村づくり団体等の設立運営支援等について再質問いたします。

もちろん村で地域活動サポートセンターを運営するのは無理だと思います。おっしゃるとおりだと思います。ただ、ほかの自治体で行っているサポートセンターは中間支援組織というところで、NPO さんがそこの役割を担って自治体から委託金を受けて、そしてその NPO がこのようなサポートセンターの役割をしているというところがほとんどであります。

ですので、今ここで「困難である」という回答ではありますが、例えば村内には認定 NPO や一般社団法人、あとは社協・商工会・JA と様々な中間組織になり得るような団体がありますので、まずそこで、議論・検討というものをしてはどうかという提案でございしますが、これについてのご意見を伺います。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前 4 時 18 分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後 4時19分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど議員から再質問の中で、「村の中にもNPO法人等になり得る、中心になり得るような組織が多々ある」というふうなお話をいただいたところでもあります。

先ほどの村長答弁でも申し上げさせていただきましたけれども、村としては民間での自主的活動を期待するということで、中心になり得るような事業者等があれば積極的にそういった方向で動いていただければ、大変ありがたいというふうなことを思っているところでもあります。村のほうからそういった組織づくりのために働きかけるというんじゃなくて、議員おたのしみのような今あるような組織、そういった方々が中心になってお互いに立ち上げをしようというような動きが見えてくれば、村としては大変ありがたいというふうに感じているところでもあります。

3番（横山秀人君） スタートが一番大事だと思うんですね。民間の活力、このような団体の活躍が村には必要だということは、お互い共有できたと思います。それを民間が任意にまとまってできればいいなという思いも分かりますけれども、「一緒になってつくしましょうや」「村と民間団体でテーブル組みましょう」、そして「こういうのはどうでしょうか」という形の議論のほうが、一緒に参加しているという村になるのかなと。

それがあったからこそ、ほかの自治体ではきちんと委託金を出して、そこに中間支援を任せているのかなと思いますので、これについては回答等はいただいたので、一応提案という形で終わります。

続きまして、ふるさとを住民票についてであります。実は私、忘れていました。すみません、住民票の存在を忘れていた。なぜ分かったかということ、日本農業新聞で「ふるさと住民票の取組」という形が8月12日に紹介されました。全国で12自治体、12市町村あるようです。そこに飯舘村があるということなんですけれども、早速村のホームページを見ると本当にぱっと見は見えないところに今ある。

このふるさと住民票に関しては、交流人口・関係人口の拡充に重要な役割がある。ただ、杉岡村長の考えの中でふるさと住民票をどのように展開して、例えばどれくらいの人数を目標にとかということは伝わってこない。制度だけあるという感じになっていて、令和4年10月以降実はメールマガジンを出していなかったということでもあります。今後ふるさと住民票についてどのような展開をしていくのか、再度確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと住民票について、これは飯舘村を応援したいという方が飯舘村とつながるもので何か1つ自分で持っているものがあれば、それだけで本当につながっていると感じられるという部分を含めて、住民票を発行すること自体が1つの大きな成果になって、それを基に今後も村とつながっているいろいろな情報、イベントなりそういった部分も含め、あるいは寄附等も含めそういった働きかけが期待できる、村とつながっているということが一番大切だったのかなと思っております。

ただ、答弁でも申し上げたように、「ふるさと住民票を持ったから、特典としてはどうなのか」というとなかなかそれは難しい部分があって、今までは「1日村長体験」とい

うことで体験された方は2名おりましたが、それ以外に村に来ると何か割引になるとか、そういった部分はなかったというのは議員もご承知のとおりでございます。

ただ、先ほどから申し上げている村とのつながり、そういった部分は本当に議員がおっしゃるように大事なものだと思っておりますので、今までメールマガジンを月1回ぐらいのペースで発行していた部分もあったかもしれませんが、最近はLINEということで村の情報を直接見ることができるというような仕組みもつくってきたところであります。

ぜひ、今後については村へのLINEの登録とか、そういった部分で村をもっとよく知ってもらって、より多くの人に広めていただきたい、応援する方を増やしていただきたいという思いもありますので、そういった活用をしながら広めて、制度を有効に活用していけないかなというなということで模索中でありまして、その辺は今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

3番（横山秀人君） 例えばふるさと納税とふるさと住民票、あとは移住・定住のツアープラスふるさと住民票とか、あとは道の駅のイベントのときのふるさと住民票とか、いろいろな接点がある。そして、そこで渡せるものなのかなと思いますので、今後有効活用いただければと思います。

続きまして、未登記公有地の登記に関する進捗状況についてであります。目標完了時期について伺っていたんですけれども、答弁がなかったので、再度「いつ頃までに終わる予定でいるか」という見通しについて回答をお願いします。

総務課長（村山宏行君） 「未登記公有地の登記について、いつまでか」ということで、目標を示せば一番よろしいわけですが、横山議員もご自分で行政書士をやられているのでご理解いただけるかと思いますが、非常に2代・3代という形で相続をされなかった土地については、ほとんど追いかけるのが難しいという状況にあります。

村長の答弁にもありましたように専門家、福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、こちらを活用しながら現在できるところから進めているという状況でありますので、ご理解いただければと思います。

3番（横山秀人君） 今回この質問をしたのは、令和5年度の決算においても事故繰越ということで、手続ができなかった。答弁の中では「その部分は終わった」という回答がございましたけれども、実は自分の別な仕事で分筆登記していない土地の売買が、もう既に行われたと。つまり、分筆したときの方でもない第三者の方が既にもっているという状況がありました、今年。その方には、もちろん未登記であるというのは分かっていたので、「そういうことの前提で買ってくださいね」「後で登記簿と違うと絶対言わないでくださいね」という形でお話しした経過があるんですけれども、その状況までいっているということは今後第三者と村がもめる、訴訟になる様々な危険をはらんでいるのかなと思います。

事故繰越でできなかったということは、体制的に今の体制では無理なんじゃないかなと思っております。きちんとした体制を組んでやるべきだと思いますが、再度村長の考え

を伺います。

総務課長（村山宏行君） 重ねての答弁になるかと思いますが、村としても鋭意そういったところの部分を進めているというところでもあります。ただ、今年の4月からは相続が義務化されましたので、今後の案件についてはそういったことが少なくなってくるのかなと思います。

村としてはまず事業に関係するところ、それから工事に直接喫緊に必要なところ、そういったところから優先に登記事務のほうを進めて、なるべく議員おただしの懸念が生じないように努めてまいりたいと考えております。

3番（横山秀人君） とても難しい案件だと思います。いつかはやらなくちゃいけないというところだと思いますので、ぜひ長期スケジュールを組んで行っていただきたいと思います。

続きまして、農業委員会による非農地判断等についてであります。答弁をお聞きしますと通常の、この場合ですと「現況確認申請を出して、そして地目変更登記をしてくださいね」という相手方、土地の所有者に対しての答弁であります。県の農村振興課が発行している「農地再生レインボー通信」というのがあるんですけれども、それを見たときに非農地判断というのを農業委員会で行うべきだと。

それはなぜかという、農地台帳の適正化が図られないからだと。だから実際農地がどうなっているのかを見て、そして農地でなければそれは農地扱いでない台帳にする、台帳から抜くという作業も農業委員会の仕事であると。県に確認したところ、20自治体がそれを行っているということをお聞きしました。また、それに基づいて農地と認められなかったところは課税が誤りになりますので、そうしますと職権で地目変更を行っているのが5自治体あるということでもあります。

実際に、現況に合わせて積極的に動いている自治体があります。飯舘村の場合、そこに住んでいない方がたくさんいますし、担い手がいらないところに関しては今後農業を再開しないと、ある程度固めた方もいらっしゃると思います。であるならば、各個人が手間のかかる申請じゃなくて、農業委員会と村が一気に農地の地目変更を行う流れをつくってはどうかということの提案であります。そのことについてご意見を伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 非農地判断と、それに伴う地目登記の変更を一息にということでのご提案であります。まず基本的なお話でありますけれども、農業委員会及び農地利用最適化推進委員の業務としまして、今ほど質問の中にありました利用状況調査というものは行うことに決まっております。

ただ、飯舘村の場合は原子力災害に伴いまして避難と、さらには除染によって農地が除染の途中であったり、さらには仮置場等で使用しているという状況もありまして、この間その利用状況調査については中断をしていたという部分があります。ただ、農業委員及び最適化推進員の日常の往来における農地パトロールという形では行ってきたんですが、今回の非農地判断につながる利用状況調査というところが、今は止まっているというような状況にあります。

基本的に非農地判断の手順としましては、まずは農業委員会のほうでそうした利用状況調査を行って、これは農地とし再生利用が困難であるというようなことが認められた場

合に、そうした手続を農業委員会側で厳正な審査の上で行うということになりますので、現状としては確かに議員おっしゃるように相続の関係であるとか、そもそも農業の機械の問題であるとかでなかなか農地の整理ができないという実情もあろうかと思いますが、現状は申請すればどこでも非農地化できるということではなくて、客観的に見て農地として復元することが難しいところがないか、そこをパトロールによって見つけて判断するというような流れになるということでもあります。

この手続であります、農業委員会においても今農地パトロール・利用状況調査の再開について、農業委員会の全体会の中で再開に向けての議論を始めているところでもありますので、結果にもよりますけれども、農業委員会側としましては利用状況調査を再開させたいというふうに考えております。農地の利用状況調査を行った上で、非農地とするべきところは非農地判断していきたいというふうに思っています。

また、「一括で職権によって」という部分でありますけれども、それも基本的には利用状況調査で「非農地である」というふうになった場合には、その通知が農業委員会から発行されて、その上で所有者の方が自ら登記を行うというのが基本であります。それがされないときに、台帳上とのそごが出てしまうことでいろいろ課税等での問題が出てくるので、そこに対して職権が適用されることが可能になっているということでもありますので、そこにつきましては次の段階での確認・検討が必要かなというふうに考えている次第です。

以上です。

3 番（横山 秀人 君） 今回の質問のきっかけは、「1 度も農作物を作付してないんだけど、俺は税金払ってたのか、ずっと」というところの問合せというか感想であります。そこがあったので、何か方法はないのかなというところを調べる中で、このような法的な手段があったということでもあります。課長のほうから、「利用状況調査が間もなく行われる」という回答を得ましたので、この質問についてはこれで終わります。

村長（杉岡 誠 君） 今、担当課・農業委員会事務局のほうでパトロールの件を申し上げましたので、そのとおりだと思いますが、基本的に先人の方々が必死になって耕して起こしてきた田んぼ・畑を、皆様もご承知のとおり累代受け継ぎながら大事にしてきたという経過があります。それにあわせて、国のほうの事業でいろいろなことが出てきたときに、例えば中山間とか農地水、今の多面的とかあるいは震災後の営農再開支援事業、様々な事業を使う中で除染の前からそういう事業をやっていましたが、除染後も「何とか営農につなげられないか」「誰か借りてくれるまでは」というような思いの中で事業費をかけてきたりという経過もありますので。

今おっしゃっているところがどのようなところなのか、震災前から例えば全く作付を行わず山になっていたとなると、これは農地法上の様々なもしかするとペナルティーがあり得る場合もありますし、震災後どうしてもやりようがなく、除染は終わったんだけどもそういう状況にならざるを得なかったとなれば、それはまた別の意味合いがありますから。

「現状で農地に見えないから非農地判断をしていく」「そのためのパトロールを農業委

員会がやる」というふうには村当局では考えておりませんので、例えば道路とかに現状なっていたり昇口になっていたりとすることで、過去にも非農地判断をしたところがあるというふうに、私は担当しておりましたので認識しておりますが、草が生えている、木が生えているから非農地なんだというような一時的な話で農地から外していくということではなく、今村はできるだけ営農再開につながるように、先祖累代の田畑が田畑として生きていけるようにということで、農業委員会の判断をいただきながら、農政的な事業を推進しているということをご理解いただきたいと思います。

以上であります。

3 番（横山秀人君）　そうですね。今回の土地については、質問にあったとおり除染後作付していないというのと、あとは「廃業した」「担い手もない」というところは、多分村の中でいけば限られたところかなという認識であります。ですので、農業基盤整備事業もやらないというところだったものですから、明らかに使わないのかなということがあったもので、現場に行きました。ただ、村長のおっしゃるとおり「飯舘村の農地を守る」ということが農地法の一番大事なところでありますので、その趣旨は私も分かっております。

では、最後になります。飯舘村土地改良区の解散により飯舘村が受ける影響等についてであります。

土地改良区が解散することによって、土地改良区の資産が村のほうに譲渡される予定であるということであります。今まで、もちろん土地改良区があるからこそいろいろできた事業等があると思うんですが、村に譲渡された後にそのような事業等については継続的にできるのかについて確認いたします。

産業振興課長（三瓶 真君）　「継続してこれまで土地改良区があったことによって、できていた事業ができるのか」というご質問であります。答弁にありますようにそちらの事務であるとか財産については、今村のほうに譲渡される流れで進めております。今後の土地改良事業等が発生した場合につきましても、関係団体とのつながりにつきましては村も持っているところでございますし、あとそのほか相談窓口としては土地改良区ではなく、村のそれぞれの担当ということになるかもしれませんが、相談の上で事業の進捗が可能というふうに考えております。

以上です

3 番（横山秀人君）　土地改良区が解散して村のほうに移るということで、水路とか全ての土地が譲られると思うんですけども、そのことによって例えば先ほどの公有地の登記が早く進むとか、そういうメリット等あるのかどうか。なぜこういう質問したかというのと、前の回答で「土地改良区との筆界がうまくいっていないところもある」という回答があったので、それが今回村のほうでいろいろ把握できることによって、スムーズな登記が進むのか、確認いたします。

産業振興課長（三瓶 真君）　「土地改良区所有の工作物の登記関係がスムーズに進むのか」ということですが、すみません。確かなところは確認したいと思うんですけども、今回の譲渡に伴いまして土地改良区が持っているいわゆる用悪水路であるとか、工作物の

現況道路になっているところも含めて土地の登記等は一旦整理いたしましたので、土地改良区に関連したものというのではないものかなというふうに思っております。

ですので、ご質問のように土地改良区が村に譲渡することによって、登記がスムーズに進むということはあまり考えられないかなというふうに思っております。

以上です。

3 番（横山秀人君） 分かりました。

まとめますと、今回風力発電については私も初めての質問であり、いろいろ制度的なところがうまく理解できていなかったかったとか、それが質問に表れたのかなと思っております。

ただ、いずれにせよこれだけ反対の意見が今から来ているというのは、今までなかったことであります。ですので、村においても村民の方が不安に思っていることをご認識いただいて、この風力発電については順次進めていただければと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） 執行部、答弁ありませんか。

これで横山秀人君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4 時 4 2 分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月3日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 佐藤 健太

同 会議録署名議員 飯畑 秀夫

令和 6 年 9 月 4 日

令和 6 年第 6 回飯舘村議会定例会会議録（第 3 号）

令和6年第6回飯舘村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和6年9月4日（水曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開会	令和6年9月4日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和6年9月4日 午前11時27分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	飯 畑 秀 夫	○	2	花 井 茂	○
	3	横 山 秀 人	○	4	佐 藤 眞 弘	○
	5	佐 藤 一 郎	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	高 橋 孝 雄	○
署名議員	2番 花 井 茂		3番 横 山 秀 人			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書 記 伊藤博樹		書 記 大橋未来	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	高 橋 祐 一	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	○	村 づ く り 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長	荒 真 一 郎	○	健康福祉課長	石 井 秀 徳	○
	産業振興課長	三 瓶 真	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 課 長	高 橋 政 彦	○	生涯学習課長	山 田 敬 行	○
	会 計 管 理 者	庄 司 稔	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 瓶 真	○
	選挙管理委員会 書 記 長	村 山 宏 行	○	農 業 委 員 会 会 長	原 田 直 志	△
	代表監査委員	高 野 孝 一	○	選挙管理委員会 委 員 会 長	伊 東 利	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年9月4日（水）午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順5～6番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 皆様、おはようございます。本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 花井 茂君、3番 横山秀人君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。4番 佐藤真弘君。

4番（佐藤真弘君） おはようございます。

議席番号4番 佐藤真弘です。

令和6年9月第6回定例会の一般質問をさせていただきます。

今年の夏は空梅雨からの異常な暑さで、史上最も暑く、平均気温が平年より1.76度高く、観測史上で最も暑い夏になりました。飯舘村の涼しい気候が、今後移住者を増やすきっかけになればと考えています。

令和6年度は、木質バイオマス発電、飯舘みらい発電所が稼働し、8月には新たに宿泊施設きらりがオープンいたしました。少しずつ村も復興に向けて歩んでいると実感しています。また、来年にはハシドラッグがオープンします。さらに復興に弾みがつくことに期待いたします。

それでは、質問させていただきます。

今後、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化などをはじめ中間管理事業が進捗していると認識しています。また、令和7年からは工業団地の整備も計画され、実施される予定であるが、帰還者・移住者のための住宅の確保のために、住宅建設用地の確保など、土地利用の合理化に向けた取組を加速することが課題ではないかと認識しています。

そこで、村の農業振興整備計画の全体見直しについて伺います。

1点目は、飯舘村の農業振興整備計画の全体見直しのこれまでの進捗と、今後の予定について伺います。

2点目は、農用地区域の検討に当たり、村の基本方針としての除外・編入の要件をどのように考えているか伺います。

3点目は、地元意見を聞き取りながら進めている農業振興整備計画の全体見直しを今後

どのように行っていくのか伺います。

次に、旧臼石小学校の校舎、体育館について。

我々住民、特に旧臼石小学校の学区があった臼石、前田、関根・松塚、二枚橋の4行政区にとって、開校以来、文化の中心として存在した学校の利活用について、現在、地域創造研究所、戸田建設、鍼灸店、リファーマーなどが入居し有効活用されていますが、今後空きスペースとなった場合、スポーツ関連の合宿等を誘致し、宿泊施設と屋内スポーツができるような改修はできないか伺います。また、併せて復興予算を活用するよう地元行政区の意見を聞き取るべきでないか、伺います。

最後は、震災前、村内の中心となっていた草野本町・飯樋町を今後どのようにまちづくりするのか伺います。

帰還者も少なく、空き地が目立っている中心を、今後5年後、10年後、どのような町並みをつくるのか伺います。

以上、よろしくお願いします。

村長（杉岡 誠君） 4番 佐藤眞弘議員のご質問にお答えいたします。

1. 農業振興地域整備計画全体見直しについての1の1、1の2、1の3は関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず、ご質問1の1、飯館村の農業振興整備計画の全体見直しのこれまでの進捗と今後の予定についてであります。

農業振興整備計画は、農業を振興するとともに農地を守るための計画であり、市町村がおおむね10年を見通して、必要事項を定めたものです。

現在、当該計画の編入や除外などの見直しは、年2回程度、お知らせ版にて住民の皆様にお知らせし、計画変更の手続を実施しております。

次に、ご質問1の2、農用地区域の検討に当たり、村の基本方針としての除外・編入要件をどのように考えているのかについて。

編入については、都度現地を見ながら検討しているところです。

一方、除外に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、①当該変更に係る土地を農用地等以外の用地に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であること、②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること、③農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること、④農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること、⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと、⑥農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していることといった6つの要件に照らし合わせて、除外等の要件を満たすかどうかを福島県の指導の下精査し、福島県の同意を得た場合のみ除外等を実施しております。

また、基本的な考え方として、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金などの国費が交付、投入された土地については、ため池等農業関連施設を含めて、原則、農業振興地域としております。

次に、ご質問１の３、地元意見を聞き取りながら進めている農業振興地域整備計画全体見直しを今後どのように行っていくのかについてであります。村では現在、全村的に地域計画の作成、農地中間管理事業、基盤整備促進事業等、各種農地関連事業が進行しておりますので、これらの事業がおおむね完了または全体の見通しが立った時点が、計画全体の見直しを検討する時期であるものと考えております。

なお、現在全体見直しを行う予定はありません。

次に、２．旧臼石小学校を核とした合宿所・宿泊所の整備についての２点については、関連がございますので一括してお答えいたします。

まず、ご質問２の１、施設の改修についてですが、村は、令和２年４月１日から、旧臼石小学校の校舎、体育館、プールを、令和２年１２月１日からは校庭を含め、民間事業者に貸付けを行っているところであり、現在施設の改修は考えておりません。

次に、ご質問２の２、地元の意見についてですが、旧臼石小学校に限らず、これからの公共施設の活用については、ふるさと資源の活用や地域の活性化、関係人口・交流人口の増加、雇用の創出など、様々な活用の場としての視点を持ち、第７次総合振興計画策定の中で、関係者のご意見をいただきながら議論してまいりたいと考えております。

次に、ご質問３の１、草野本町・飯樋町の今後のまちづくりについてお答えいたします。

現在村では、今後１０年間の村の在り方、目指すべき目標などのビジョンを示すことを目的として、第７次総合振興計画策定に向けた作業を進めております。

なお、充実した総合振興計画とするために、今後の人口動態予測など、村及び全国の１０年後を見据えた視点・分析を共有しつつ、行政区ごとに策定している地域磨き上げ計画等も参考にまいります。

また、地域の資源、人材、文化、歴史、景観などのさらなる磨き上げをしながら、行政区ごとの土地利用についても議論していただく予定であります。

これら全体的な議論の結果を踏まえた形で総合振興計画を策定してまいりますが、なお人口増加策のための施策は早期に着手してまいります。

以上となります。

４番（佐藤眞弘君） それでは、再質問させていただきます。

農振地域の整備計画の直近における策定の時期、年度はいつか教えていただけますか。

産業振興課長（三瓶 真君） 計画の直近の策定期間はいつかありますが、平成１４年３月であります。

失礼しました。全体見直しをしまして計画書をつくった時期は平成１４年３月ですが、先ほど答弁の中にありましたように、見直しは毎年２回程度、周知をする中で行っているところであります。

以上です。

４番（佐藤眞弘君） それでは、今後農振地域、これは村内に増やしていくのか減らしていくのか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） この農振地域を増やしていくのか減らしていくのかについてということでありますが、それは今答弁にもありましたように、様々な復興的事業が動いて

いる中で、今後の農地利用をどうするかというところが検討されております。そうしたものを踏まえて、その増減についてはまた考えていくこととなるかと思いますが、基本的にはこの制度上、そうした農用地の効率的活用を図るための保全であるとか、そうした投資効果の効率的な運営を目的にするものでありますので、要件に照らし合わせて合致しない限りは、あまり減らすということは考えていないところであります。

以上です。

4 番（佐藤眞弘君） 農振地域の整備計画の策定変更手続、これ、地域住民からの意見を縦覧期間にというふうにあるんですけれども、具体的にどのようにすればいいのか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 農業振興地域の計画を定める場合には、この計画の法律であります農業振興地域の整備に関する法律の中に、その計画を定めた場合に市町村は縦覧をすることというふうに定めておりますので、その計画変更の場合には、村のほうから縦覧期間を設けて縦覧をするということになります。

なお、そのほかの希望に応じた農振地域からの除外等につきましては、繰り返しになりますが、担当課である飯舘村産業振興課のほうに、それぞれ年2回ほど期限を設けて申請を受け付けておりますので、その際に申し出ていただければということになります。

以上です。

4 番（佐藤眞弘君） 農地利用の現状と課題として、私は二枚橋なので二枚橋のことしか分からないんですけれども、まず貸付け希望面積が大きいために中心経営体が集積し切れないとか、あと村外に居住しているために地権者がなかなか地区内での話合いに時間がかかるとか、あとは宅地周辺や山間部にある比較的小面積の農用地、この活用について見通しが立たないというような課題が二枚橋にもあるんですが、ほかの地域にも同じような課題があると思いますけれども、こういった課題に対して、村はどのように対応するのか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 3点ほど課題が挙げられていたかと思います。

まず、担い手の方といいますか、農地の面積が大き過ぎてなかなかその集約が進まないという場合であります。これはその地域の担い手となるべき方と地道に話合いを重ねながら、その方の営農計画等に基づいた中でのマッチングを行っていくということで対応をしているところであります。

また、2点目の、地区内に地権者の方がおられなくてなかなか時間がかかるという場合につきましては、飯舘村の業務を進めるに当たりまして、県の農業会議のほうからも応援をいただいておりますけれども、職員及びそうした応援の方々を含めて、郵送をはじめ直接避難先まで出向いてその方々と話をするというような取組をしながら、確かに時間はかかるわけではありますが、一つ一つ丁寧にその辺の話を詰めていくということをしております。

そして、3点目の小面積の活用でありますけれども、これは今後の課題というふうに思っております。どうしても集積から漏れる地域といいますか、今回集積に含まれない地域というものがやはりどの地域でも出てきているというところであります。やはり、ここにつきましては、基本的には農業利用という形での方策を探ることが最初に進めたい

ことでありますけれども、どうしてもそうしためどが立たない場合には、そのほか農業に類するような、バイオマス等の資源に供するような作物をつくる、あるいは最後には非農地化等も含めて総合的に検討していく必要があると思っております。

以上です。

- 4 番（佐藤眞弘君） 村内に、農地法もあって、農振地域もあるために、非常にきれいな農地がたくさんあるわけですが、ここに企業誘致、例えば会社を持ってきたりというときには、この農振地域だっというだけでも企業誘致ができないというような状況がありますので、今後そういったところも柔軟に対応できるような何か施策等は考えているのかどうか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 議員おただしの、企業誘致等に供する場合に、この法律があって地域が定められているということで、なかなかそこにハードルがあるということで、その対策はということですが、この制度自体の目的が、やはり農業の近代化のための必要な条件をそろえた農業地域を保全及び形成すること並びにその農業地域において農業に関する公共投資、その他農業振興に関する施策を計画的に推進するということを旨としてできておりますので、まず大原則としては、やはりこの制度にのっとった形で農地の保全・活用を図っていくということが基本であろうというふうに思います。

ただ、一方でそうした、今おただしの企業誘致等につきましては、今後の復興のために、あるいはその住民福祉の向上のために村が必要というふうになれば、地域の方との協議等も入ってまいりますけれども、総合的に鑑みて、さらにはこの制度の要件、先ほど答弁で申し上げました要件、そしてこの制度にはその他の計画との整合性も図るということになっておりますので、それら計画との整合性を図りながら、そこは丁寧に各施策を探していくということしかないかというふうに、今のところは思っているところであります。

以上です。

- 4 番（佐藤眞弘君） それでは、次の質疑に移りたいと思います。

旧臼石小学校は、現在地域創造研究所ってところと多分賃貸契約、5 年間ですか、していると思いますけれども、もう令和 7 年 4 月で、中に入っている戸田建設が、除染工事が完了することから、来年の 4 月で撤退する予定と伺っています。また、地域創造研究所との契約も令和 7 年度までと聞いていますので、その後の利活用について、村はどのようにするのか伺いたいと思います。

総務課長（村山宏行君） 旧臼石小学校の活用についてということでございますが、議員のほうからおただしありましたように、今お借りいただいている地域創造研究所との契約は令和 7 年 3 月 31 日までということで、まず今回の契約の更新を迎えるという形になるかと思っております。

基本的には、村としては長く借りていただきたいというふうに思いますので、更新という形も考えているわけですが、議員おただしのように、将来的に合宿所、そういったところへの活用はというようなご提案でございますが、実は地域創造研究所の今現在運営されている、借りていらっしゃる中で、合宿所というのも計画はあるようでございます。

まずは、民間でそういった活動があるのであれば、ぜひそちらのほうを支援あるいは応

援という形が行政としては望ましいのかというふうに考えておるところでございます。

4 番（佐藤眞弘君） 廃校については、私調べたところ、全国でたくさんあるわけですがけれども、少子化に伴って児童生徒数が減少して、毎年約450校ほどの廃校施設が発生しているということで、またそれを、廃校施設の約8割がいろいろな用途にまた活用されているということで、これは一つ地域の資源なんではないかというふうに私は思っています。

公共団体にとっても貴重な財産でありますし、地域の実情やニーズを踏まえて積極的に有効活用していくことで、維持管理費や公共施設の施設設備のコストの縮減や地域コミュニティの維持活性化、産業振興、様々な効果が期待されると思いますし、またそれを利用する企業にとっても、まとまったスペースの利用が可能になったり、教室ごとに仕切られた使い勝手のいい空間とか、静かな環境といった学校の立地、それから建物特性に係るメリット、既存施設の活用による早期事業着手、またコストダウンといった既存施設の活用によるメリットとか、あとは話題性です。マスコミとかメディアからの注目、また地域に根差した活動が可能になるといった、元学校ならではの様々なメリットがあると思いますので、これをやはり生かしていく。そして、飯舘村では現在、旧草野小学校にバトミントンのガット工場とか操業していますし、除染の環境回復工事の戸田建設が現在使っているわけですがけれども、令和7年以降もやはり有効に校舎、体育館、また学校周辺の敷地を有効に活用していただきたいというふうに思っています。

民間に貸せばいいという考え方もあるかもしれませんが、村としても今後あの学校をこういうふうにしたいっていうような、そういった考えはないかどうか、もう一度お聞きします。

総務課長（村山宏行君） 公共施設の活用ということで、こちらの学校施設のほうが今空いているというような状況にあるわけでございます。

議員もおただしのように、臼石小学校については地域創造研究所が中心になって、そこから様々な事業所が教室ごとに借りていると、そういう現状でございますし、また草野小学校についても振興公社はじめ外郭、あるいは民間の団体・企業が入って活用しているところで、村としてはそういった校舎の活用、ある程度望ましい活用がされつつあるのかというふうに考えているところでございます。

ご指摘のように、校舎の有効活用という部分で、村のほうから申入れなり、それから指導なりという形で、というようなご意見であります。民間の活力をまず引き出す、活用したいというふうに考えております。ただ、村のほうでも確かに公共施設、村の資源として非常に有効なものでございますので、そういった意見も踏まえながら、利用されている企業と連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

4 番（佐藤眞弘君） それでは、最後の質問に移らせていただきます。

飯舘村の中心地だった草野町、飯樋町、ざっと数えても、両方とも約60件ぐらいの町並みがあつたと思うんですが、やはり我々飯舘村民にとっては村の中心といいますか、そこを中心に飯舘村が成り立っているというふうに思っているわけですがけれども、第7次総合振興計画でその辺のところを検討していくということですがけれども、やはり町並み、景観、そういったものを村として、こういった町並みがいいんじゃないか、計画、構想、そうい

ったものを具体的に示したほうがより住民のほうに分かりやすいし、町並みの形成にもつながるのではないかというふうに思っているのですが、その辺はどうでしょうか。

村長（杉岡 誠君） ご答弁の中で申し上げましたが、第7次総合振興計画ということの策定を今年度から始めますので、そういった中で広く、今おっしゃっていただいているような住民の方々の意向なりをしっかりと踏まえながら、村としてそういう方向性も検討するということはあり得るのかというふうに思っております。

飯樋町については、歴史的に非常に古い歴史を持っていますし、昔町掘りというお話もあったかと思います。あるいは私の居住地である草野も、館山周辺にもともと堀があったりという昔ながらの景観がありますが、先般小学生ぐらいの方が村に来たときに聞いたら、これは非常に考えられた配置になっているということ、小学生に教えられました。陣屋と呼ばれるところ、あるいは建屋の周辺に、必ず人がそこを通るように設計をされているので、その中で商業的に、あるいは人家が形成されていったのではないかということ、非常に、中学生だったかな、中学生なったばかりの方に教えられたぐらいで、そういう目線を持っていくと、新しい価値観というものも見えてくるかというふうに思っているところです。

いずれにしても村だけで、行政側だけでそれを考えて示すというよりは、住民の皆様と一緒に、あるいは村に興味を持ち、あるいは村を愛するという、ふるさとの担い手という言葉を使わせていただいておりますが、そういう方々の意見なんかも聞きながら、将来に向かつての構想というものをまとめることができたかというふうに思うところであります。

以上であります。

4 番（佐藤眞弘君） 飯館村の中心地の町並み、本当に今見ると人家もほとんど建っていないような状況で寂しい限りですので、ぜひともここから復興に向けて町並みの形成、それから構想をしっかり持って再生していただきたいというふうに思います。

これで一般質問を終わりたいと思います。

議長（高橋孝雄君） 執行部からの答弁はありませんか。

村長（杉岡 誠君） 様々な形で、ご提案を含めて示唆もいただいたかというふうに思います。

村のほうの課題意識としてもある部分を、議員の皆様の方でも、今般このような形で共有いただいたというのは非常にありがたいと思います。

白石小の件を申し上げますと、契約はあるにしても、ある意味その4行政区の中心地だったところが、村の中でもなりわいとか、あるいは後ろに田尻とか大火山ありますので、そことの関連ということを見ると、非常に大きなポジショニングであるのかというふうに思います。白石の町並みを見ても、震災前のそういう町並みを残しているというのは、それだけの流通といいますか、いろいろな意味がありますので、ちょっと全村的なこの物の見方ということが今後非常に必要かと。各行政区ごとに考えてということ、過去の振興計画では重視をしてきましたが、全村的にその立ち位置といいますか、その立地というものを皆様と共有するということが非常に大事だと思いますし、答弁の中でも申し上げましたが、人口増加策というのは、これは喫緊のことでもありますので、それについては7次総

の策定を待たずとも、皆様との様々な協議の中で先行して進めていくことがあるだろうというふうに考えるところであります。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤眞弘君の一般質問を終わります。

続いて、1番 飯畑秀夫君の発言を許します。

1番（飯畑秀夫君） おはようございます。議員番号1番 飯畑秀夫です。

令和6年9月定例会にて、一般質問をいたします。

東日本大震災、東京電力原発事故から間もなく13年と6か月になろうとしています。杉岡村長を先頭に、役場職員一丸となって復興に向かって頑張っておりますが、飯舘村、復興にはまだまだ道半ばだと私は感じております。

原発事故前の村に近づけるように、国そして東京電力には協力してもらいたいと思っております。行政には、村民のためにいろいろな施策を実行してほしいと思っております。

それでは、質問に入ります。

私からは4項目、6点について質問いたします。

1番目としまして、有害鳥獣対策についてお伺いします。

村内でニホンザル、イノシシ等の被害が多発していると、村民からの被害が多数あります。当村の対策をお伺いいたします。

2番目としまして、福祉施策についてお伺いします。

2の1、飯舘村は標高が高く、冬期間マイナス気温になる日が多いです。健康福祉の向上のために、独り暮らしの高齢者や子育て世帯、生活困窮者に対し、暖房費等の補助をすべきと考えるが、当村の考えをお伺いいたします。

2の2としまして、本村の介護保険の被保険者数と、介護保険料の過去3年間の推移と、今後の見通しをお伺いいたします。

大きい3としまして、産業振興について。

3の1、飯舘Aコープ跡地に商業施設を建設中であるが、道の駅、セブンイレブン、まい館の売上げの減少が見込まれると思うが、地元の野菜、花卉等も株式会社ハシドラッグで販売するのをお伺いいたします。

3の2としまして、飯舘村が復興するためには企業誘致が必要不可欠と考えております。飯舘高校跡地に予定されている産業団地の進捗状況をお伺いいたします。

4番目としまして、ハラスメントについてお伺いします。皆さんご存じのとおり、報道されているとおり、相馬地方広域消防本部でパワーハラスメント行為がありました。それに伴い、飯舘村の役場内でのパワーハラスメントの定義や対策についてお伺いいたします。

以上、4項目についてお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 1番 飯畑秀夫議員のご質問にお答えいたします。

まずご質問1の1、村内でニホンザル、イノシシ等の被害が多発しているが、当村の対策を伺うについてお答えいたします。

ニホンザルにつきましては、飯舘村鳥獣被害対策実施隊の中に、令和3年度よりサル駆除プロジェクトチームを編成し、特に捕獲活動に力を入れているところであります。なお、

現在進めている、群れに対するモニタリング調査の完了後、管理計画を策定し、適切に捕獲活動を進めてまいります。

次に、イノシシにつきましては、豚熱の流行等を背景に、令和2年度をピークに捕獲頭数は減少しておりましたが、令和5年度から捕獲頭数が増加に転じており、引き続き自治体による捕獲活動に力を入れてまいります。

さらに、電気牧柵の貸与や大型囲いわなやくくりわなの設置、イノシシが河川敷のやぶをすみかとするのを防ぐための河川除草作業等、農業被害を防ぐための対策など、引き続きハード、ソフトの両面で実施してまいります。

次に、ご質問2の1、生活困窮者に対し暖房費等の補助をすべきについてお答えいたします。

村では、これまで新型コロナ対策や原油高騰対策等で、補助金交付や現金の給付等を実施してきたところであります。

令和6年度は、国の物価高騰対策として、所得税・住民税の減税が実施されており、会社員等の給与所得者は6月から4万円分が順次減税されております。また、住民税非課税世帯や住民税均等割のみ課税の世帯については、給付金として10万円を給付するほか、子供1人当たり5万円が給付されております。

今後、国・県から追加で燃料高騰対策等の財政支援策が出されれば、速やかに実施してまいります。

次に、ご質問2の2、介護保険の被保険者数と介護保険料についてお答えいたします。

まず、介護保険の被保険者数は、7月末現在、65歳以上の1号被保険者数は2,096人となっております。

次に、介護保険料は3年ごとに見直すこととなっており、令和3年度から令和5年度の基準月額7,150円とし、令和6年度から令和8年度までの基準月額は、県内のほぼ平均である6,300円としたところであります。

なお、3年ごとの介護保険料の算定、決定の根拠となる被保険者数などの今後の見通しにつきましては、本年3月に策定した第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画にて公開しているところであります。

次に、ご質問3の1、飯館Aコープ跡地に商業施設を建設中であるが、道の駅までい館、セブンイレブンの売上の減少が見込まれると思うが、地元の野菜や花卉等もハシドラッグで販売するのかについてお答えいたします。

商業施設建設による道の駅までい館やセブンイレブンの売上げへの影響についてですが、本事業については、株式会社までいガーデンビレッジいいたてをはじめ飯館村商工会や近隣の川俣町、南相馬市へも事業の説明を行い、経営への影響懸念をお伺いし、同意を得た上で進めているところであります。

また、商業施設に出店されます株式会社ハシドラッグとのこれまでの協議において、飯館村で生産された野菜や花卉について、村内店舗での販売はもとより、他の店舗での販売も検討したいとのご意向をお聞きしているところであります。

次に、ご質問3の2、相馬農業高等学校飯館校跡地に予定されている産業団地の進捗状

況についてお答えいたします。

深谷産業団地については、産業団地構想を全戸に配布し、村民の皆様のご意見をお聞きしてまいりました。また、本計画についてのご理解を得るために、地権者や行政区の皆様には、別途ご説明の機会を頂戴してきたところであります。

なお、並行して、本年6月からは、測量、基本設計、地質調査、不動産鑑定評価を進めております。また、本年9月からは地下水調査を行い、結果を基本設計に盛り込むほか、10月から建物の解体費用の算出及び解体に伴うアスベスト調査を行う予定であります。

また、飯館校の敷地、建物の譲渡に関しましては、現在、今年度中の譲渡に向けて、福島県教育庁と協議を進めております。

なお、令和7年度からの実施設計、建物及び用地買収、農地転用、開発計画の申請に向けて、引き続き準備を進めてまいります。

次に、ご質問4の1、飯館村役場内でのパワーハラスメントの定義や対策についてお答えいたします。

人事院では、「職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの」と定義されており、人事院規則10-16「パワーハラスメント防止等」について、自治体への通達がなされているところであります。

村としては、引き続き人事院の定義等を参考にするとともに、社会通念に照らして対応してまいります。

また、ハラスメントは多種多様であるため、昨年に引き続きハラスメント研修を実施することとしており、ハラスメントの種類や事例について触れることで、各ハラスメントの防止につなげてまいります。

以上となります。

1番（飯畑秀夫君） 何点か再質問いたします。

まず、初めに、1番目の有害鳥獣対策について再質問いたします。

複数の村民から相談があり、村民から、畑に種をまいて収穫を楽しみにしていた野菜、カボチャ、トウモロコシ、キュウリ、ナス、いろいろなものを挙げておっしゃっていましたが、収穫する前に全部猿に食べられ悲しかったとの訴えでした。自家野菜を食べるのが、村に住んでいる、生活する上での楽しみ、毎日の楽しみの中で、どうかしてほしいという要望をされましたので、一般質問いたしました。

そこで、お伺いします。

いろいろな今わな等で対策して、捕獲数も増えているということは自分も分かっているのですが、どれぐらい、これやっても村民のほうから被害が来ているのか、件数とか分かればお伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） まさに、ご質問のようにこの猿、イノシシ、鳥獣被害につきましては、自家消費野菜を中心につくっておられる方についても非常に残念な思いをされていると思いますし、まさに営農意欲の減退であるとかそういったところにもつながる重要

な問題というふうに思っております。

ご質問の、何件ぐらいその被害があるのかということでもありますけれども、正確な被害数までは、全て把握しているわけではありませんけれども、今手元にあるところで申しますと、これは令和3年度のものなんですが、主に水稻、これにおきましては、その被害の面積にして約2.6ヘクタール、量にして1万5,346キロ、被害額にして99万9,000円という金額が出ております。ここで把握しているもののほかにも、どうしてもその生産販売が、自家消費であったり、あるいは道の駅の直売所だけの出荷だったりしますと、なかなかその統計を取ることが難しいので全てを把握しているわけではありませんが、最近やはり数多く、村に対しての被害報告というのは上がってきているというふうに思っているところです。

以上です。

- 1 番（飯畑秀夫君） 私も野菜を栽培していて、実際猿の被害に遭いました。役場のほうに相談したら、金網を張って、電柵をして、周りに防風ネットというか細かい網を張って下さいって。それをやっても、猿は賢く、一気に飛んでくるっていうか、もう電柵に慣れているか分かりませんが、電柵の電気の量が少ないのか分かりませんが、実際猿、本当に賢いです。

その中で、やはりどうにか村民がやはり楽しみにしている、これ被害の金額等でなくて、村民がやはり生きがいになって楽しみにしているものなので、ぜひとも何かもっと網を高くするとか、もう少し猿が来ないように、もうちょっと仕掛け等が何かあるか。あるところでは爆竹、ロケット花火等を支給しているところもあるなんて載ってございましたけれども、これ次年度に向けてとか、何か対策を考えているのかお伺いします。

- 産業振興課長（三瓶 真君） おただしの、来年度に向けての対策ということでもあります。

基本的には今行っておりますワイヤーメッシュ柵、あるいは電気柵、そしてその適切な設置、あるいはその周りにそこから伝ってることができないような環境といいますか、そういうものをつくるということが基本であろうというふうには思っておりますが、特に猿の対策ということになりますと、捕獲も進めながら、一方で個体数の管理という形で、その害を及ぼす猿を減らすと。端的に言いますとそういったことが効果的であるというような、そういった方法で管理すべきであるというのが専門家からの意見であります。

そうしたものの実現に向けて、今年、村としましては、予算を頂きまして、猿の個体群の実態調査を行っておりますので、これを基に次年度以降の対策をまた考えていくということになると思います。

なお、対策につきましては、なかなか単一市町村だけの問題でもなくなってきておりますので、広域的に今被災12市町村の会議体も立ち上がっているということもありまして、県などの連携もいただきながら対策を取っていきたいというふうに考えるところです。

以上です。

- 1 番（飯畑秀夫君） ぜひとも、他市町村と一緒にでもいいんですけども、猟銃会の人が少ないのであれば、周り、やはり近県と協力しながら猿を追い出すっていうか、何かしてもらわないと、やはり村民の楽しみ、村に住んでいて、自分でつくった野菜が食べられない

となれば問題なので、よろしく願いいたします。

続きまして、福祉施策について伺います。

前にもお願いっていうか提案しましたけれども、これ県、国のほうの補助があれば実施するということでもありますけれども、飯舘村、本当に今定住している人が少ない、移住者を今募っているところで、飯舘村に住んで何のメリットがあるのか。冬とても寒くて、やはり冬場寒いところに住めば、昔は灯油代、今は電気代がかかります。北海道、山間部であれば、公務員また病院等で、昔は寒冷地手当というものが出ておりました。寒冷地手当は標高が高い、やはり冬場暮らすのに大変だということで、国のほうも理解して、働いている人に支給しているのかと理解しております。

飯舘村に住んでください、冬は少し、少しですけれども、5,000円、1万円、やっている市町村も実際あります。そこで、国、県がやらなくても村独自で、やはり住んでいる人の福祉向上として、福祉向上に資するものは村長も実行すると言っていますので、それが私は入ると思うんですけれども、飯舘村に住んで、他市町村から来た人はやはり飯舘村、とても寒いんだって多分思うと思うんです。自分も長年飯舘村に住んでいますけれども、冬場すごい氷点下になって、マイナス20度以上になるときもあります。今は温暖化であります、多分寒い日が、飯舘村の周りからすれば、飯舘村はとても寒いと思っております。

もし、これ財源と言うのであれば、今いろいろな企業等、いろいろな風力発電、または太陽光発電、企業から来た、収入が入ったものを住民福祉の向上に使うのがいいのかと私は思いますが、考えをお伺いします。

村長（杉岡 誠君） このご質問については、ご答弁のとおり国の経済対策というのが非常に大型に実施されておりますので、そういったものをしっかり適切に、速やかに実施をしていくというのが現在の村の考えであるところです。

今飯舘村の冬についてのお話いただきましたが、今年も年明け、1月は寒かったと思いますが、2月に雨が降って、3月になってまた寒さがぶり返してということで、震災前であれば年明けの1月から2月にかけては厳冬期、3月のお彼岸を過ぎないと農地にもなかなか入れないようなというのが村の状況だったと思いますが、ここを10年来といいますか、震災後は随分違った状況があって、村としても冬場の、冬になっても道路工事なんかも含めて工事事業が継続されているという状況があります。

村をお選びいただく方については、やはり移住支援センター等、あるいは村民の方とのつながりの中で、冬は寒いところなんだよと、車もノーマルタイヤでは駄目なんだよということをいろいろ聞きながら多分移住を決定いただいていると思いますので、その辺はある程度覚悟をもってお住まいいただいているのかというふうに思っているところです。

今財源として企業誘致とか様々なことをおっしゃっていただいたんですが、国に今財源要求、継続して令和8年度以降もということですが、そういったものが満額確保されるかどうかというのはまだ分からない中において、やはり村独自財源でやっていくべきものが、例えば福祉財政、福祉財源として介護保険料、先ほど、後ほどまたお話しすることになるのかと思いますが、介護保険料をこういうふうに下げていくことができているのは、実は村として財源を投入しているという部分がありますので、そういう財源を

まず優先しないと、ご高齢の方々はそもそも住むことができない、あるいは避難先で生活することすらできなくなるというのがありますので、ちょっと優先順位については、後期高齢者の福祉計画とか介護保険事業計画というものを、福祉に関しては最上にしながら、その上で、今おっしゃったようなことについては、国の対策という枠内でできるということであれば実施をしていきたいと考えているところであります。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） 今の話は分かりましたが、実際国、県で補助を出して、県で2,500円、各市町村で半分負担している市町村が実際山間部にあります。国、県がやらなくても村独自でできる範囲の、今現状、なりわい人口じゃなくて、交流人口じゃなくて、定住人口を増やすには、やはり少し何かメリットがなければならぬと私は思いますので、一応提案はしておきます。

続きまして、介護保険についてお伺いします。

今先ほど村長が申したとおり、村で補填しながら今抑えているということでお伺いしましたが、私もこれいろいろ調べてみましたが、福島県の各市町村のものが、私今見えていますけれども、福島市で6,100円だったのが6,500円、400円値上がりしております、福島市は。隣県でいえば、川俣町だと7,049円から7,200円。村長言うとおりの飯舘村は実際7,150円だったのが今6,300円、1人当たり850円ってなっていますけれども、二千と何人かということで今、これまるきりこの2,000人掛ける850円掛ける12月ではないと思うんですけれども、今現在この補填している金額等、大体で分かればお伺いします。この人数でないのか、多分今免除期間等もあると思うんです。その辺今どうなっているのかお伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 介護保険料につきましても、今震災による減免対象というふうなことで、こちらは先日答弁させていただいておりますが、令和9年度までは一部負担も含めて、あと保険料については令和9年から2分の1っていうようなことになります。こちらは、今現在所得がある方については減免ないという部分もございますけれども、ほとんどの方は減免を受けているというような状況なのかというふうに思います。

その分どういうふうになるんだという部分は、国からの調整交付金のほうで補填されているような状況になっております。

1 番（飯畑秀夫君） 分かりました。

これ、なぜ質問したかということ、よく村民から今やはり、2年後に2分の1とか全額、負担がこれから来るわけで、飯舘村は高いんじゃないかとかっていう話が前あって、今村長の努力の結果、今下がっております。それに対して今免除期間中ですから、これで見ると今この6,300円というのは、令和6年から令和8年の金額だと思うんです。実際その後が大事なんで、その後も、これ他市町村、福島市とか今言いましたけれども、他市町村と合わせてこれを補填していく考えがあるのかお伺いいたします。補填というかこの金額等。

健康福祉課長（石井秀徳君） 介護保険料につきましては特別会計ということになりますので、こちらいわゆる介護保険を利用する人が多くなる、あるいは例えば高齢者が施設に入所したりサービスを使うというふうになりますと、どうしても保険料に反映してくるっていう

ような仕組みになっています。ですので、介護にならないような状況にする、介護保険使わなくても生活できるようにするというのが大きな課題なのかというふうに今考えております。村のほうでもそうならないように、介護保険料に、増税にならないように、今健康づくり等も含めて実施しているところであります。

介護保険ですけれども、今現在、県内では大体平均、福島県内の大体平均の金額になっているところであります。おただしのように、以前は本当に全国でもトップクラスの金額といったこともありましたけれども、今現在は全体の介護保険の事業を見据えながら基金の取崩しを考えて、今の保険料の、この6,300円というふうな形で調整をしているというふうな形になります。

1 番（飯畑秀夫君） 今課長から答弁あったとおり、福島県の平均は6,340円です。そして、全国平均になりますとそれより低い、全国平均だと6,225円ということは、福島県の介護率が高いということでもあります。

今言ったとおり、やはり介護にならないように、健康維持に力を入れるべきだと私も思っております。村民もこれやはり気にしていますので、これもし上がるのであれば他市町村にもう住所を移すんだっていう人も結構いるんです。健康保険も一緒ですけれども。

健康保険については、数年後に広域化されると聞いております。そこで見て、これびっくりしたのは、川内村ではもう思い切って投入しているのかな、これ。川内村では5,500円まで下げています、これ、1,400円。多いところではもう7,700円、やはりこの各市町村の財政によって、これ介護人数にもよりますけれども、本当に負担が大きくなる。ここにやはりお金が将来かかると思うんですけれども、この件に関しての村長の考えをお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 介護保険料の算定の部分、分数で言うと分子と分母とありますが、分子の部分、必要額という部分が、先ほど課長が答弁したように、要は介護、そのサービスを使う方がどれだけいて、どれだけ料金を使っているか。分母となるのはそれを支える世代なので、実際介護のサービスを使っている方を含めて、40歳以上になっている方ですか。国保税なんかも介護分というのがありますから、そういう方々がどういう人口構成をしているかっていうのが非常に大きいというふうに考えております。

分母の人数が多ければ多いほど、実は介護保険料は頭割りをしますもので、都市圏のように一定程度少なくすることもできるのかもしれませんが、地方は高齢化、高齢化と言われて、村は60%、村内居住率の60%が大体65歳以上ということでもありますので、どうしても支える側の人数が少ないという部分が大きくなっていくかと思えます。

ただ一方で、分子となる部分のサービスを受けるというのが、どこまでも上限知らずでサービスを使っていくというよりも、サービスを使わなくてもいいぐらい健康に、いつも生き生きとしている状況というのが、やはり誰にとってもそれは幸せなことだと思いますので、そこを、実は健康寿命の延伸という言葉で、計画の中に位置づけさせていただいたという部分があります。パークゴルフ大会を含めて、今までスポーツ行事、生涯学習行事と言ってきたところが、実は健康づくりの一環にもなりますよ、実際なっていますよ、これからそれをしっかり進めていきますよと、それが村の方針でありますので、村が財源的

に補填をすることだけを考えているというのではなくて、全体的に健康になっていきましょ
う、なお人口増加策の中で働く場所をつくりながらなりわい人口を増やす、いわゆる若い
世代も増やしていくということ、それによって総合的に介護保険料が抑制をされていく、
国保税なんかも適正になっていくと、そういうことを目指しているというのが村の姿勢で
あります。

以上であります。

- 1 番（飯畑秀夫君） 村長の言うとおりで健康が一番ですけれども、私お話ししますと、母親が
実は家で転んで、健康福祉課のお世話になり、介護認定を受けました。これから今介護保
険を利用しようかと思っているのですが、必要な範囲内で利用したいとは思っているの
ですけれども、本当にこの保険があるから別途いろいろなもの、お風呂のセット、手すり等、
今無償の方も多数ありますが、それは本当にありがたいことでありますし、健康づくりが
やはり大事だって村長言うとおりで、そのためにも一番最初に申した野菜づくり、健康づく
りが必要不可欠です。それに対して対策を、またもう一度追加してほしいところで
ありますが。

一応、今のことは分かります。これ本当に日本国全体の問題で、高齢者が増えて、健康
保険ももう各市町村ではやっていけない、もう県単位でやる、広域でやるよって、もしか
したらこの介護保険も広域になっていくかもしれない。人口が減ってくれば、支える人も
少ない。その中でやはりなりわい人口、これから第6次総合計画、なりわい定住人口をあ
まり減らさない、増やすためにもいろいろな施策、何をやっていいか自分もいろいろ考え
ますけれども、難しい問題なので、やはり皆さんの、役場職員の力がこれから大切だと思
うので、よろしく願いしまして、次の質問に入ります。

3 番目の、産業振興について再質問いたします。

産業振興について、Aコープ跡地について、ハシドラッグの件であります、ハシドラ
ッグができれば、今までい館で野菜、花等の売上げがまでい館のほうでは多数を占めてい
るわけですが、私も少し自家野菜をつくってお世話になっておりますが、そこにやはり花、
飯館村の花はきれいだと有名になって、たくさん買いに来てくれます。それを、もし、今
この答弁だとハシドラッグでも販売していますって、確かに販売する人にとってはいろい
ろな範囲が広がっていいのかもしれませんが、までい館にすれば、地元の野菜を売ってい
るところが多いんですけれども、それに対してそういう話があるということですが、
もしハシドラッグでやる時、までい館だと手数料、野菜等だったら15%、加工品だと20%
であります、もしハシドラッグでやる場合というのは、この手数料とか、またどこまで
話が進んでいるのかお伺いいたします。

- 村づくり推進課長（佐藤正幸君） ハシドラッグの営業開始を、来年度の春ということで今予
定されているところであります。

その商売の中身についてはそれぞれの企業が決めることでありますので、こちらでどう
のこうのというのは、言えるものではありません。売上げ戦略としてどのような方法を取
るのかというのはそれぞれの企業、道の駅までい館も含めてですけれども、それぞれで
考えいただくことかと思っております。

1 番（飯畑秀夫君） 企業のこれからの話ということでありますけれども、までい館で、やはり村のものは、野菜とか花を守るといえるか、もしハシドラッグでもやはり置けばいいですが、全員が全部ハシドラッグで引き受けてくれるとは限らないといえるか、あると思うんですけれども、うまく、やはりバランスの取れた最初話合いとか何かできればいいのかと思って質問いたしました。村長にお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 商業的な部分ですので、今お聞きしている内容とは全く違うかと思いますが、例えば道の駅の中で売っている野菜、出品いただいている方々は、加工品もそうですが、全部、100%売れるわけではないという、ロスをすることを想定して値づけをしているという部分ありますが、ひとつ例えば買入れをしていただける、買取りをしていただける事業者が、ハシドラッグかどうか分かりませんが、そういうことができる値づけの仕方というのは変わるといえるし、逆に言うと生産者、出品者の方々の収入の増加に通じるといえるので、売場が増えていくといえるのは、実は生産者にとっては非常にいいといえるし、価格競争上も実はいい効果を生む可能性が高いといえるふうに思っております。

皆さんご承知だと思いますが、農協にお出しになっていたときは、そこからはぐれたといえるいますか、別に品質的に悪いわけではないんだけども出し切れなかったものを直売所に出すと、みんなこれすごくいい品質だねと、こんな手頃な価格で買えるのかということで、二枚橋の直売所から震災前に始まったと思っておりますが、そういう動きだったと思っております。

ということで、買取りっていうんですか、しっかり売る場所が幾つかあるといえるのは、全体にとって、消費者にとっても生産者にとってもいい効果をもたらすものといえるふうに考えているところであります。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） この件に関しましては、私までい館で出荷していましたので、までい館で働いている人に、これどうなるんだって、方向性が見えない、心配だっていう声もありましたので、やはりまでい館の売上げはほとんど、花と野菜が結構占めていますので、村長言うとおりのお互いフィフティー・フィフティーで売上げはそんなに変わらない、これやってみなきゃ分からない話でありまして、どうなるか。でも、確かに生産者にすれば、裾野が広がれば売上げも上がるのかと思っております。この件に関しましては、分かりました。

続きまして、産業振興の産業団地について進捗状況をお伺いしたところ、今現在進行中でありまして、これ、土地の買収とかはもう済んでいるのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 土地の買収関係であります。

さきの村長からの答弁でもお答えしておりますが、建物及び用地買収等については、令和7年度から実施をしたいというようなことで今進めているところであります。まだ地権者等について交渉をしているところでありまして、その結果、どのぐらいで買収できるのかというような部分についてもまだ示しておりませんので、今後しっかりと説明会等を設けながら進めてまいりたいと思っております。

1 番（飯畑秀夫君） 失礼しました。

買収について、まだ今説明してということですが、もうほとんどの方に合意して

いうか、納得今されているものと認識しているのか。認識というか、皆さんに売ってもいいですよっていう合意をもらっているのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、産業団地の整備計画全体については、地権者また地域の方々、村内全部から反対というような話はありませんでしたので、着々と進めさせていただいてきたところであります。

また、その実際の取得関係につきまして、地権者等々、今まで話をさせてきていただきましたが、最終的にはその方向で協力できるというふうな旨の理解は得ているところであります。

1 番（飯畑秀夫君） 早く産業団地ができて、道の駅の前のコースを、道の駅に真っすぐ道ができる、橋ができると聞いておりますが、これもこの解体が終わらなければできないのか、同時進行でその道、橋ですか、この飯館高校、までい館から真っすぐ通る道はいつ頃着工する予定なのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 産業団地への進入路、それから橋梁関係でございますが、今県のほうで河川改修工事の計画も進めているというようなことがあって、その部分については、まず大きくは橋、橋梁の部分については、県のほうと協議をしながら、県で進めさせていただくのか、村のほうで進めるのかという部分、あとはその時期についても、基本的には産業団地に支障がないように河川改修の工事のほうを進めていただきたいと思いますというので、その辺を調整しながら進めていくってということで、時期としてはこちらの希望する時期に進めたいということですが、いつというようなはっきりしたものではありません。

また、進入路につきましては今基本計画策定中でありまして、実際に道の駅の正面が進入路にすべきなのか、または若干ずらすべきなのかという部分も含めて今まだ精査中でありまして、その部分についてもいつ頃というふうなことで、今ははっきりと申し上げることができない段階ではないということでご理解いただきたいと思います。

1 番（飯畑秀夫君） まだはっきりしていないということですが、企業誘致を進める中でこれ大事なことで、早めにプランというかPR、パンフレットみたいなものをつくって、企業のトップの方と話すにも、こういう、ここからこう行ってここにありますがという図が、パンフレット等があればいいのかと私は思うんですけども。

今現在村長がいろいろな企業と、企業誘致しているわけですが、産業団地に入りたいとか、興味があるという企業等があるのであればお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） まだ産業団地そのものが形になっていない中ではありますが、昨年からは企業立地セミナー、福島県が開催する企業立地セミナーが、大体東京の帝国ホテルとかで実施するんですが、そこに出席をしながらお話をしてきました。

先月の末、先週の火曜日にも、2回目になりますが、企業立地セミナーに行ったらば、300人、400人ぐらいいたような気がします。かなりの企業の方々がいる中で、私トップバッターでプレゼンテーションさせていただきました。これからこういう構想を持つてということ、ちょっとCGとかを使いながらプレゼンテーションしましたら、その後に名刺交換というのがあるんですが、相当なところが、名刺交換にお越しいただいたという成

果がございます。

その中で、うちがすぐに行きますっていう話にはなかなかありませんが、まずその興味を持っているということをお示しいただく中で、すぐさまお礼状を書かせていただきましたが、そんな形での交渉が始まっていくというふうに思っております。

企業立地セミナーのときには、既に村に進出していただいている2つの企業にもご同行いただきまして、村に企業立地を決めた決め手というところを、私もしゃべりますけれども、実際にお越しいただいている企業の社長からお話しいただくという機会もつくっていただいたということで、まだこの企業がこの団地に入ることまで明確に村が申し上げる段階ではありませんが、興味を相当いただいていた、具体的にもう少しお話しできませんかというアクセスをさせていただくところを相当やっているというところはお伝えできるかと思うところであります。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

企業を誘致するに当たっても、企業のほうに話しするのにも、あの産業団地だけでなく深谷地区の周り、周辺をどのようにするか、そこにやはり住宅が少ないというのがあれば、そこに村営住宅か何か宅地、何かそこに人が住めるような構想とかも必要と私は考えるんですが、団地だけではなくて、もう少し人が深谷にもう少し集まるような、そういう考えはあるのか伺います。

村長（杉岡 誠君） 当然のことながら、今深谷というお話をいただきましたが、まさしく深谷の産業団地の件のご質問ではあるものの、飯樋町のすぐ目の前に、飯樋グラウンドという今すぐに使える場所がございますので、実は企業には両方を見ていただいたり、あるいは村内全体をご案内する中で、企業の立地にとっていい場所ということで、旧草野小学校に入られたというのもそういう理由もありますので、意外と私たちがここだけしかないんじゃないかと思っているところに対して、企業の目線で見ると違う目線もありますので、そういうご案内をさせていただいているというところですよ。

それで、住宅整備については、まさしくそれこそ非常に大事なことなので、それを、行政側が住宅整備をするのか、あるいは民間のほうで、例えば社宅を含めてそういう整備をするのかというのは、将来構想の中で非常に重要な部分がありますので、そういうことを含めて実は協議をさせていただいている部分がございます。

村の予算ということであればこの議会の中に予算案という形で出させていただきますけれども、民間との協議については、国の事業を使ったり県の事業を使ったりということもいろいろご紹介しながら協議をしますので、当然のことながら、担当としてはそういう構想を持ちながらいろいろな協議をさせていただいているということでもあります。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） 民間の力が、民間で一応できればいいですけども、民間といえば、今話題、昨日もありましたけれども風力発電、東急不動産というのは建物の大手、プロってうか、ちょっと私はそう思っているんですけども、東急不動産等が進出するのであれば、村にぜひとも住宅を建ててくれって、やはり村長が思い切ってアピールするのも、提

案するのも私はいいと思います。なかなか、やはり住宅問題は難しいので、ただ今自分思いついたあれで言ってしまいましたけれども。

村長（杉岡 誠君） ちょっと具体的な固有名詞は避けさせていただきたいと思いますが、当然のことながら、今言ったその事業者とそういうお話をしたことはありませんが、既に進出いただいている企業、あるいは進出を希望をされる、あるいはそんな可能性があるというふうに打診をいただいている企業とは、その村の中の住宅事情についても当然お話をしていますので、そういったことについてどうでしょうかと、あるいはその企業の知っている、さらにこの住宅整備ができるような事業者のご紹介をいただけませんかというような交渉をしたりということはしていますので、トップダウンでここに整備してくれということで今やっているわけではございませんので、担当ベースで、そういう可能性はないですかというような打診をしているような状況だということでご報告申し上げたいと思います。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） 産業団地というか企業、飯館村に企業が来れば若者、雇用の場が増えれば人口も増える。そこにやはり、なりわい人口ではなくて、そこに住む定住人口のために今企業ともお話ししている。本当に飯館村が継続するようにやはり企業誘致のほうを進めてもらおうと同時に、地元、村内にある企業もあります。その企業に対しても企業等、設備投資とか何か、もしこの産業団地に入りたいっていう企業等があれば、企業のほうに手助けというか、村のほうでも何かバックアップ等でできればいいのかと私個人的には思っております。

この件に関しましては、次年度から進んで、あともう少しかかるということで、分かりました。

最後に、ハラスメントについてお伺いいたします。

冒頭で申したとおり、相馬地方広域でパワーハラスメント、パワハラがあり、1名が懲戒免職になっております。残る方々は停職6か月、3か月、いろいろ処分を受けております。その件に関しましては、もう相馬広域で第三者委員会を立ち上げて、第三者委員会でいろいろ調べながら答申し決まっておりますが、相馬地方議会においても特別委員会を設置しております。

昨年11月に発覚してからいまだにまだ現在進行中で、このパワハラに関しましては、本当に難しいと思っています。昔なら当たり前だったことが今では駄目だっとなっております。広域でもですけども、いろいろな講習を受けていたと聞いております。でも、講習を聞いても研修をしてもそういうことが起きる。そのとき、起きた場合、飯館村としては誰に訴えるというか、上司なのか、労働組合なのか、どういう仕組みになっているのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 相馬広域の事例ということでお話しいただきましたけれども、村のほうでもこのパワーハラスメント、それから近年ですとメンタルヘルス研修の機会を必ず設けて、行うようにはしております。

まず、そういった事例がもし万が一発生した場合、まずは総務課、私を中心になってそ

ういった相談を受けるということになります。その上で、必要があれば第三者機関、そこら設けて厳正な対処をしていくという形になるかと思いますが、基本的には、今のところ村ではそういったパワハラの実例というのはございません。

- 1 番（飯畑秀夫君） このためには、役場職員の力が必要であります。役場職員の環境をよくして、村、村民のために頑張ろう。そのために、こういうきちんとした仕組みをしておいて、後で問題にならないようにきちんとしてもらいたいと思ったから質問しました。

教育長不在なので、この学校、希望の里学園においては、先生方の場合、これ関係で働く方、もしこういう事例に遭った場合、誰に報告するのかということ、分かれば教えてください。

教育課長（高橋政彦君） 希望の里学園でのハラスメント関係ですが、こちらについては県のほうの教育長からもきちんと指導がなされておまして、学校についてはきちんと報告のガイドラインというのができておりますので、基本的には校長を中心として対応に当たるということになります。

以上です。

- 1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

このパワハラ、いろいろ、コミュニケーションが足りないからなるのか分かりませんが、やはり日頃から役場職員の場合だったら、皆縦割りではなくて、ほかの部署とも交流しながら、幹部職の皆様と一緒に会議をしながら、何か少し飲み食いしながら、話しながら、村のためにどうするんだとか言って、そういう時間等を設けたらいいのかなと思いますけれども、村長のほうに提案をしておきます。

総務課長（村山宏行君） コミュニケーションが大切ということではありますが、ただ今現在ですと、そういった飲み会に誘うということもある種のパワハラというふうに受け取られたり、そういう時代でございます。ですので、今回相馬広域のほうでありましたのは、いわゆる日常的に暴力、いわゆる小突くとか暴力行為、あるいは金品を盗用する、そういったことがあったということでそういった処分になっております。

今回パワハラと同時に、村としては重要視していますのが、メンタルヘルスです。やはり受け手側のそういった考え、思いというものやはり関係してくるんだろうというふうに考えておまして、そういった部分をしっかり研修しながら、相互気持ちいい関係、そういったことで円滑に仕事が進むように配慮してまいります。

以上です。

- 1 番（飯畑秀夫君） 分かりました。

以上、私のほうから4点、提案と要望をいろいろしましたけれども、杉岡村長、2期目、来月立候補表明しておりますが、この私、村民から聞いた声、ぜひとも次に生かしてというか考えてもらえれば、実行してもらえればありがたいと思い、私の質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） 執行部からの答弁、ありませんか。

村長（杉岡 誠君） 最後にご質問いただいた部分でございますが、村政がどうあろうともやはり職員がということで、お話しいただいたとおり職員が、しっかり村民のことを考えて行政というのは計画を執行していく、あるいは計画にないことも新しく作り上げながら、い

ろいろな議論をしながら進めていくということが非常に大事でありますので、また今ふるさとの担い手という言葉、私ずっと４年間使い続けてきましたが、いろいろな方々が主役になって参加をしていく、そんな村政に向かってということを執行してきて、幾つかの成果は上がってきているのかと思いますので、いろいろな方々がこの村を愛し、楽しみ、喜びを共にするという中で、共になってこの村の将来をつくっていく、あるいは村に関わる方々の幸せを形づくっていくという、そんなことに向かって行政もしっかり力を尽くしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） これで飯畑秀夫君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

（午前１１時２７分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月4日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 花井 茂

同 会議録署名議員 横山 秀人

令和 6 年 9 月 1 3 日

令和 6 年第 6 回飯舘村議会定例会会議録（第 4 号）

令和6年第6回飯舘村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和6年9月13日（金曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和6年9月13日 午前10時00分				
時及び宣告	閉会	令和6年9月13日 午前11時31分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	飯 畑 秀 夫	○	2	花 井 茂	○
	3	横 山 秀 人	○	4	佐 藤 眞 弘	○
	5	佐 藤 一 郎	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	高 橋 孝 雄	○
署名議員	4 番 佐 藤 眞 弘		5 番 佐 藤 一 郎			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書 記 伊 藤 博 樹		書 記 大 橋 未 来	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	高 橋 祐 一	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	○	村 づ く り 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長	荒 真一郎	○	健康福祉課長	石 井 秀 徳	○
	産業振興課長	三 瓶 真	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 課 長	高 橋 政 彦	○	生涯学習課長	山 田 敬 行	○
	会 計 管 理 者	庄 司 稔	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 瓶 真	○
	選挙管理委員会 書 記 長	村 山 宏 行	○	農 業 委 員 会 会 長	原 田 直 志	○
	代表監査委員	高 野 孝 一	○	選挙管理委員会 委 員 会 長	伊 東 利	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年9月13日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 議案第65号 令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 議案第66号 令和6年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第67号 令和5年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第68号 令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第69号 令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第70号 令和5年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第71号 令和5年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第72号 令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第73号 飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第74号 飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第75号 特定復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第76号 商業施設売場用商品棚の取得について
- 日程第15 議案第77号 福島県後期高齢者医療広域連合の規約の一部変更について
- 日程第16 議案第78号 令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第79号 令和6年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第80号 農業基盤整備促進事業（飯舘西部その2）農業基盤整備工事（水路工）前田・八和木地区第11回工事請負契約について
- 日程第19 議案第81号 飯舘村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 閉会中の継続調査の件
- 日程第21 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第22 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

本日、村長から予算案件2件、その他案件1件、人事案件1件の追加議案が送付されております。

次に、決算審査特別委員会が9月6日から9月11日まで令和5年度決算認定審査のため開催され、結果についてはお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、9月11日に議会運営委員会が本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 佐藤真弘君、5番 佐藤一郎君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加いたしました議案についてご説明いたします。

議案第78号は、令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）です。既定予算に580万8,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を137億2,182万1,000円といたしました。歳出の主な内容は、衛生費の水道費に580万8,000円を追加いたしました。この財源には繰越金を充てております。

議案第79号は、令和6年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算（第1号）です。既定予算に580万8,000円を増額しまして、簡易水道事業費用の総額を2億1,153万2,000円といたしました。漏水箇所の修繕工事に伴うものです。

議案第80号は、農業基盤整備促進事業（飯舘西部その2）農業基盤整備工事（水路工）前田・八和木地区第11回工事請負契約についてです。9月5日に9社による指名競争入札を行った結果、有限会社福相建設が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は1億2,210万円です。

議案第81号は、飯舘村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。飯

館村深谷鍛冶内23番地、高橋祐一さんを教育委員会委員として任命したいので、その同意を求めるものです。

以上が提出いたしました追加議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時04分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前10時10分）

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 議案調査のため、引き続き休憩します。再開時間は10時30分といたします。

（午前10時10分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時30分）

◎日程第3、議案第65号 令和6年度飯館村一般会計補正予算（第4号）

議長（高橋孝雄君） 日程第3、議案第65号令和6年度飯館村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 17ページの企画の研修旅費ありますけれども、ここでの内容と、何を目的に実施した研修をされるのか、ここだけ。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 17ページの研修旅費であります。

これは、第7次総合振興計画を今策定しているところでありますが、その計画の中で部会、6部会を形成して計画策定を進めようというふうに考えているところであります。

部会数についてはこれから整理もしてまいります。近く先進自治体を研修していきたいということで、これは6部会の、今予定としては、予算では10名を予定していますが、1泊2日での研修を予定している内容でございます。

8番（佐藤八郎君） 21ページにおける保健衛生費の予防接種業務について、これどのようなやり方で説明をとるか、業務を推進するのですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 昨年までは、村のほうのいちばん館で集団接種っていうような方法で接種をしてまいりましたが、今後の新型コロナワクチンの接種につきましては、各医療機関での接種というふうなことで今進めているところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 23ページにおける商工費の委託料で産業団地の関係ありますけれども、

これ財源としてはどういう財源になって、この業務を終わっての本工事の村負担の見通しやらそういうことでの考え方はあるのか。そして、その予定していく中での財源も、何か充てるようなものがあるのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 深谷地区産業団地整備の財源ではありますが、資料ナンバー2の、補正予算の11ページをご覧くださいと思います。

14款に国庫支出金とありますが、その中の福島再生加速化交付金、この中で、深谷地区の産業団地整備事業を財源として見ているところでもあります。

あと交付金、それからその上に地方交付税というようなことでありますが、圃場などについては震災復興特別交付税のほうでも予算を財源として見ているところでもあります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、今後この業務が終了して、それなりのものが出て、それを実行しても、本工事もその関係の交付金でやってくれる、交付金なり交付税の中でやっていけるという見通しですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員おただしのとおり、同事業によって進めていくというような計画であります。

3番（横山秀人君） では、補正予算について質問いたします。

まず、17ページの企画費の中に、一般報償ということで231万1,000円計上されています。確認は、お知らせ版のほうで策定委員の公募がございましたが、この第7次総合振興計画の策定委員に公募があったのかどうか。結果として策定委員が何名になったのかと、先ほどありました部会メンバーも公募を行う予定なのか確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 第7次総合振興計画を進める上で、策定委員を募集してきたところでもあります。5人ほど募集をかけたところではありますが、手を挙げていただいたのは1名のみでございました。その1名について、今策定委員のほうの選定を考えているところでもあります。

また、専門部会について今後どうするのかということですが、策定委員と兼務というような部分ありますし、または専門部会として、新たに村民等も含めて選出していくというようなことも検討しているところでもあります。

3番（横山秀人君） 分かりました。

では、同ページの工事請負費の遊具設置工事、こちらは2,862万1,000円ではありますが、長泥コミュニティセンターに遊具を設置するというご説明がありました。当初、公園整備計画には遊具っていうお話はなかったんですけども、この1年後たって、このような話がどのような経過で、例えばどのような会議で検討された結果この遊具が必要だということになったのか、その経過と併せて、どのような遊具が建つのか。その概要を教えてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 長泥コミュニティセンター内に設置する遊具であります。

当初から遊具の必要性については考えておりましたが、あそこの一体的な整備の中で、一遍に遊具までは進めることができなかったという中であります。

長泥行政区からの要望も強くありましたので、村としてもやはり子供たちが来てにぎわ

いをつくらなければならない、防災センターというふうな役目ではありますが、コミュニティの中心の施設でもあるということで、そういったものも必要だろうということで、今回設置というふうな結果に至ったところであります。

遊具であります、大型の総合遊具を1基と、あとはばねによる、馬の形とかそういったものがありますが、それに乗って遊ぶような遊具を2基ほど検討しているところであります。

3番（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、21ページの農業費の中にあります委託料、農業者施工業務ということで983万1,000円の計上がありますが、この農業者施工によってどのようなメリットがあるのか質問いたします。

建設課長（高橋栄二君） 21ページの委託料、農業者施工業務ということでございますが、場所は二枚橋地区を予定しておりまして、面積としては5.17ヘクタールを予定しているという状況です。

こちらの農業者施工業務については、耕作者が暗渠工事を施工する農業者施工と呼ばれる方法を取り入れることができれば、耕作者の営農予定に応じた柔軟なスケジュールで管理を行いながら施工することが可能かという考えをもって、東北農政局と協議をしてまいりました。東北農政局からおおむね了解を得ることができたのですが、全国的にもこの農業基盤整備促進事業でもって農業者施工を実施した事例がないため、まずは試験的に農業者施工を行って、事業の進め方等、あと生産の仕方等を確認したいと考え、今回補正予算として計上をさせていただきました。

以上です。

3番（横山秀人君） 詳しい説明ありがとうございます。分かりました。

続きまして、23ページになります。こちらは林業費の中にあります委託料、遊歩道除草業務で、こちらは122万1,000円計上されていますが、花塚山の遊歩道の除草を行うということでもあります。

先日決算委員会の中で、村として遊歩道の敷地の物件があるということでご説明ありました。こちらが花塚山ということですが、今後花塚山のこの遊歩道について、村の観光資源として、どのような計画でPRしていくのかについて伺います。

総務課長（村山宏行君） 今回花塚山の遊歩道の草刈りということで要望させていただきました。こちらにつきましては、地元のほうから歩道、かつて震災前にあったんだけど、今はもうかなり木が生い茂って、行政区でやるにはちょっと厳しい状況だということがありましたので、今回計上させていただいて、まずは刈り払いを行いたいというふうに思っております。

その後は行政区のほうで、ある程度整備されれば、この後の管理は行政区のほうで行いたいということで要望を受けておりますので、そのような対応でまいりたいと思っております。

3番（横山秀人君） 震災前ではありますが、花塚山と野手上山に遊歩道をつくってということでありましたが、それぞれ一部除染はしたけれども、除染していないところもあると。

今後この作業にしても、ただ今度またこの登る方、登山する方にしても、今どのような方法、例えば役場のほうに登るための許可が必要なのか、もう自由に登っていいのか。どのような形でこの遊歩道について村は捉えているのか、回答をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） この山の取扱いということでありまして、こちらの花塚山と野手上山についてでありますけれども、今回補正予算を計上する中で、一部行政区委託も含めながら仕事をお願いして、さらには国の交付金等も今活用するということで協議を進めているところです。

その中で、ハード的には地域の方あるいは業者に手伝っていただきながら整備を進められないかということを検討しておりますが、それが出来上がった後の登山道の取扱いということ、特に放射線との関係をどうするかということについては、今明確なビジョンがあるわけではありません。一部野手上山などは除染された場所もありますので、そうしたところと、あとはそのときの空間線量率といいますか、そういうものも捉まえながら対応を考えていく必要があるのかと思っております。

なお、現状では、花塚山は今ありましたように状況が、もう入れる状況ではないのであまり立入りはないんですけれども、野手上山については地域の方なり登山の愛好者なりという方は今立入りを行っているというような状況です。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほか、ございませんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
◎日程第4、議案第66号 令和6年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）
議長（高橋孝雄君） 日程第4、議案第66号令和6年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）
議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5、議案第67号 令和5年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 6、議案第68号 令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7、議案第69号 令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8、議案第70号 令和5年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9、議案第71号 令和5年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10、議案第72号 令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長(高橋孝雄君) 特別委員会に付託しておきました日程第5、議案第67号令和5年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第6、議案第68号令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第69号令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第70号令和5年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第71号令和5年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第72号令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6議案について、一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長(佐藤眞弘君) ただいま議題となりました議案第67号から議案第72号の令和5年度一般会計決算認定並びに各特別会計決算認定審査を、9月6日から11日の3日間にわたり、8人で構成する決算審査特別委員会を開き、委員長に私佐藤眞弘、副委員長に佐藤健太委員が選出され、慎重に審査をいたしました。その経過と結果について報告します。

本特別委員会の審査の経過であります。9月6日は各課長等から担当する事務事業に係る経費の決算状況について詳細に説明を受けました。その後、9月10日、11日には決算書並びに決算に係る主要な施策の成果報告書、基金の運用状況調書、決算説明資料、監査委員の決算審査意見書などを基に、村長などに対し総括質疑を行いました。

質疑においては、各事業における成果及び事業の効果などを確認、さらに今後の課題と方針などをたしました。

その主なものは、村の情報発信や交流事業、農業を中心としたなりわい再生、不用額、未執行額などについてでありました。

このほかにも多くの事業に係る意見・指摘がなされましたので、本決算の審議を踏まえて、来年度予算、事業展開に反映いただきたいものと思います。

以上を踏まえた結果、議案第67号令和5年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第68号令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第

69号令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号令和5年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号令和5年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上の6議案については、令和4年度からの繰越事業を含め、全会計で歳出総額201億円を超す決算であり、事業も多岐にわたる中でおおむね目的に沿って執行されており、適切であると認め、全ての議案について認定すべきものと決定したので報告します。

以上で決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長（高橋孝雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから、議案第67号から議案第72号までの各議案に対する討論を行います。

8番（佐藤八郎君） 議案第67号令和5年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で発言をいたします。

去る9月6日に説明・報告を受け、9月10日、11日と審査いたしました。

村民の生活福祉向上のために予算が適正に執行されたか、行政効果や経済効果を町民に代わって評価し、その結果は本年度さらに後年度の予算編成や行政執行に、村民のために生かされるのかを審査いたしました。

私は、30項目と予算支出ある各種審議会、委員会についても村民の立場に立って審議し、私以外の委員からも100項目に近い発言があり、多種多様の質問、回答、提案がありました。現村長に代わって3年目の予算執行でしたが、前村長からの継続や国県事業の中で、村民全体の憲法に保障された生活や各種なりわいなどがどのように、今日より明日への希望や見通しを示したのか確認しましたが、原発事故で自然界に存在しない放射性物質が大空から拡散され、危険で住めない飯舘村とされ、その毒物を取り除ききちんと隔離する路線は現在に至っても村全面積の約20%に至らないのが実態であるのに、危険である標識も公示しないし、自然環境の真実、実態を無視するような執行であり、やっと本年になって町民の声や願いを聞く懇談会に至っているが、この決算においては、村民のための総合計画作成や実行があったのに、村民の声、願い、要望を把握することは努力不足であったと思うし、帰村されている村民や高齢化率等、今も避難されておられる村民への対応の問題もあるし、子供に対しては、村内施設の入園・入学者と避難先での子供への対応には、予算的にも区別され続けておられます。

決算額は多額であるが、バイオマスなど大きな予算などを差し引けば、業務によっては本当に少ない予算の中で、ご苦労されて頑張っている業務もあります。現在のような役場執行の職員室や業務の在り方を心配しているところでもあります。まして、国県や社会情勢の影響を今後まともに受けると大変危惧しているところでもあります。そういう面から、この行政執行が本当に村民の生活や町民の思いに込めているものでないという部分が私は感じられたので、反対する発言をするものであります。

以上を申し上げて、発言を終わります。

議長（高橋孝雄君）　これから、議案第67号令和5年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

反対討論ありのとき、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋孝雄君）　起立多数です。よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第68号令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋孝雄君）　この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第69号令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　異議なしと認めます。よって本案は認定することに決定しました。

これから、議案第70号令和5年度飯舘村農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第71号令和5年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第72号令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

◎日程第11、議案第73号　飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君）　日程第11、議案第73号飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから、本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第74号 飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第12、議案第74号飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

3番(横山秀人君) 県の条例が改正されたことによって村の条例も改正されるということですが、こちらについては課税免除になりますので、この免除された税金については、どのような方法で村のほうに補填されるのか伺います。

住民課長(荒 真一郎君) 今回の条例によって課税免除した分の税額補填ということについては、地方交付税による補填となります。

以上です。

議長(高橋孝雄君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第75号 特定復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第13、議案第75号特定復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第76号 商業施設売場用商品棚の取得について

議長（高橋孝雄君） 日程第14、議案第76号商業施設売場用商品棚の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） こちらの商業施設売場用商品棚ということですが、入札結果、入札方法について幾つか質問いたします。

今回は4社による指名競争入札というご説明をいただきました。しかし、4社のうち3社が辞退をして、結果として1社だけが入札という形になっております。

幾つか質問いたします。

まず、こちらについての設計における参考見積りというのは、何社から取得していたのか。また、もう一点が、辞退は入札執行前に辞退届出があったのか、それとも入札会場で辞退という形での入札があったのか、その2点について伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、1つ目のご質問であります。

予定価格を立てるに当たっての参考見積りを何社からもらっていたのかということですが、見積りをいただいていたのは1社でございます。

総務課長（村山宏行君） 今回、入札辞退のタイミングはということでございましたが、4社、指名競争入札のほうには参加をいたしました。見積り書のほうに、3社は辞退と書かれて提出されたということでございます。

3番（横山秀人君） 他市町村の入札について、その方針等が公開されていましてので幾つか見たんですけれども、指名競争入札の場合、1社になった場合は、これは不成立という自治体もございました。あと、物品に関しては辞退しても、1社でも入札はそれで成立するという自治体もございました。

飯舘村においては、この指名競争入札で1社になった場合のその規定、基準についてはどのような根拠基準があるのか質問いたします。

総務課長（村山宏行君） 入札で成立するかどうかの基準ということでございますが、本村の場合は、1社のみになった場合は成立しないとかいう、そういった基準はございません。

今回の場合は、特に入札当日参加はされましたけれども、3社がその場で辞退という形でございますので、この分については問題なく成立したものというふうに思っております。

3番（横山秀人君） 3回目の質問ということで、最後になるんですが、この入札辞退の理由、この3社の理由なんですけれども、どのような内容であったのかお聞きしたいということと、あと、うちの村には入札監視委員会となるものがないので、その場の判断だけで入札が決まってしまうわけでありまして。先ほども説明しましたが、他市町村では

きちんと指名競争で1社になった場合はこういう方式で採りますということで、きちんとした文面、それも公開しております。飯館村においても、やはり今回の入札は、ぱっと見たとき、あれっというちょっと感じがしました。それがきちんと明文化された基準の中で行われているのであればそれをお示しいただきたかったですけれども、そのような基準は明文化されていないということでもあります。

やはり、今回いい機会だったと思いますので、きちんとほかの市町村と合わせるというか、ほかの市町村を参考に、このような状況の入札になったら村はどのような対応をするかということで文書化しておいたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 今回、当日に辞退ということでございましたが、事前に入れていただく物品について、村としても協議はいたしました。参考見積りという形でとって、基準になるような形で予定価格を設定いたしました。この部分については、仕様書の中で代替品可というふうにさせていただいております。

この商品棚、大きなスーパー等で入れているもの、何か納入業者が3社ほどあるようなんですけれども、そのうちの1社から参考見積りをとって今回出したと。他社も考え得るだろうということもありまして、あらかじめ同等品可ということで、サイズも全部明示をして、それで基準を満たせば入札も可能ですという形の仕様にして出したということでございますが、あいにくとそれがそろわなかったのかということでの判断でございます。

ご指摘のとおり、1社になった場合はどうなんだというところもありますが、ほかのように少数、いわゆる限られた物品で、いわゆる納入業者も数少ないというところもございますので、その部分については今後実行させてはいただきますが、現在のところそういった基準、新たに設けるまでの必要性は感じていないというところでございます。

3番（横山秀人君） 4回目になりますかよろしいですか。議長、よろしいですか。

議長（高橋孝雄君） はい。

3番（横山秀人君） では、すごく大事なことだと思うんです。やはり入札においては競争、適正な競争入札を行うために、行うわけであります。それが結果として、1回目の応札から、入札から1社しか入札がなかったと。これは、やはりきちんと村としての姿勢は明文化して、きちんと業者、または村民にも分かるように、ほかの自治体では行っています。村としても、この入札に関してはきちんと文書化、公開するべきだと思いますが、再度質問いたします。

総務課長（村山宏行君） 1回目で予定価格を下回ったので、当然これは1回というふうになります。

また、繰り返しになりますが、この基準について、物品納入される基準のサイズ、それも全部こちらから提示をして代替品可としているものですので、これについて、いわゆる業者側の判断で、それが不可能であったので今回は辞退されたのかというふうに認識しておりますので、今回の入札に関して何ら問題となるところはなかったかというふうに思います。

ただ、ご指摘のように100%というところも結果としてありましたので、この部分につ

いては疑義があるのではないかというところがございますので、当然これは、結果についてはホームページで公表しておりますし、そういったご質問も多いかと思っておりますので、今後分かりやすい表示に努めたいと思います。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

8 番（佐藤八郎君） 入札、いろいろあるんですけれども、今横山委員からあったように、この中継り関わる業者からして分かりにくいのではないかと思うのね。今までどおりで村はいいんだという答弁なのか。横山議員から指摘あったように、そういう点を、他市町村の流れなんかを見ながら検討されていくのか。どちらでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 今回村で行ったのは指名競争入札ありますが、この指名業者につきましては、もともとこういった物品を納入できますと、そういう業者からの届出があって、それを名簿のほうに登録して、その中から今回選定をしているというところがございます。

当然、こういった特殊な物品というふうなものもございますから、そういったところで、業者がなかなか少ないという場合については改めて聞き直すというところもしておりますし、また他の自治体で多く取り入れられているということであれば、こちらも検討はしたいと思いますが、現在のところこの指名競争入札制度、特段変更する予定はございません。

8 番（佐藤八郎君） 変更する気ないけれども検討は進めたいというふうに理解していいのかな、今の答弁。

総務課長（村山宏行君） 入札につきましては常に検討しておりますし、最新の状況、それから物価等の上昇もありますので、そういったところも勘案しながら行っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第77号 福島県後期高齢者医療広域連合の規約の一部変更について

議長（高橋孝雄君） 日程第15、議案第77号福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8 番（佐藤八郎君） 一部変更ということですので、ちょっと心配な点があるのでお伺いしますけれども、今までとの、医療を受ける立場に当たってのメリット・デメリット

は、この一部変更においてどのように変わっていくのでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 今回の広域連合の規約の改正については、12月2日から現在の被保険者証が廃止され、マイナンバーと健康保険証の一体化によるマイナンバーカード保険証が運営されることにより、規約を改正するものであります。

そのマイナンバーカードの保険証のメリットということで幾つかありますが、まず1点目としてマイナンバーカード、これについては、カードとしては10年間、また電子証明書としては5年間有効期限が設定されておりまして、その期間内であれば更新することなく保険証として利用できるというものであります。

また、厚生労働省のほうで、マイナンバーカード保険証を使うメリットとして3つほどを示しております。1つ目としては、紙の保険証よりも1回当たりの医療費が20円節約できると。2つ目として、過去の診察の履歴あるいは処方された薬の履歴が残るので、医療機関が変わってもこれまでの診察の履歴が分かる、適正な薬が処方されると。3つ目として、一定程度毎月の医療費がかかる場合、高額療養費制度ということで、限度額について免除する制度がありますが、その免除を受けるには、市町村が発行する限度額適用認定証が必要になります。ただ、マイナンバーカード保険証を利用されますと、この認定証がなくても高額療養費分については限度額を超える分免除されるというメリットを示しております。

デメリットにつきましてですが、まず後期高齢者医療の保険証につきましては、毎年8月1日が保険証の切替え日となっております。今年の7月に、対象の保険者の皆様へ新しい保険証をお送りいたしました。その保険証の有効期間は来年の7月31日までということで、その期間まではマイナンバーカード保険証あるなしにかかわらず保険証を利用していただきます。

影響として、12月2日以降、今後新規の保険証の発行ができませんので、例えば国民健康保険から後期高齢医療に切り替わった方あるいは保険証を紛失された方でそれぞれマイナンバーカード保険証をお持ちでない方、さらには来年8月以降マイナンバーの保険証をお持ちでない方、こういった方につきましては、村が発行する保険証に代わる資格確認書というものを交付いたしますので、今後の診療についてはその資格確認書を医療機関の窓口で提示いただくということになりますので、現在のところ、運用開始の前ということもありまして、デメリットについては特段、今運用前ですので示されておられませんし、今後運用していく中でそういうのが分かる可能性もあるということでございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） メリットの説明も、国のマイナンバー推進の流れの中で、今説明ありましたが、それは進める側の話で、なかなか国民の中にも、村民にとっても進まない現状にあるし、非常に病院窓口、診療所窓口で混乱をしている実態をずっと見ていますけれども、デメリットの部分では、当面資格確認書交付にあるので、医療を受ける者の権利そのものはこの一部変更によって損なわれたり、医療を受ける障害になったりはしないという理解でいいのかどうか。

住民課長（荒 真一郎君） 12月2日以降発行いたします資格確認書、これは現在の保険証と記載内容も同じでありまして、これまで同様医療機関の窓口に提示してお使いいただけるものでありますので、そこの辺りの支障というのは発生しないものと考えております。以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第78号 令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）

議長（高橋孝雄君） 日程第16、議案第78号令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。
これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） 今日追加提出された補正の内容については、水道の漏水があったために、その工事費を一般会計から繰り入れるという補正であります。もちろん漏水今後も増えてくるんだろうと、あるんだろうと思うんですけども、まず水道用会計のほうに予備費とか繰越金とか、そういう漏水対応できるお金が現在あるのかどうか。また、水道のほうで何か急な工事が起きれば、その都度もう一般会計から繰り越すしかないのかについて伺います。

建設課長（高橋栄二君） 緊急対応の部分の予算はどうかということだと思いますが、繰越金としましては、例年30万円程度の繰越しとして取扱いをしてございますが、今回のように漏水事故等によって緊急対応ができるほどの予算というものを確保できておりませんでした。

今後も、公営企業会計に移行したということも踏まえまして、そういった検討もしていかなければならないのではないかなというふうなことで考えております。

3番（横山秀人君） 私もそう思います。課長がおっしゃるとおり公営企業会計、別会計になっているわけですから、きちんと修理費の積立てとか、基金とか、そういうものが公営企業会計の中で必要なかと思いました。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤八郎君） 今回は2か所の漏水っていうことですが、これ村内全体の水道管の、専門用語で何て言うのか分かりませんが、布設図面といいますか、どこにどのような水道管、何年頃入って、どういう状況に、事務的に分かるものというのは、整理

きちんとされているのかどうか、まず聞いております。

建設課長（高橋栄二君） 水道台帳と言われるもので、ここにこういう太さの管が入っているという図面、そういったものは存在しているという状況です。

8 番（佐藤八郎君） それは、全体として年代、いつ頃敷設されて、どんな状況の管が、その時代、時代によってなっているというのが分かって、その管の減価償却年数はどうなっているとか、いろいろきちんと把握して見られるものになっているのか。それによって、村としても建学的に、ある一定の漏水を防止する意味でも、予防する意味でも、工事なりそういうものができていくというか、そういう根拠になり得るものなのか伺っております。

建設課長（高橋栄二君） 減価償却とかそういったものも、今回の公営企業会計に移行する際に全て調査して、公営企業会計のほうへ移行しております。

そういった情報を踏まえまして、今後そういった維持管理に係る部分も検討していくことになっていくものというふうに考えております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第 17、議案第 79 号 令和 6 年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

議長（高橋孝雄君） 日程第 17、議案第 79 号令和 6 年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第 18、議案第 80 号 農業基盤整備促進事業（飯舘西部その 2）農業基盤整備工事（水路工）前田・八和木地区第 11 回工事請負契約について

議長（高橋孝雄君） 日程第 18、議案第 80 号農業基盤整備促進事業（飯舘西部その 2）農業基盤整備工事（水路工）前田・八和木地区第 11 回工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第19、議案第81号 飯舘村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(高橋孝雄君) 日程第19、議案第81号飯舘村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第20、閉会中の継続調査の件

議長(高橋孝雄君) 日程第20、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第21、閉会中の所管事務調査の件

議長(高橋孝雄君) 日程第21、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の所管調査の申出があります。

お諮りします。両委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、両委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎日程第22、議員派遣の件

議長(高橋孝雄君) 日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（高橋孝雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第6回飯舘村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時31分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月13日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 佐藤 眞弘

同 会議録署名議員 佐藤 一郎